

Ⅰ 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、位置づけ	2 計画の期間
○子どもの権利条例第20条で策定を規定 ○子ども・子育て支援事業計画、貧困対策についての計画を包含 ○こども計画、行動計画、子ども・若者計画として位置づけ 等	令和7年度～令和11年度の5年間
3 計画の対象	すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	SDGsの理念に基づき、各施策・事業を推進

Ⅱ めざす姿

1 めざすまちの姿
子どもの権利条例の理念に基づき、4つのまちの姿を設定 (1)子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち (2)子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にすまち (3)子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち (4)子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち
2 めざす姿
子ども 安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者 自分の居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭 保護者が仕事と家庭生活のバランスをはかりながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会 子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会
3 成果指標
めざす姿の実現の程度を評価するため、成果指標と5年後の目標値を設定

Ⅲ 現状と課題

1 現状	
(1)子ども・若者を取り巻く現状 (2)子育て家庭を取り巻く現状 (3)社会を取り巻く現状	
2 現状から見える主な課題	
子ども	■体験・交流の場や機会の提供 ■不登校児童生徒への対応
	■子ども・若者の自殺対策
若 者	■居場所の提供 ■将来への希望をかなえる支援
子育て家庭	■ワーク・ライフ・バランスの推進 ■経済的な支援 ■子育ての孤立感の解消
社 会	■子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

Ⅳ 計画の基本的な視点

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点 (2)当事者参画の視点 (3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点 (4)支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点 (5)多様な地域資源との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点 (6)将来への希望の形成と実現をはかる視点
--

めざす姿の実現に向け、基本的な視点に基づき、課題に対応するための施策を実施

Ⅴ 施策・事業

1 施策・事業の概要			
(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)	子どもの健康・いのちの支援	(12)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(3)	安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	(13)	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
(4)	多様な居場所と交流・体験の支援	(14)	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
(5)	子ども中心の学びの支援	(15)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(6)	子ども・若者の未来の応援	(16)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(8)	経済的負担の軽減	(18)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
(10)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	(20)	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり
2 子どもの未来全力応援			
子どもの未来全力応援の取り組み趣旨と該当する事業一覧を掲載			
3 施策・事業			
施策のもとに、施策を推進する事業を位置づけ			
4 進捗管理			
計画の実施状況について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を反映させるよう努める			

Ⅵ 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の対象
妊婦及びその配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及びその保護者
2 基本的な考え方
(1)区域の設定 (2)量の見込み算出の考え方
3 各事業の量の見込み及び提供体制の確保
(1)教育・保育等事業 (2)地域子ども・子育て支援事業 (3)子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進 に関する体制の確保 (4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

Ⅶ 資料編

(1)策定経過 (2)策定体制 (3)子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方 (答申概要)	(4)なごや子どもの権利条例 (5)名古屋市子どもの権利擁護委員条例 (6)名古屋市児童を虐待から守る条例 (7)市民意見聴取の結果
--	---

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画（案） パブリックコメントの概要

1 意見募集期間

令和6年12月18日（水）～令和7年1月17日（金）

2 市民意見提出状況

（1）提出方法別の人数及び件数

区 分		人 数	件 数
郵 送	大 人	2 人	11 件
	子ども	2 人	3 件
ファックス	大 人	87 人	91 件
	子ども	0 人	0 件
電子メール	大 人	9 人	10 件
	子ども	0 人	0 件
Logo フォーム	大 人	27 人	64 件
	子ども	16 人	29 件
持 参	大 人	0 人	0 件
	子ども	0 人	0 件
計	大 人	125 人	176 件
	子ども	18 人	32 件

〈補足〉ファックスによる提出者 87 人の意見はすべて、「留守家庭児童健全育成事業助成」にかかるもの

（2）市民意見の内訳

【大人】

項 目	件 数
計画策定の考え方	2 件
めざす姿	2 件
現状と課題	0 件
計画の基本的な視点	4 件
施策・事業	166 件
子ども・子育て支援事業計画	1 件
その他	1 件

【大人】施策別意見数

施 策 名		件 数
施策 1	子どもの権利を守り生かすことへの支援	1 件
施策 2	子どもの健康・いのちの支援	7 件
施策 3	安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	9 件
施策 4	多様な居場所と交流・体験の支援	107 件
施策 5	子ども中心の学びの支援	5 件
施策 6	子ども・若者の未来の応援	2 件
施策 7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	8 件
施策 8	経済的負担の軽減	1 件
施策 9	地域全体での子育て支援	8 件
施策 10	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	1 件
施策 11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	7 件
施策 12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	0 件
施策 13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	7 件
施策 14	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	1 件
施策 15	社会的養育が必要な子どもへの支援	0 件
施策 16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	0 件
施策 17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	1 件
施策 18	外国につながる子どもとその家庭への支援	2 件
施策 19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	0 件
施策 20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	0 件

※複数施策にまたがる意見を含むため、「施策・事業」への意見提出総件数と合計が一致しない。

〈補足〉施策 4 への意見 107 件のうち 102 件は「留守家庭児童健全育成事業助成」にかかるもの

【子ども】

項 目	件 数
子どもの権利	1 件
健康・いのち	2 件
安全で快適な環境	3 件
居場所と交流・体験	6 件
学び（学校生活）	3 件
その他	17 件

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029

名古屋市子どもに関する総合計画

(案)

— 目 次 —

	ページ
I 計画策定の考え方	1
1 策定の趣旨、位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象	1
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	4
II めざす姿	5
1 めざすまちの姿	5
2 めざす姿	6
3 成果指標	7
III 現状と課題	8
1 現状	8
2 現状から見える主な課題	40
IV 計画の基本的な視点	43
V 施策・事業	45
1 施策・事業の概要	45
2 子どもの未来全力応援	46
3 施策・事業	47
4 進捗管理	143
VI 子ども・子育て支援事業計画	145
1 子ども・子育て支援事業計画の対象	145
2 基本的な考え方	145
3 各事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容	150
VII 資料編	190
1 策定経過	190
2 策定体制	191
3 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申概要)	200
4 なごや子どもの権利条例	204
5 名古屋市子どもの権利擁護委員条例	210
6 名古屋市児童を虐待から守る条例	215
7 市民意見聴取の結果	220

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定します。
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定します。
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進します。

2 計画の期間

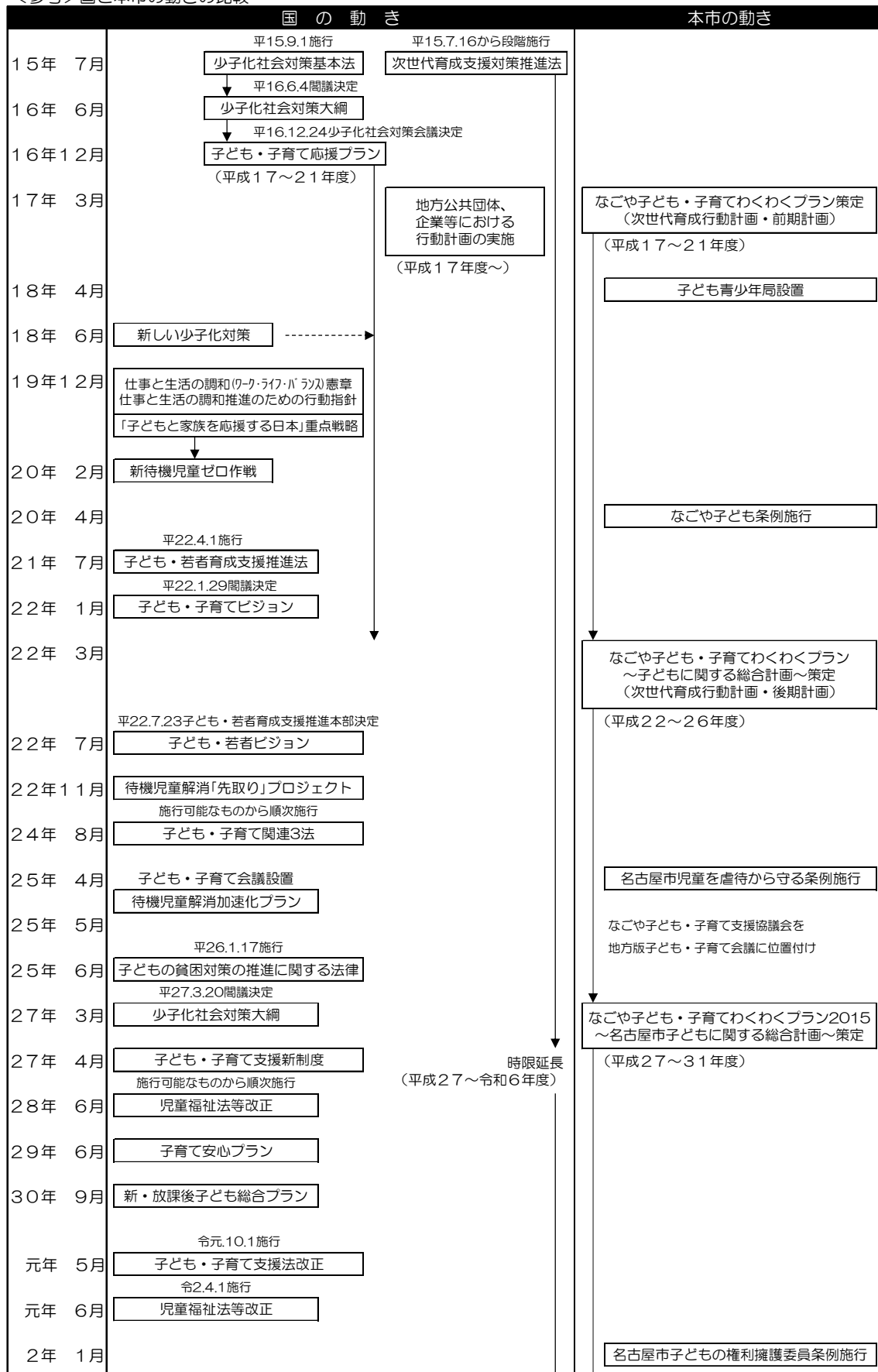
令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

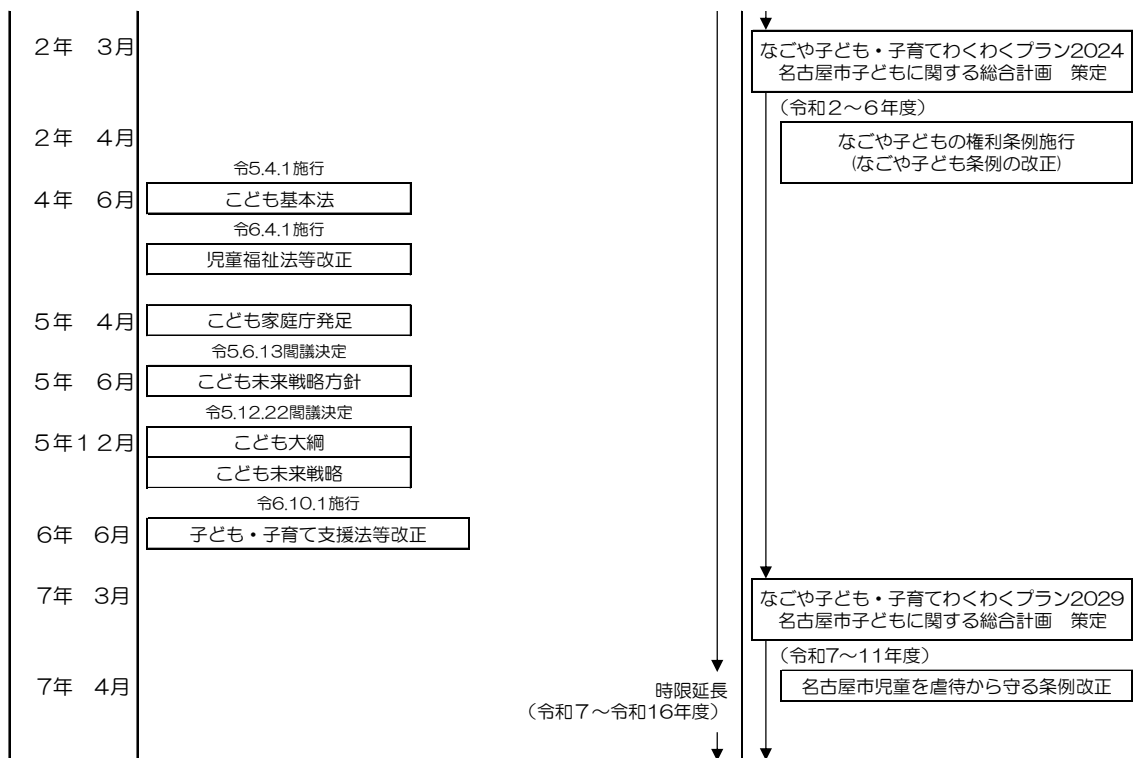
3 計画の対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

子育て家庭は「養育者、里親等を含む子どもを養育している家庭」、社会は「社会全体と社会を構成するあらゆる団体(市、地域住民等、学校等関係者、事業者等)」を指します。

<参考>国と本市の動きの比較





国と本市の動きの比較

4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成 27 年に国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の 17 の目標であり、地域の持続的な発展にとっても大変重要な目標です。そのため、本市が長期的展望に立ったまちづくりを進める上では、あらゆる施策を SDGs の理念を踏まえながら推進することとなっています。

本計画においても、SDGs の理念に基づき、各施策・事業を進めます。

SDGs の 17 の目標



本計画に関連する主な SDGs の目標

1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Ⅱ めざす姿

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちをつくります。

(1) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち

子どもの権利は、すべての子どもが生まれながらに持っている日常的な権利であるという意識を社会全体で醸成し、子どもの権利を守る文化を育むまちをめざします。

(2) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にすまち

子ども自身が考えや思いを表明し、その声にしっかりと耳を傾け、子どもの主体性を重視することで、子ども自身の主観に基づいて子どもが「幸せである」と感じながら暮らせるまちをめざします。

(3) 子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち

子どもが発達していく中で、自分に権利があることを知った上で、同じように他人にも権利があるということを知り、お互いを尊重しながら、社会の中で協力し合って人間的に豊かな生活をおくる大人へと成長することを支えるまちをめざします。

(4) 子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち

子ども自身の育つ力を大切にしながら、身近な場所で必要な支援が受けられ、安心して、喜びを感じながら出産や子育てができるよう、地域のさまざまな人たちのつながりをいかし、社会全体で子どもを育てていくまちをめざします。

2 めざす姿

本計画における対象それぞれの 10、20 年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向け計画を推進していきます。

(1)子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

(2)若者

自分の居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者

(3)子育て家庭

保護者が仕事と家庭生活のバランスをはかりながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

(4)社会

子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

本計画の計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「令和 5 年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と 5 年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 自分のことを好きと答える子どもの割合	75.6%	86.0%
② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	69.5%	77.0%
③ まわりの子の意見を大切にしながらも、自分の意見を言える子どもの割合	55.1%	66.0%
④ 今の生活に満足している子どもの割合	83.7%	95.0%以上

(2) 若者にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① ほっとできる場所、居心地のよい場所がある若者の割合	93.9%	97.0%
② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	46.1%	60.0%
③ 他の人に必要とされていると感じる若者の割合	68.5%	71.0%
④ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	93.2%	96.0%

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 保護者が子育てを通じて幸せを感じた割合	80.3%	85.0%
② 子育てに関する悩みや困りごとを相談する相手や場所がある保護者の割合	87.9%	91.0%
③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	47.3%	35.0%
④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	34.4%	24.0%

(4) 社会にかかる成果指標

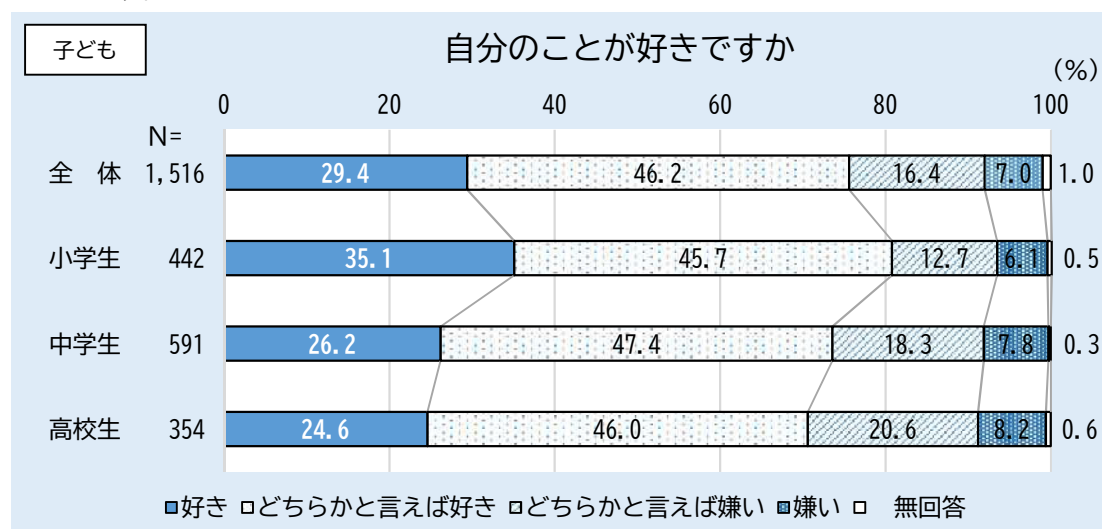
成果指標	現状値	目標値
① 子どもにとって大切な権利が保障されていると感じる子どもと保護者の割合	78.1%	81.0%
② 子ども・子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	35.9%	47.0%
③ 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合	26.7%	36.0%
④ 名古屋市の子ども・子育て支援策に満足していない保護者の割合(10 項目の平均)	29.5%	23.0%

Ⅲ 現状と課題

1 現状

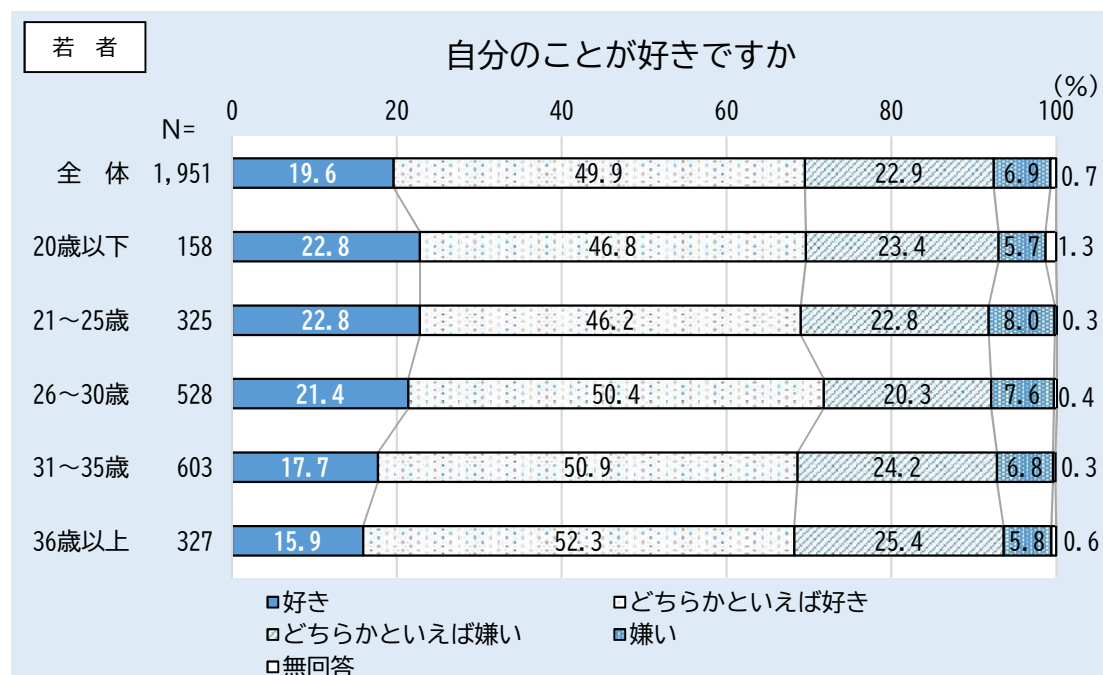
(1) 子ども・若者を取り巻く現状

■子どもへの「自分のことが好きですか」という質問に対して、全体では、「好き」が 29.4%、「どちらかといえば好き」が 46.2%でした。高校生になるにつれて、「好き」の割合が低くなっています。



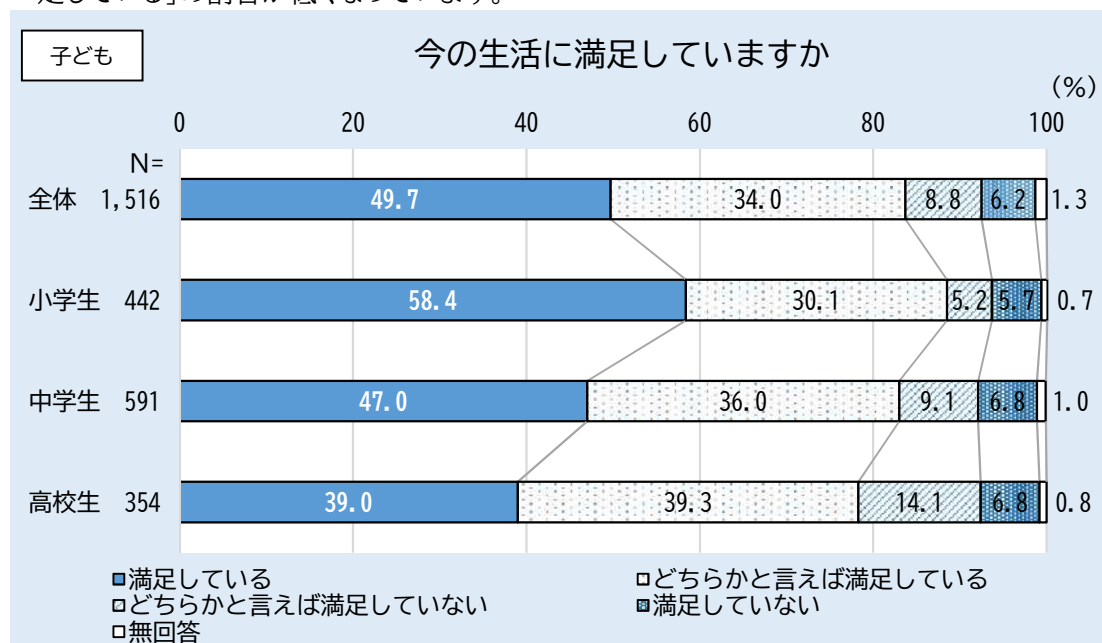
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■若者への「自分のことが好きですか」という質問に対して、全体では、「好き」が 19.6%、「どちらかといえば好き」が 49.9%でした。



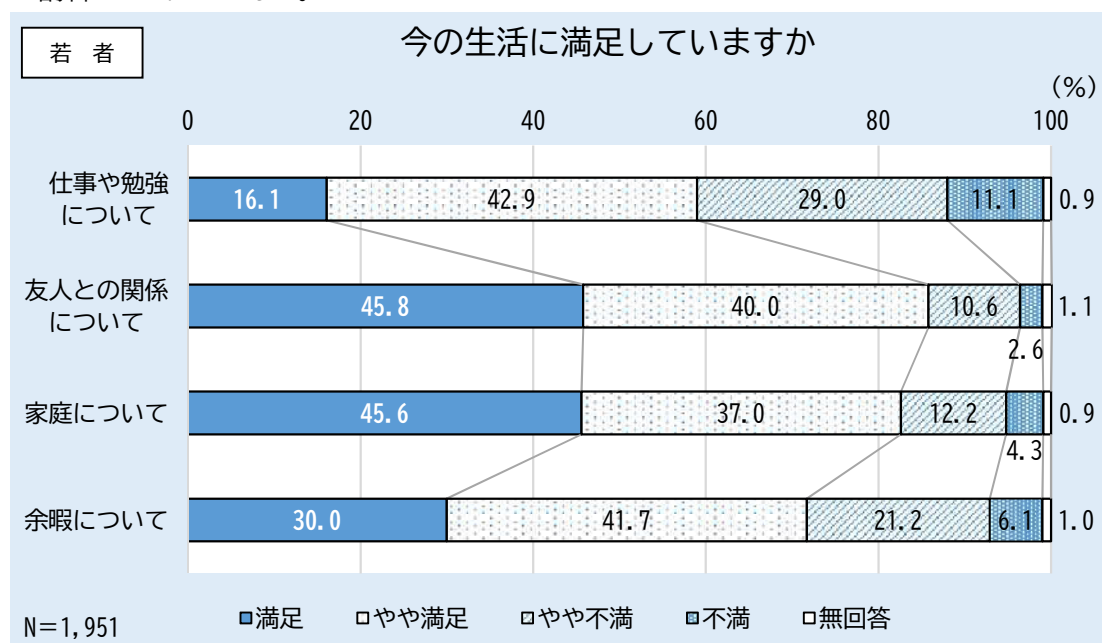
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■子どもへの「今の生活に満足していますか」という質問に対して、全体では、「満足している」が49.7%、「どちらかと言えば満足している」が34.0%でした。高校生になるにつれて、「満足している」の割合が低くなっています。



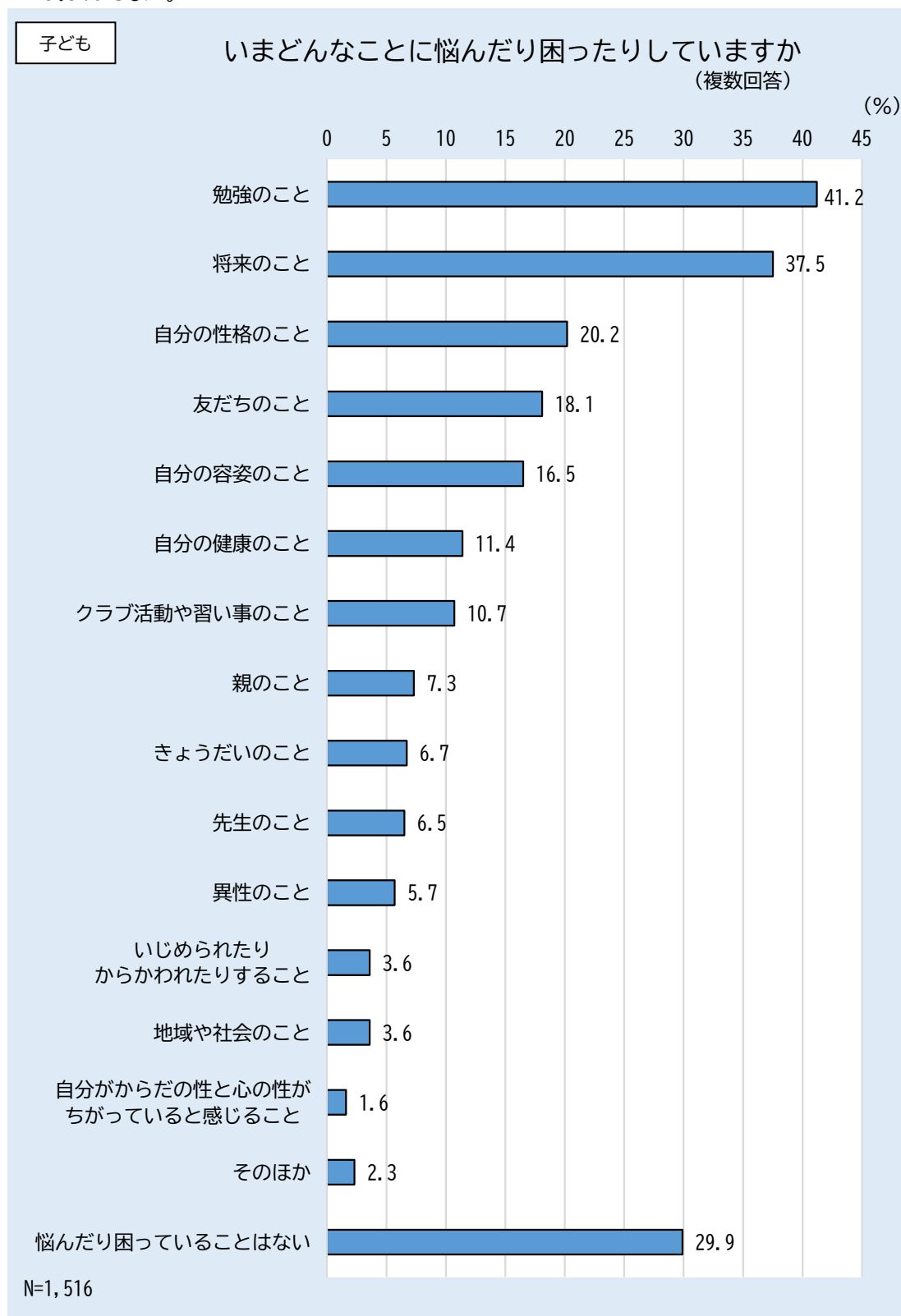
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■若者への「今の生活に満足していますか」という質問に対して、友人との関係について「満足」、「やや満足」を合わせた割合が85.8%、家庭について「満足」、「やや満足」を合わせた割合が82.6%でした。



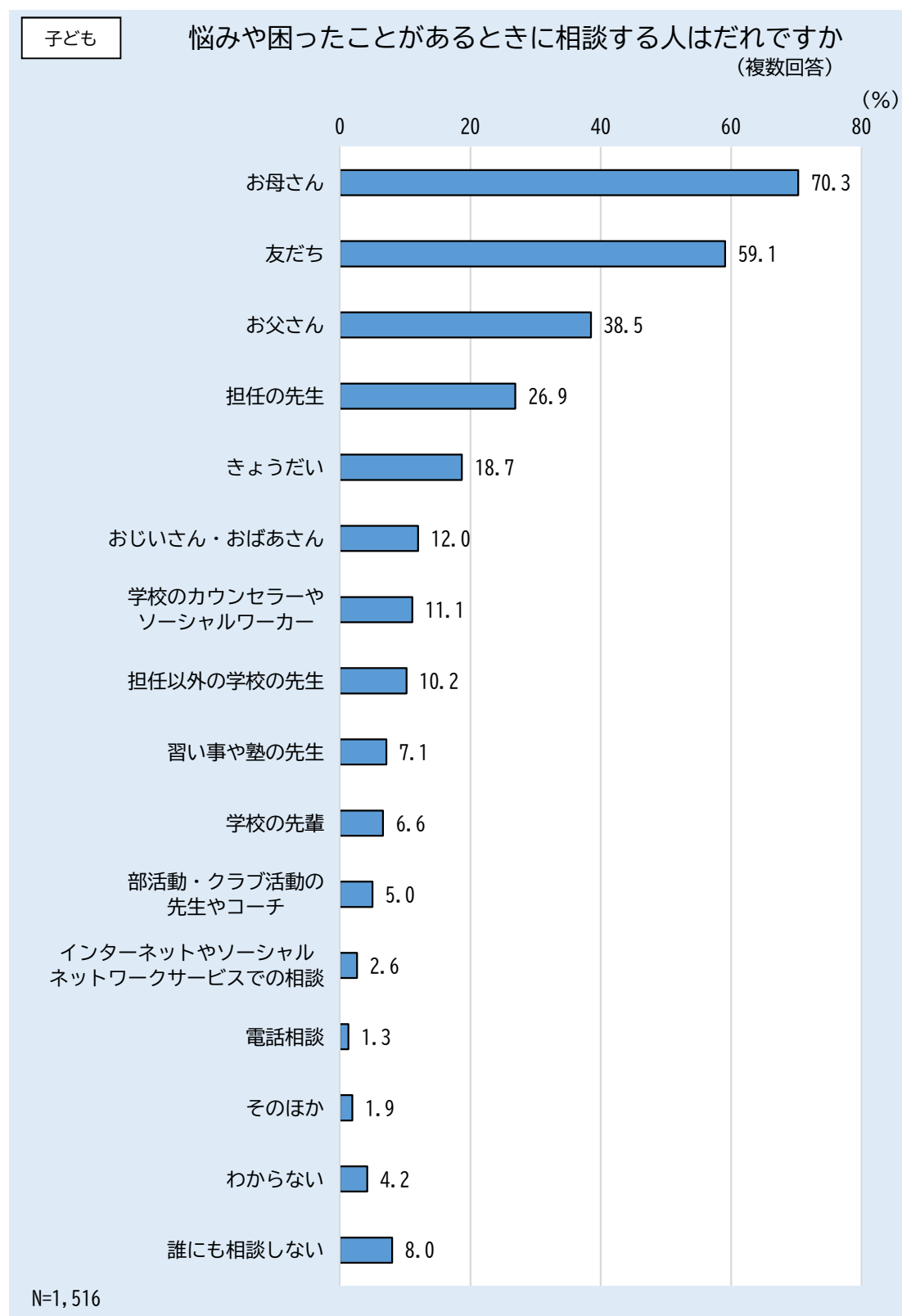
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■子どもへの「いま、どんなことに悩んだり困ったりしていますか」という質問に対して、「勉強のこと」が 41.2%、「将来のこと」が 37.5%でした。一方、「悩んだり困っていることはない」は 29.9%でした。



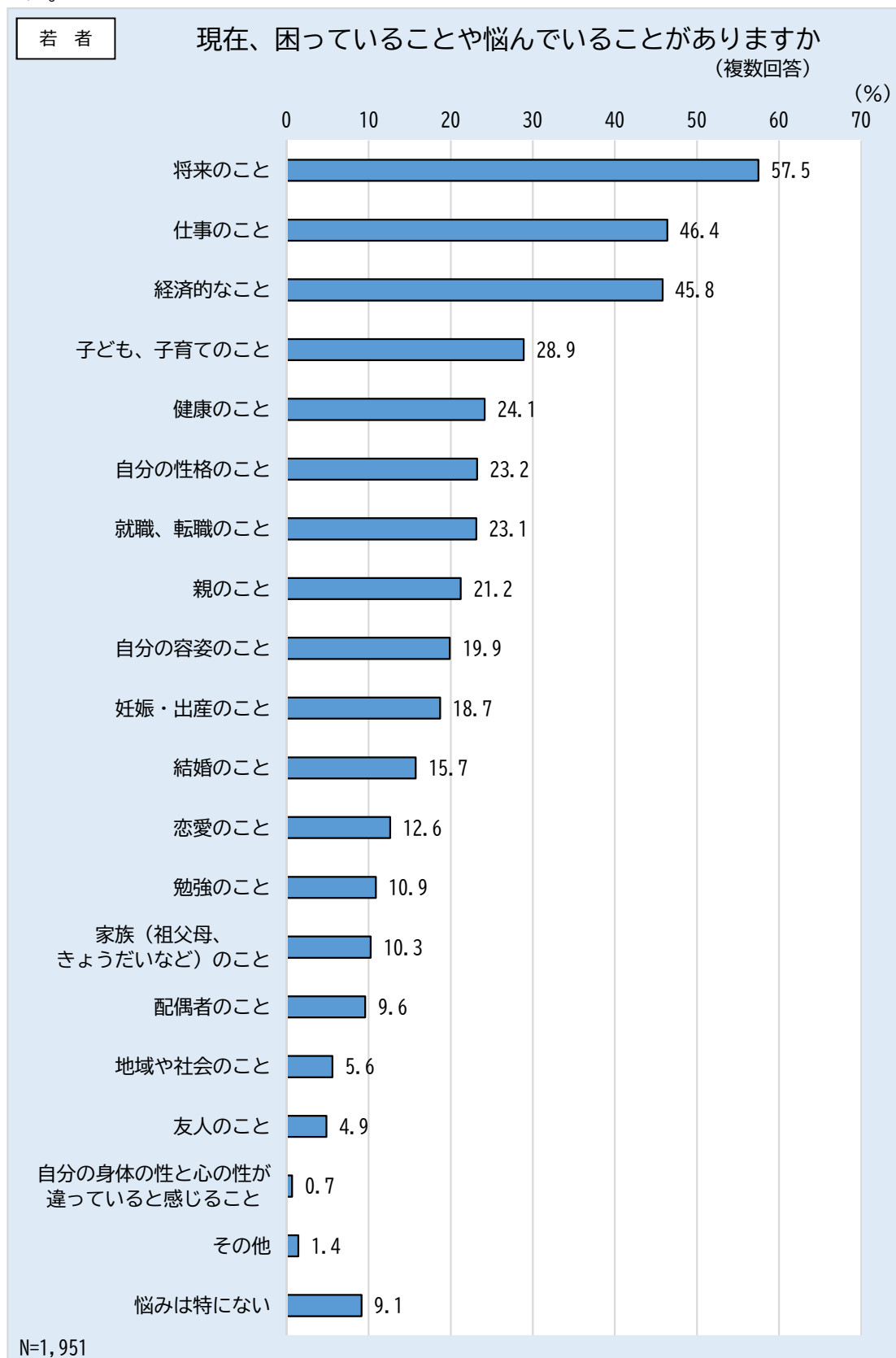
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■子どもへの「悩みや困ったことがあるときに相談する人はだれですか」という質問に対して、「お母さん」が 70.3%、「友だち」が 59.1%でした。一方、「誰にも相談しない」は 8.0%でした。



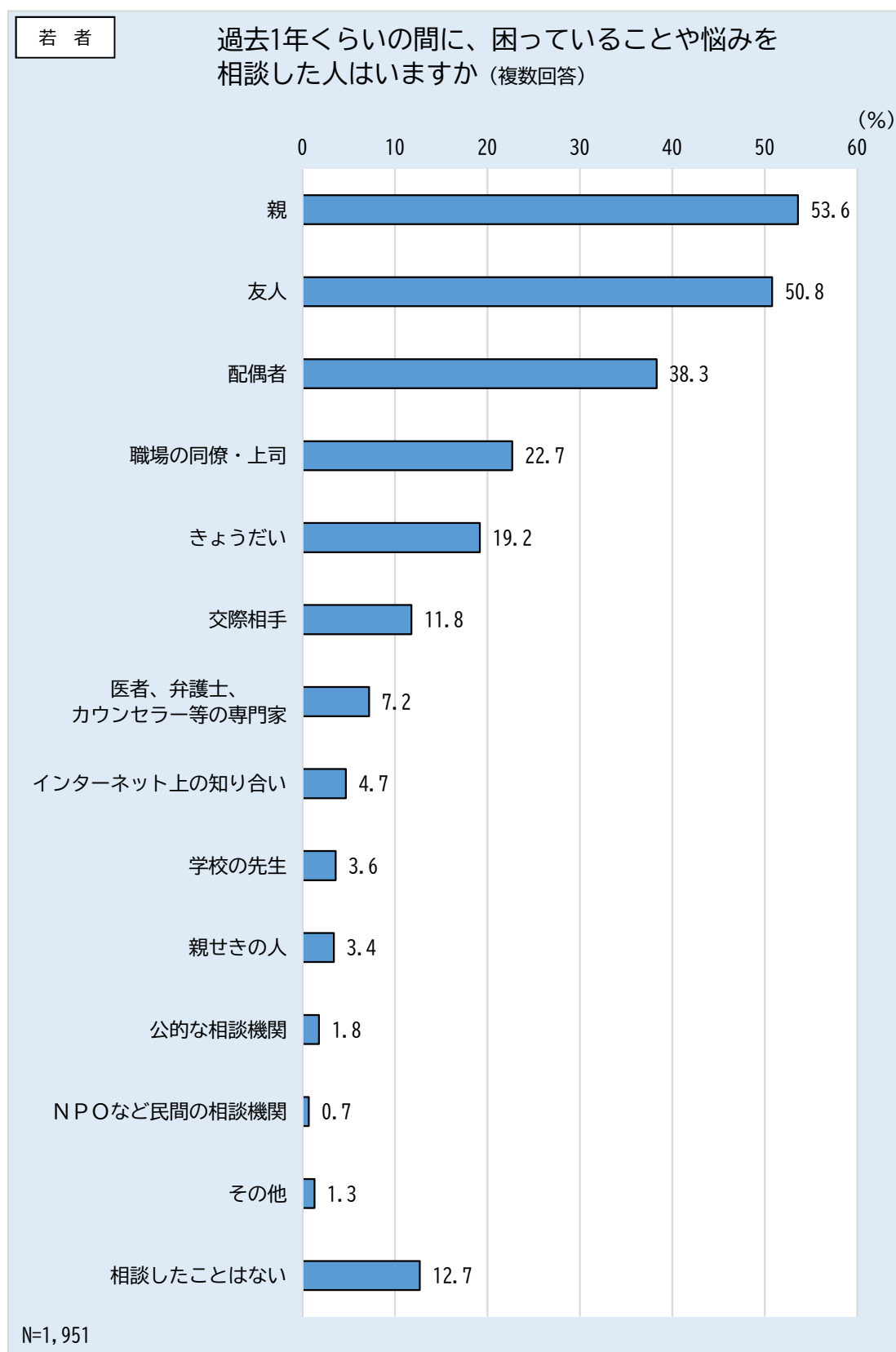
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■若者への「現在、困っていることや悩んでいることがありますか」という質問に対して、「将来のこと」が57.5%、「仕事のこと」が46.4%でした。一方で、「悩みは特にはない」は9.1%でした。



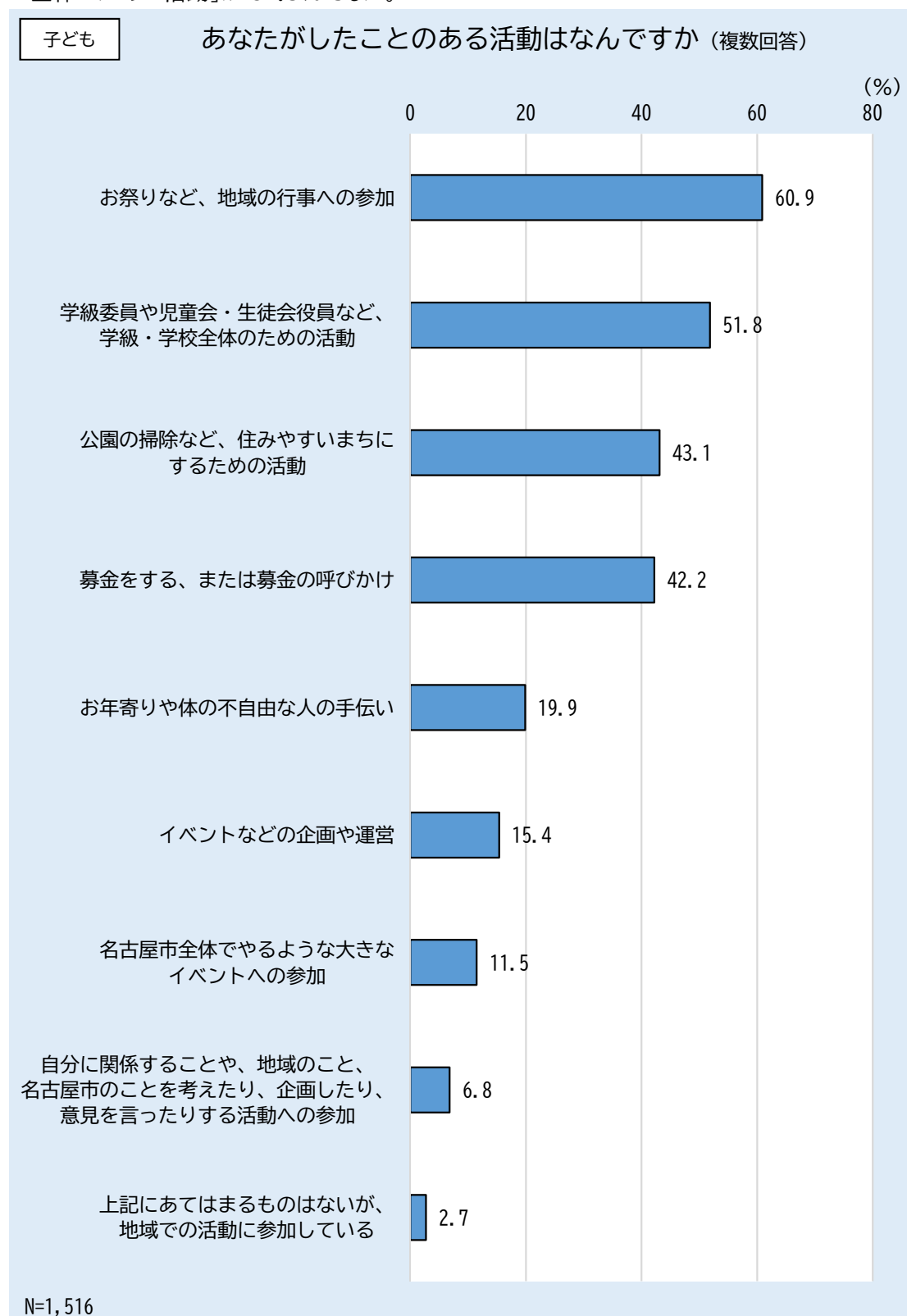
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「過去、困っていることや悩みを相談した人はいいますか」という質問に対して、「親」が53.6%、「友人」が50.8%でした。一方、「相談したことはない」は12.7%でした。



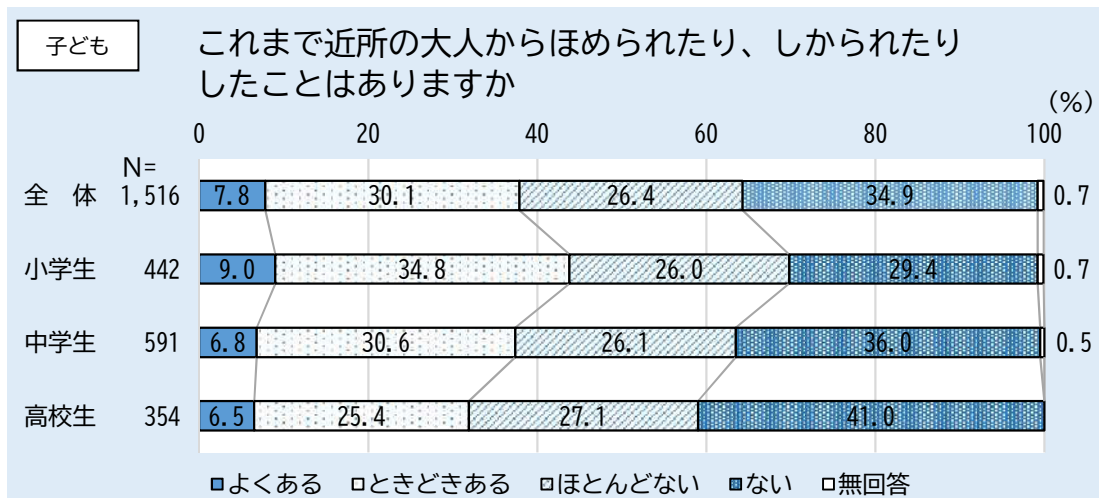
（出典：令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査）

■子どもへの「あなたがしたことのある活動はなんですか」という質問に対して、「お祭りなど、地域の行事への参加」が 60.9%、次いで「学級委員や児童会・生徒会役員など、学級・学校全体のための活動」が 51.8%でした。



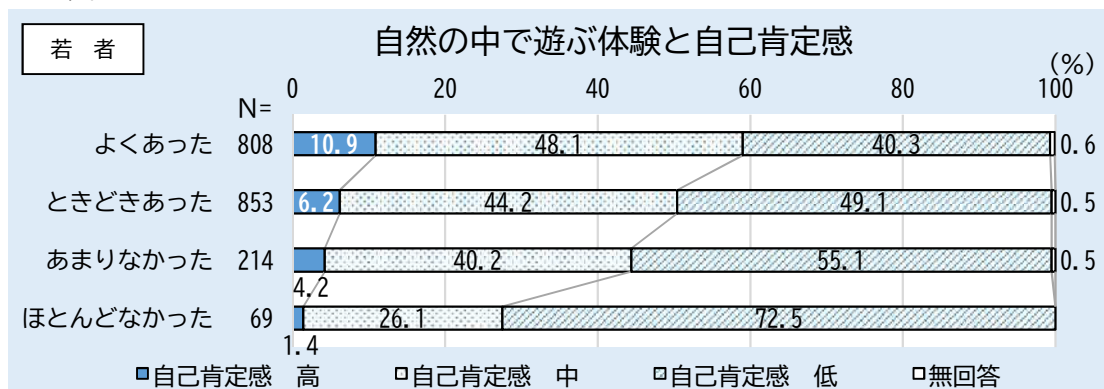
（出典：令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査）

■子どもへの「これまで近所の大人からほめられたり、しかられたりしたことはありますか」という質問に対して、全体では、「よくある」が7.8%、「ときどきある」が30.1%でした。高校生になるにつれて、「よくある」「ときどきある」の割合が低くなっています。



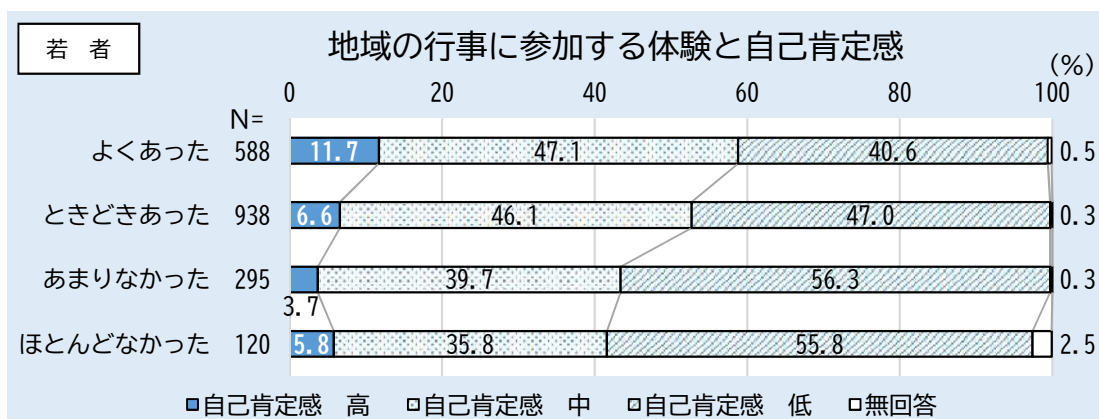
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■小学生・中学生の頃に自然の中で遊ぶ体験をした若者ほど「自己肯定感」が高い傾向があります。



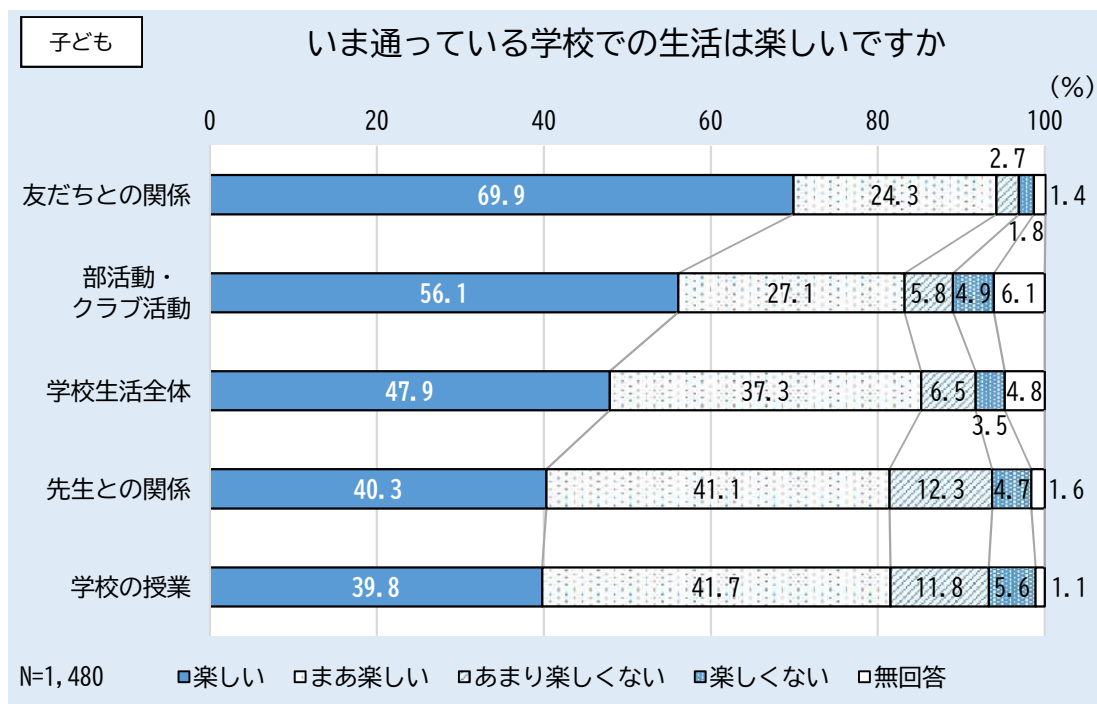
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■小学生・中学生の頃に地域の行事に参加する体験をした若者ほど「自己肯定感」が高い傾向があります。



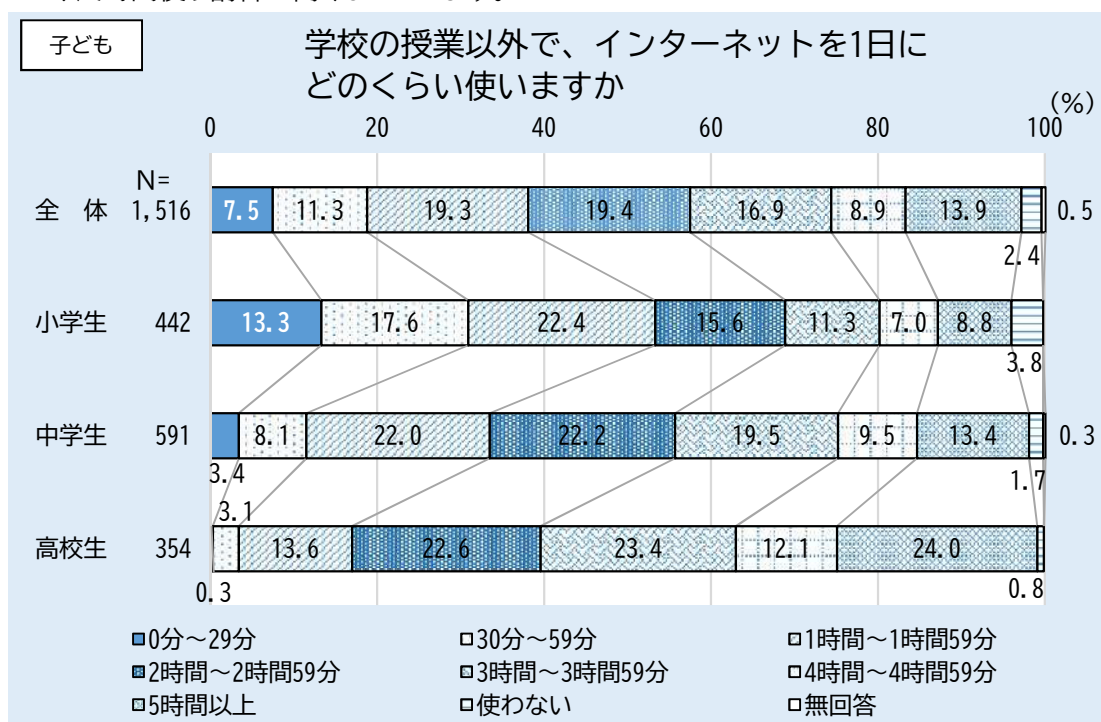
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■子どもへの「いま通っている学校での生活は楽しいですか」という質問に対して、「友だちとの関係が楽しい」が69.9%、「部活動・クラブ活動が楽しい」が56.1%でした。



(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

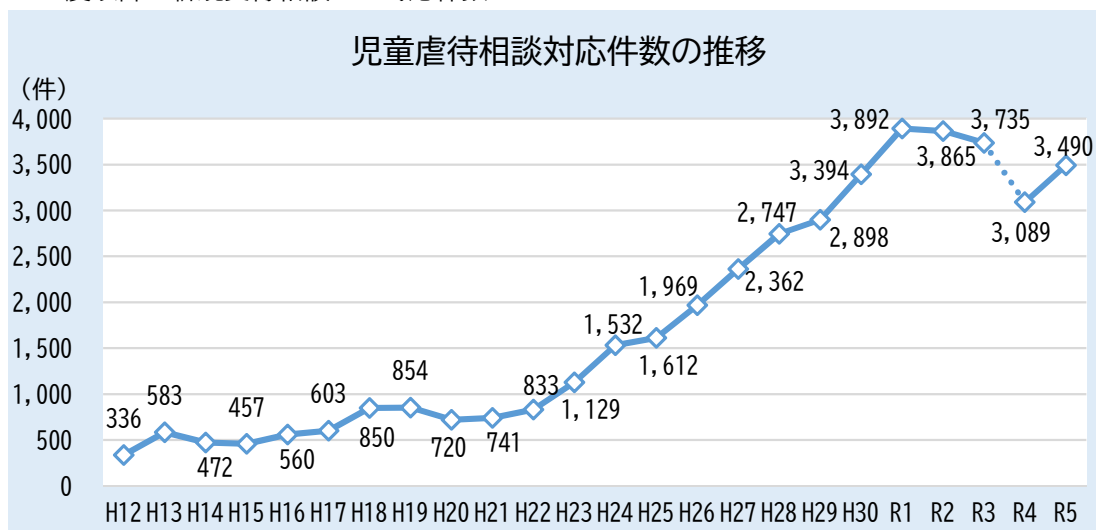
■子どもへの「学校の授業以外で、タブレット、パソコンやスマートフォン、携帯電話などでインターネットを1日にどのくらい使いますか」という質問に対して、全体では、「2時間～2時間59分」が19.4%、次いで「1時間～1時間59分」が19.3%でした。高校生になるにつれて、長時間使う割合が高くなっています。



(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

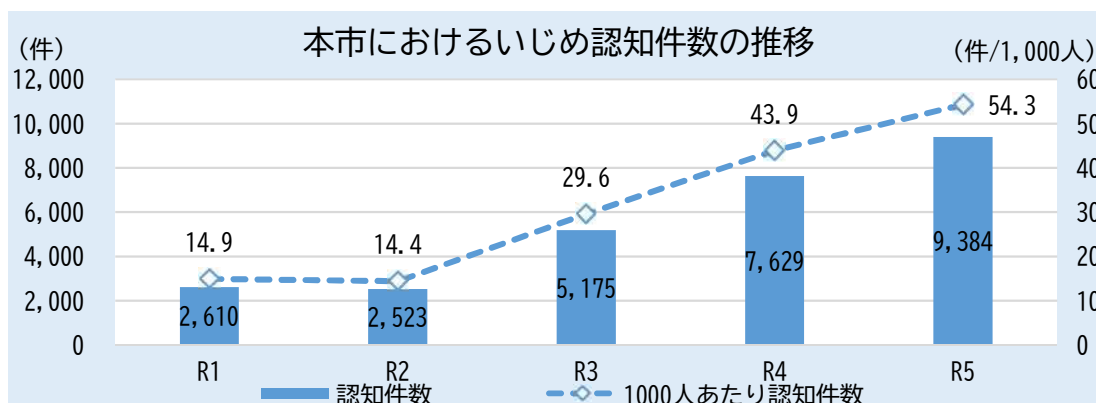
■令和 5 年度の児童虐待相談対応件数は 3,490 件(前年比 13.0%増)でした。

※令和 3 年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和 4 年度以降は新規受付相談への対応件数



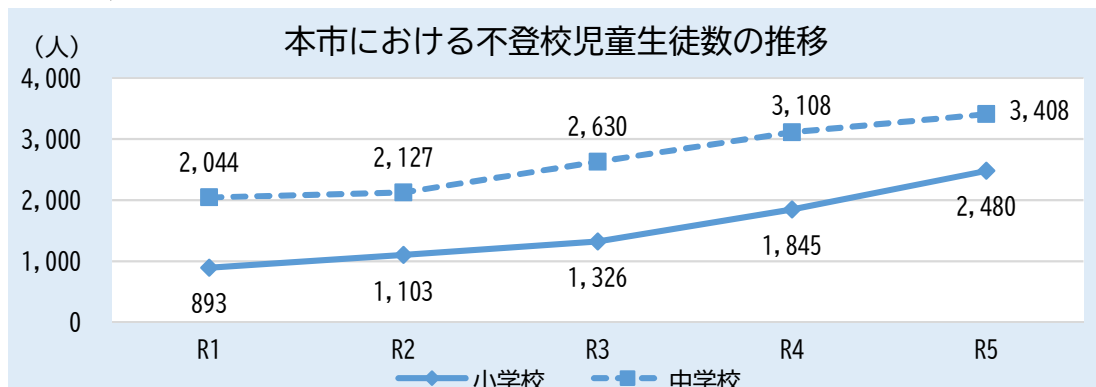
(出典:名古屋市子ども青少年局調べ)

■市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における令和 5 年度のいじめ認知件数は 9,384 件、1,000 人あたり認知件数は 54.3 でした。



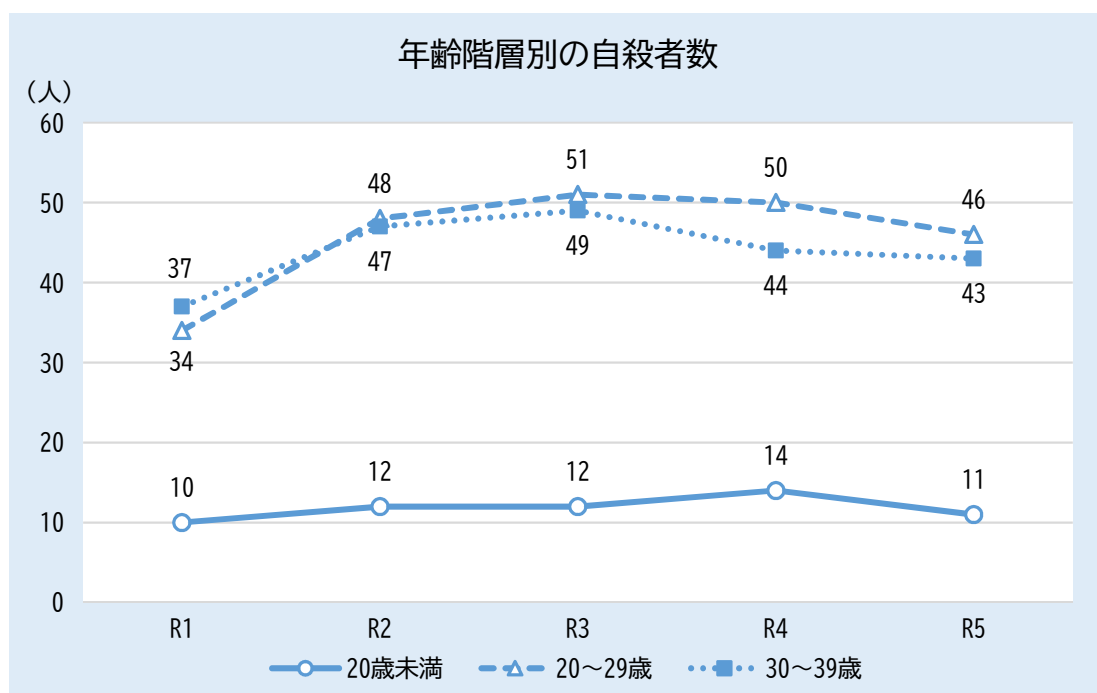
(出典:名古屋市教育委員会調べ)

■令和 5 年度に 30 日以上不登校となった児童生徒数は市立小学校で 2,480 人、市立中学校で 3,408 人でした。



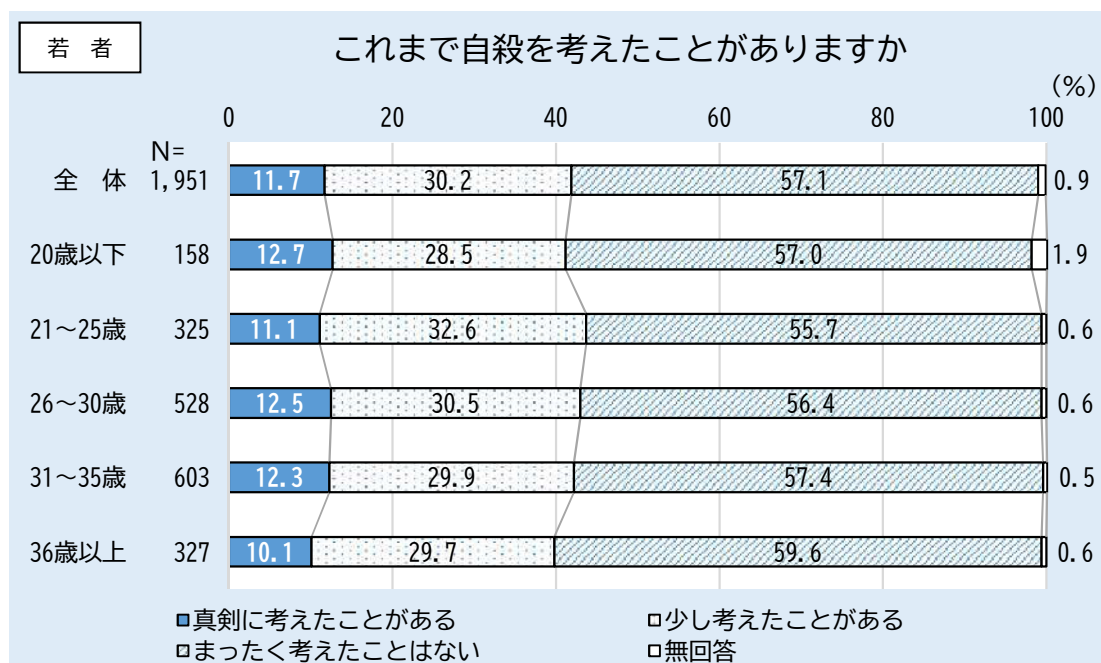
(出典:名古屋市教育委員会調べ)

■本市の令和 5 年の自殺者数は、20 歳未満で 11 人、20～29 歳で 46 人、30～39 歳で 43 人でした。



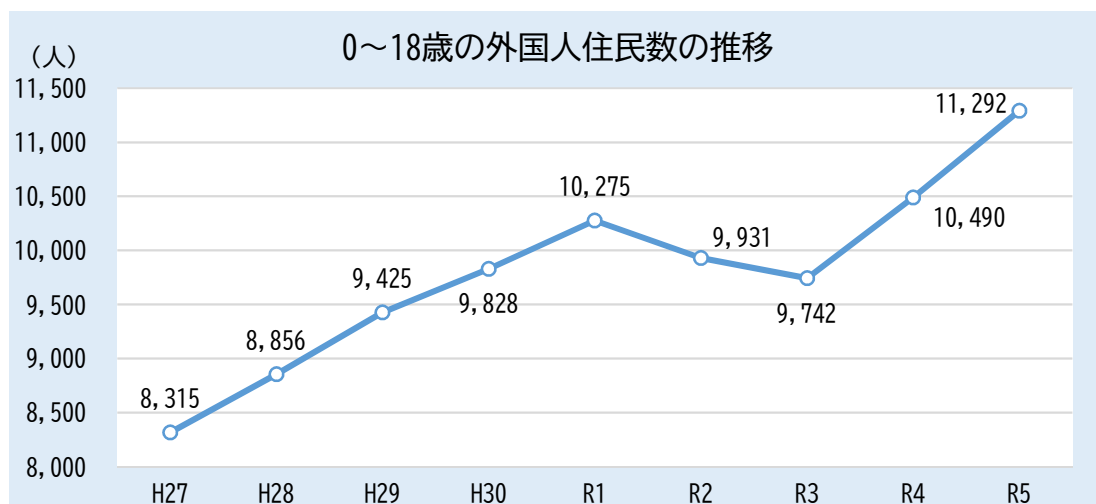
(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

■若者への「これまで自殺を考えたことがありますか」という質問に対して、全体では、「真剣に考えたことがある」が 11.7%、「少し考えたことがある」が 30.2%でした。



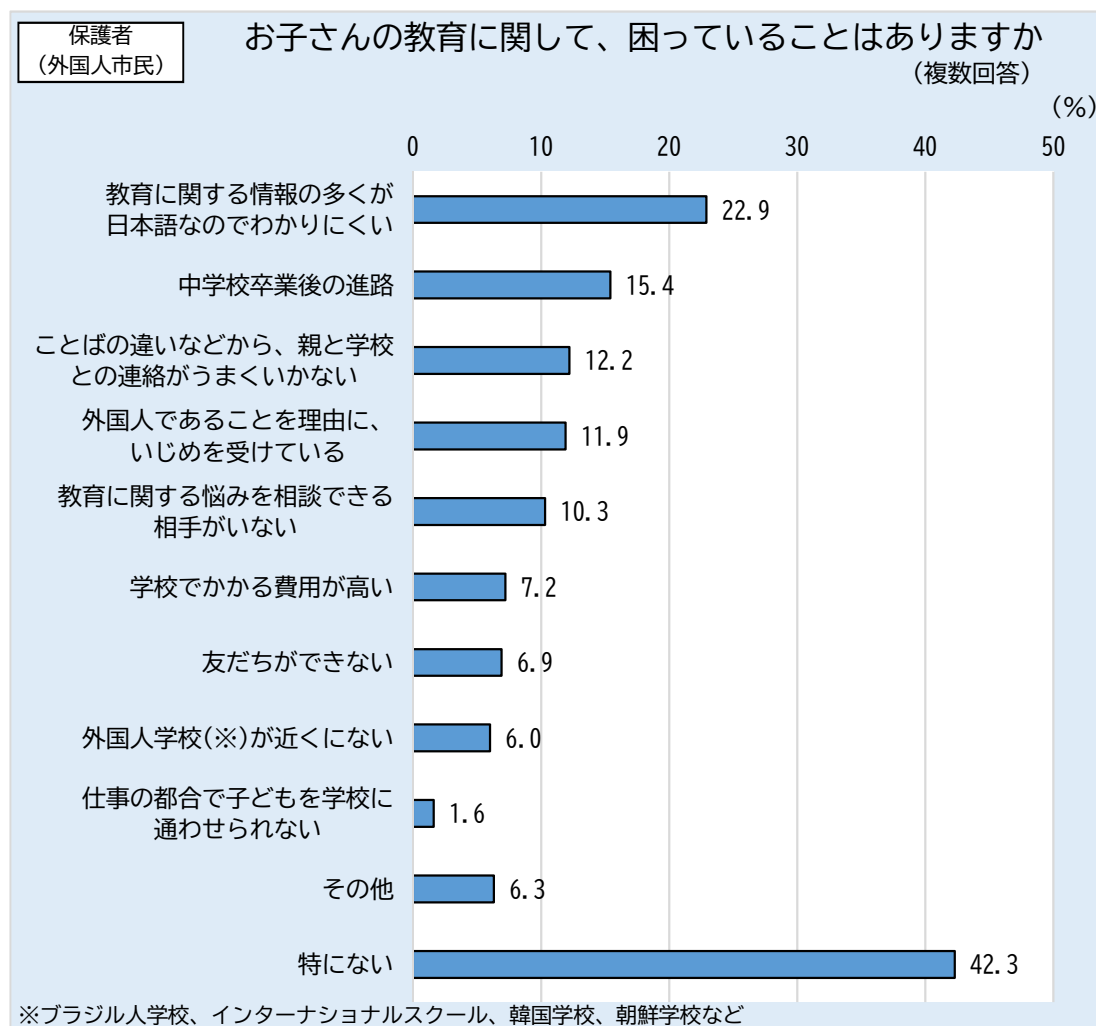
(出典:令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■0～18 歳の外国人住民数は令和 5 年末で 11,292 人でした。



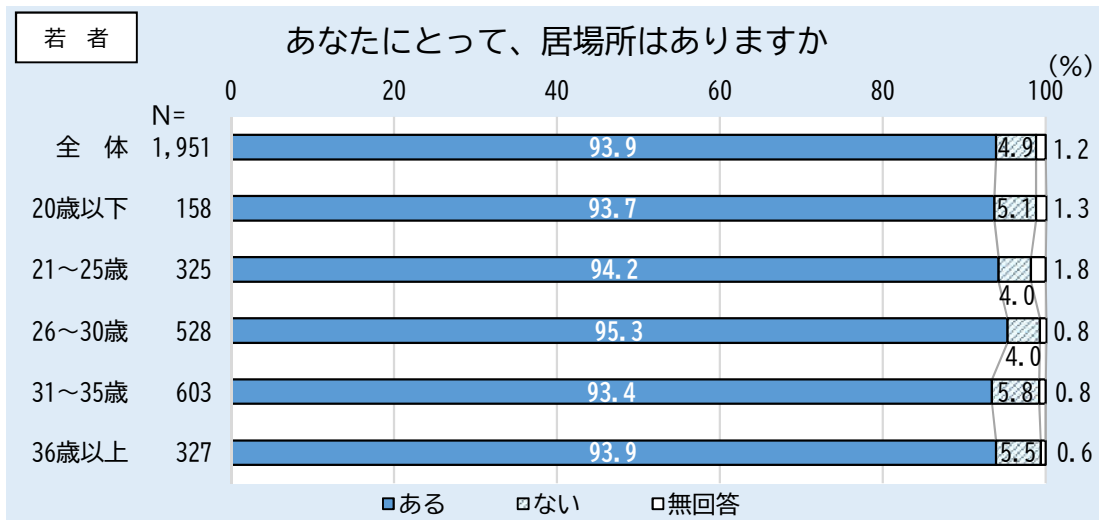
(出典:名古屋市外国人住民統計)

■「令和 2 年度 名古屋市外国人市民アンケート調査」によると、お子さんの教育に関して困っていることとして、「教育に関する情報の多くが日本語なのでわかりにくい」が 22.9%、「中学校卒業後の進路」が 15.4%でした。



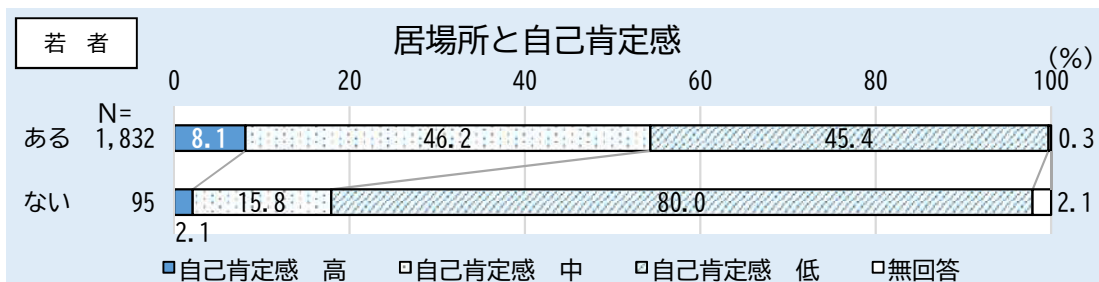
(出典:令和 2 年度 名古屋市外国人市民アンケート調査)

■若者への「あなたにとって、居場所(ほっとできる場所、居心地のよい場所)はありますか」という質問に対して、全体では、「ある」が93.9%、「ない」が4.9%でした。



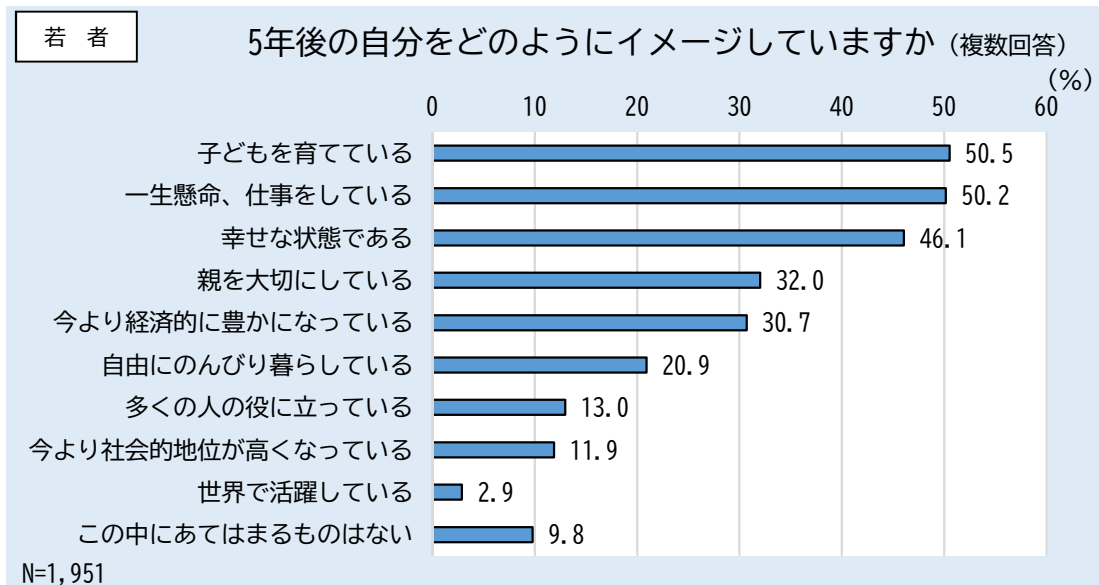
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■居場所がある若者の方が、「自己肯定感」が高い傾向があります。



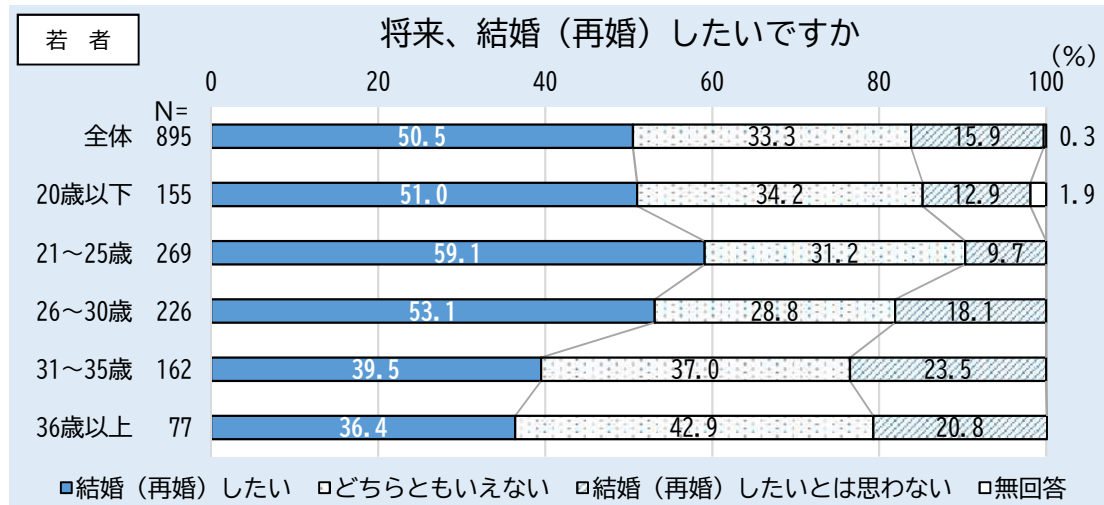
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「5年後の自分をどのようにイメージしていますか」という質問に対して、「子どもを育てている」が50.5%、「一生懸命、仕事をしている」が50.2%でした。



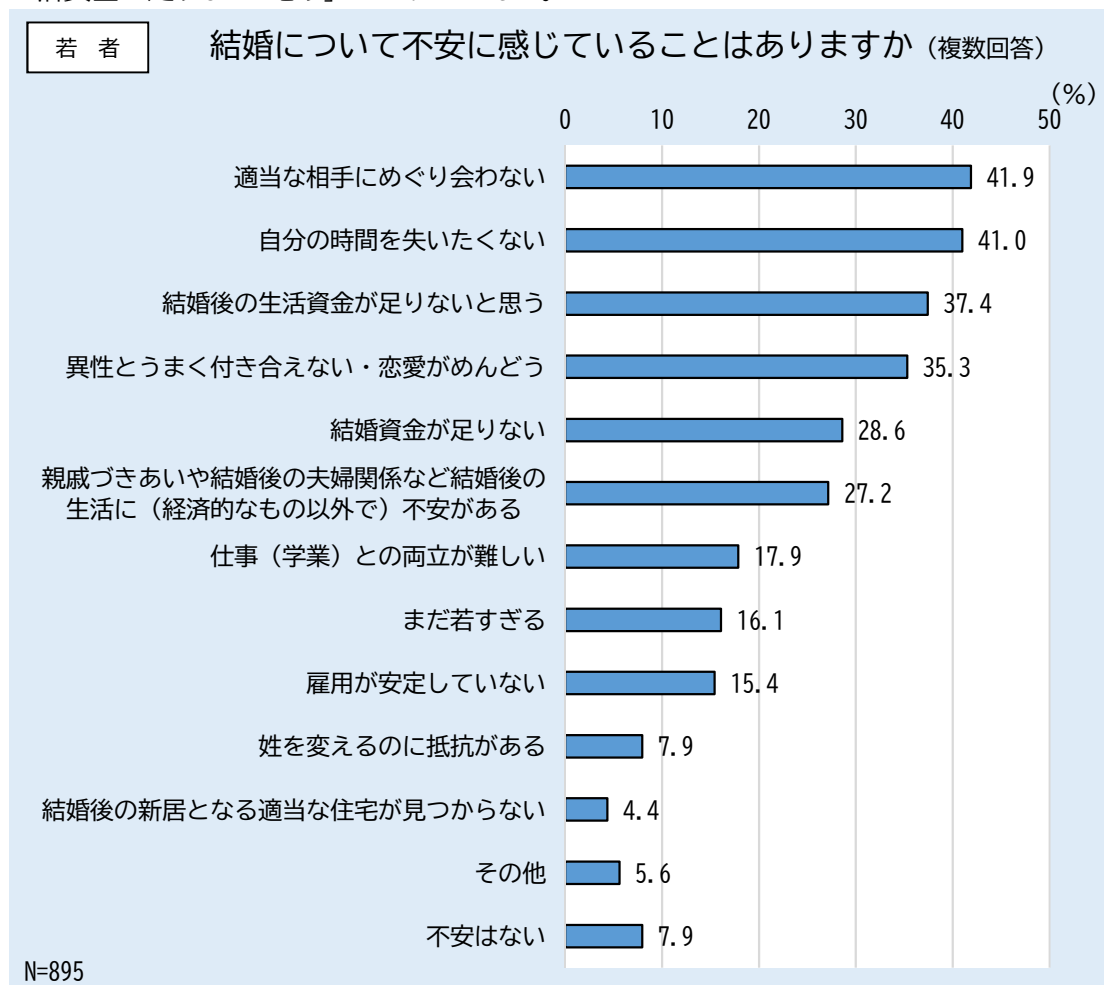
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「将来、結婚(再婚)したいですか」という質問に対して、全体では、「結婚(再婚)したい」が50.5%でした。



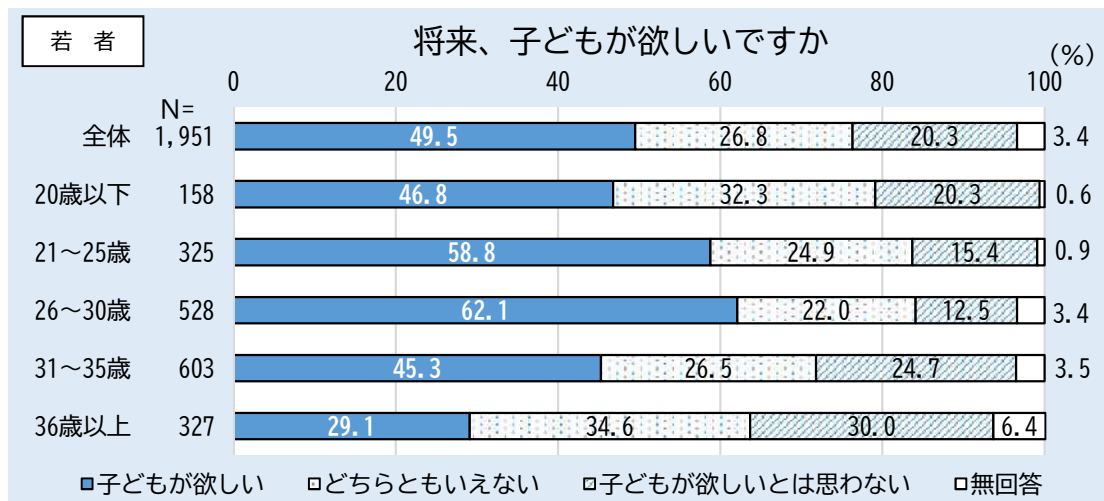
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「結婚について不安に感じていることはありますか」という質問に対して、「適当な相手にめぐり会わない」が41.9%、「自分の時間を失いたくない」が41.0%、「結婚後の生活資金が足りないと思う」が37.4%でした。



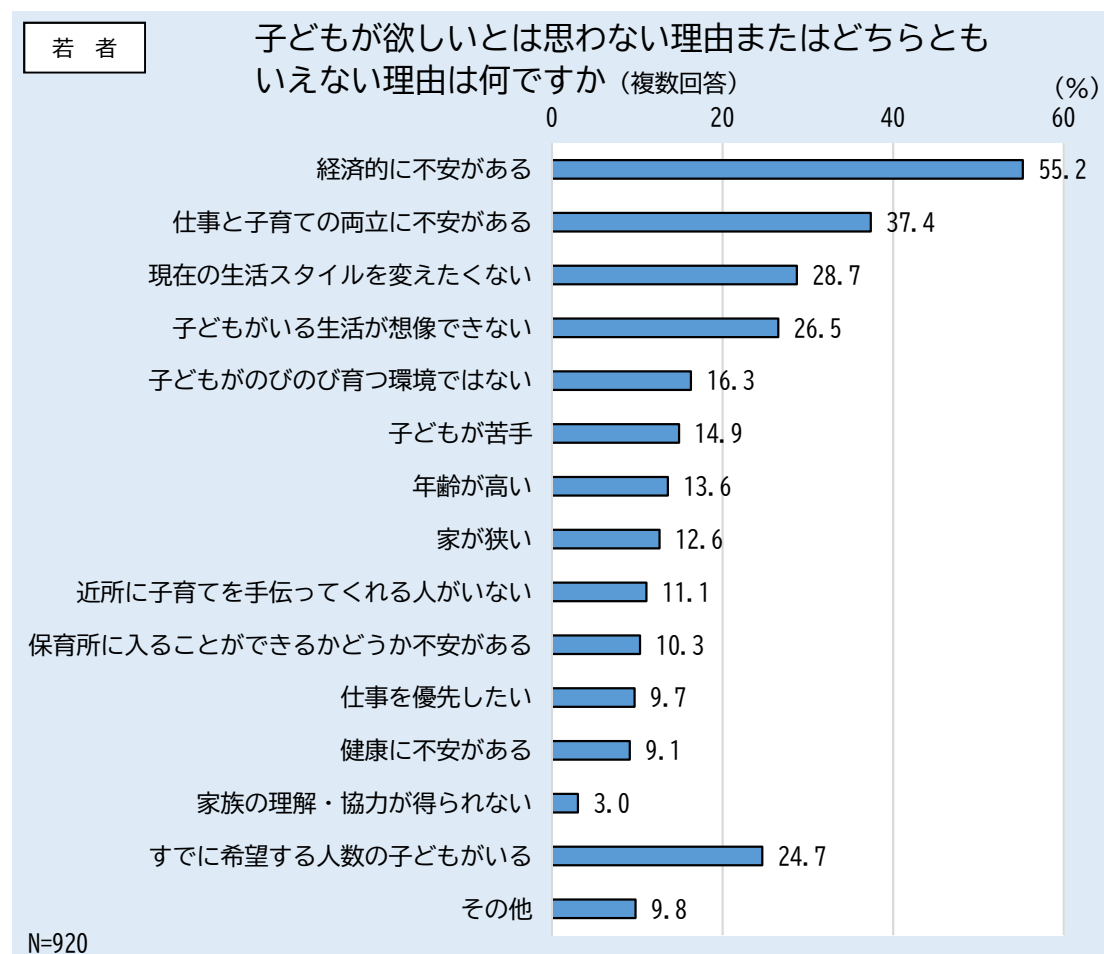
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「将来、子どもが欲しいですか」という質問に対して、全体では、「子どもが欲しい」が49.5%でした。



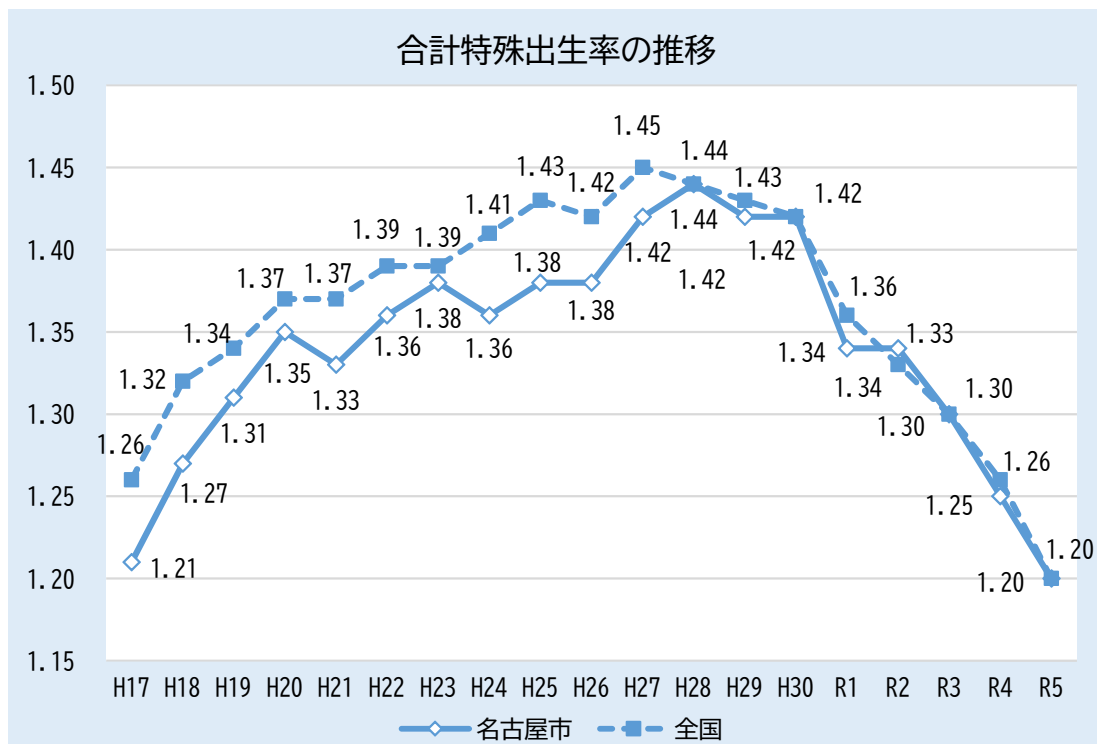
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■若者への「子どもが欲しいとは思わない理由またはどちらともいえない理由は何ですか」という質問に対して、「経済的に不安がある」が55.2%、「仕事と子育ての両立に不安がある」が37.4%、「現在の生活スタイルを変えたくない」が28.7%でした。



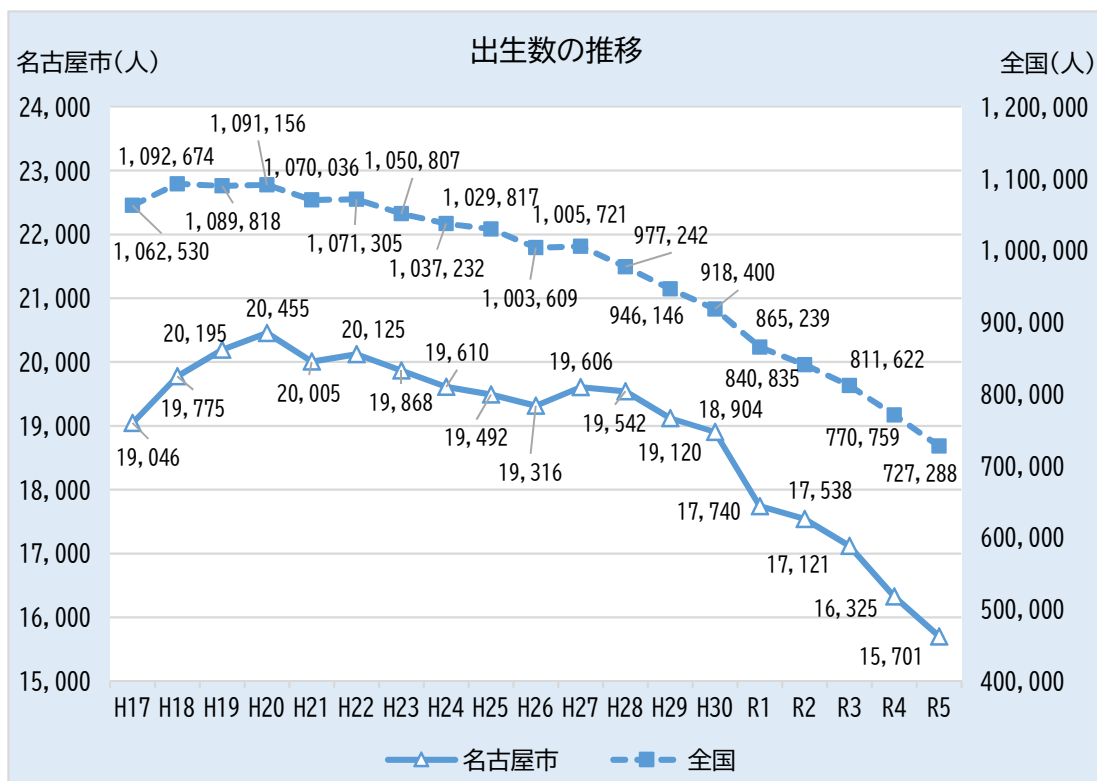
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 若者調査)

■本市の合計特殊出生率は、平成 28 年をピークに下降傾向となっています。



(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

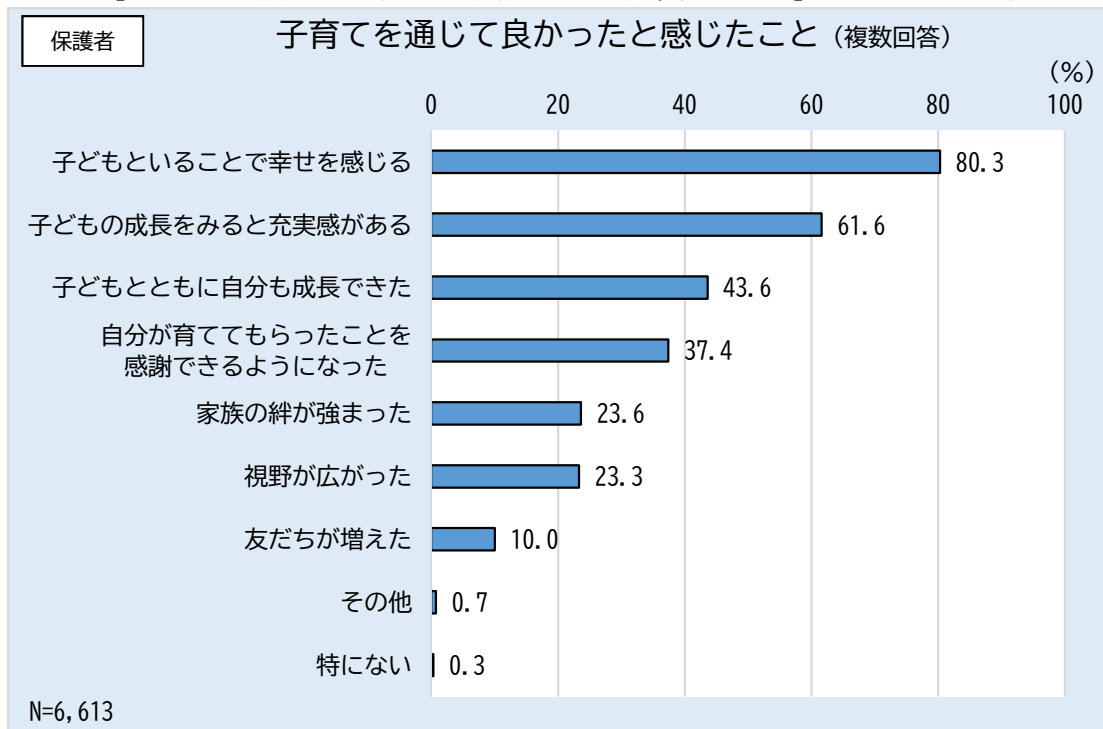
■本市の出生数は、平成 15 年頃から 19,000 人～20,000 人で推移していましたが、近年減少傾向にあり、令和 5 年の出生数は 15,701 人となっています。



(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

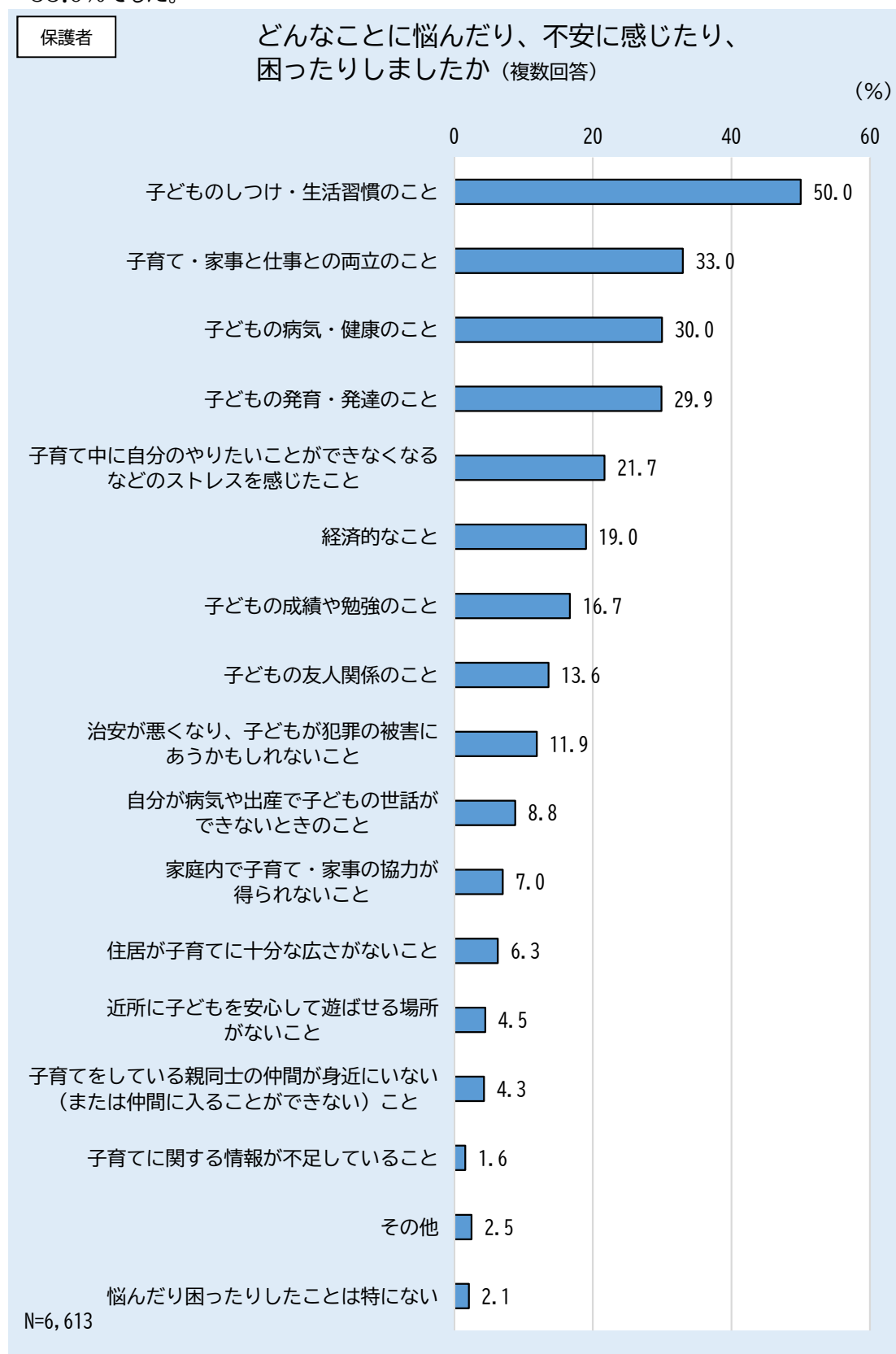
(2)子育て家庭を取り巻く現状

■保護者に子育てを通じて良かったと感じたことを聞いたところ、「子どもといることで幸せを感じる」が80.3%、次いで「子どもの成長をみると充実感がある」が61.6%でした。



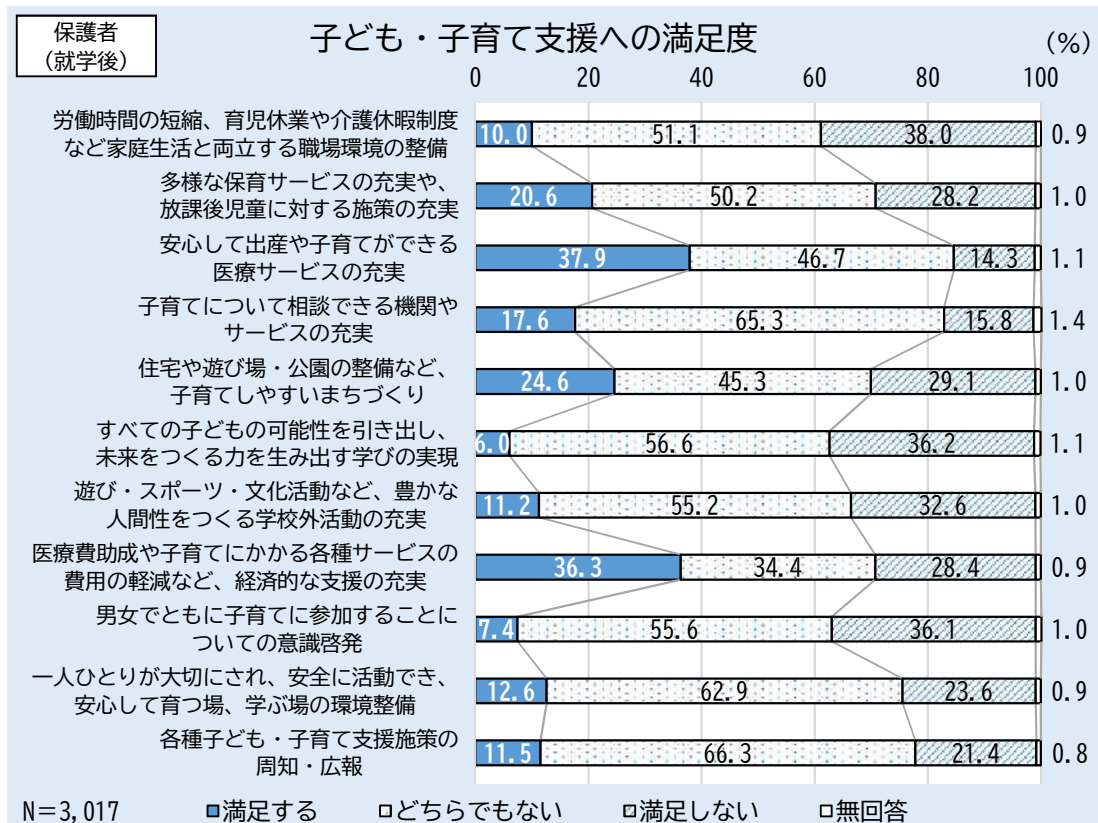
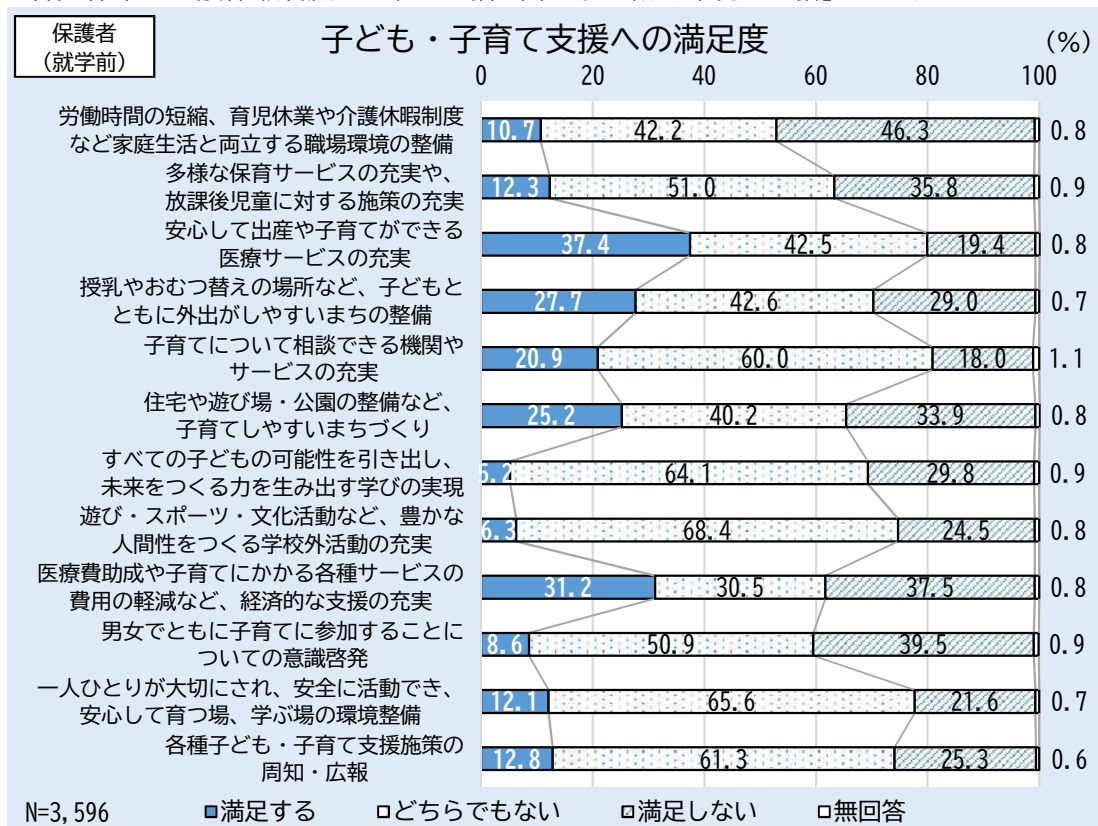
（出典：令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査）

■保護者への「どんなことに悩んだり、不安に感じたり、困ったりしましたか」という質問に対して、「子どものしつけ・生活習慣のこと」が 50.0%、「子育て・家事と仕事との両立のこと」が 33.0%でした。



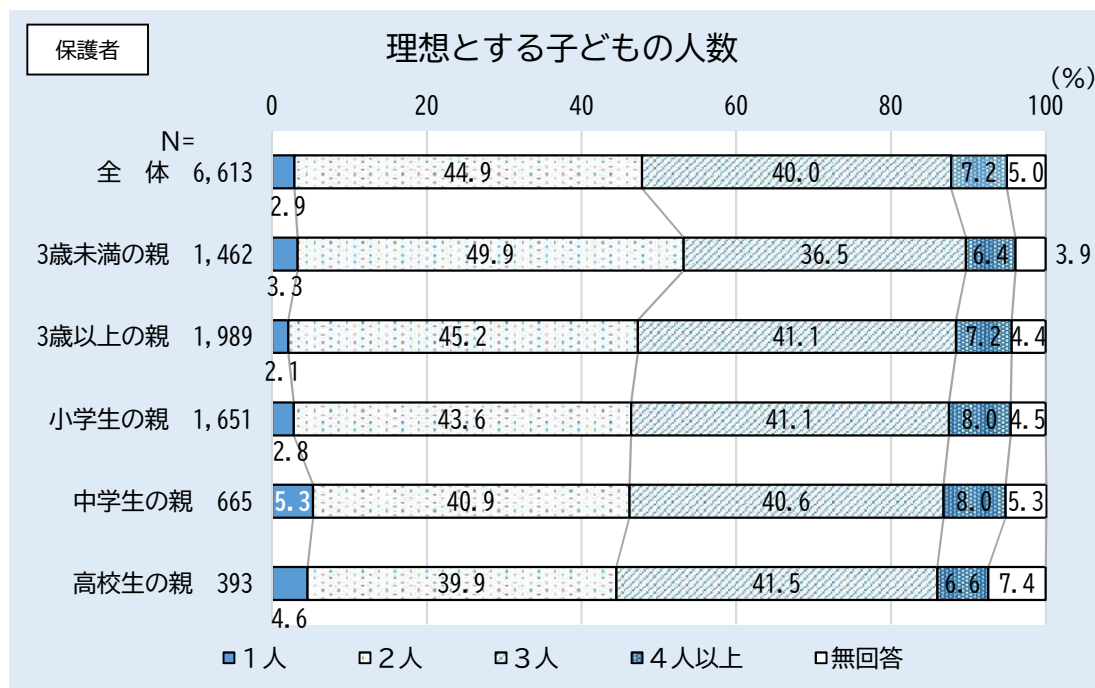
（出典：令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査）

■子ども・子育て支援について、「満足する」の割合が高いのは、「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」でした。一方、「満足しない」の割合が高いのは、「労働時間の短縮、育児休業や介護休暇制度など家庭生活と両立する職場環境の整備」でした。



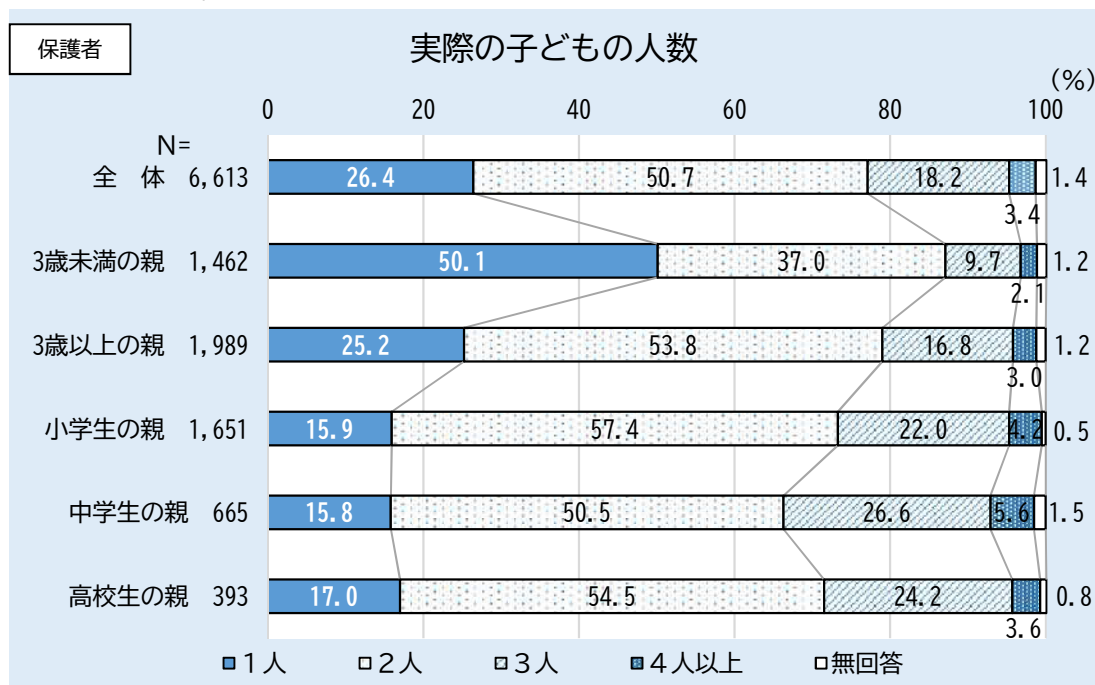
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者に理想とする子どもの人数を聞いたところ、全体では、「2 人」が 44.9%、「3 人」が 40.0%でした。



(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

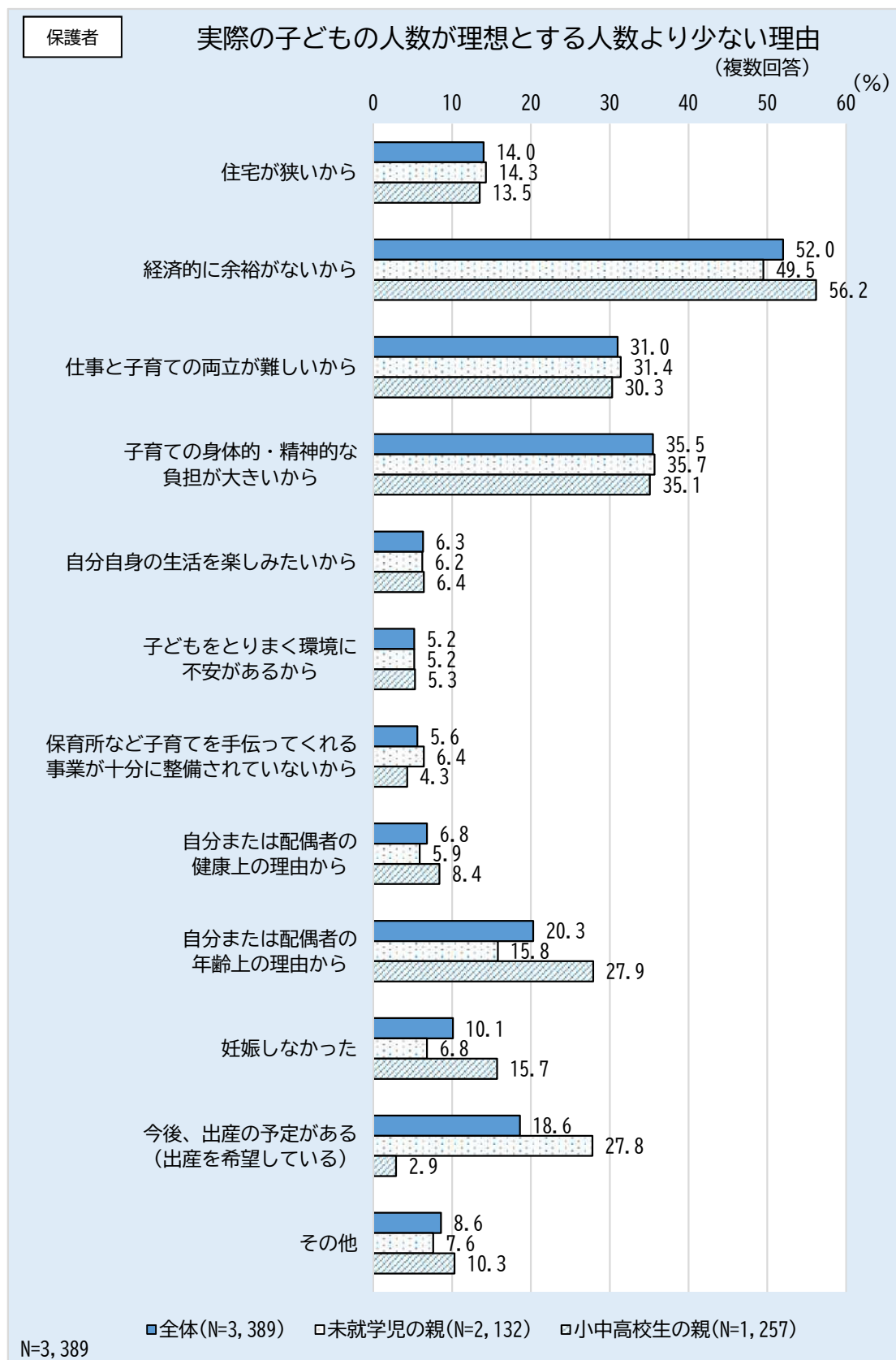
■保護者に実際の子どもの人数を聞いたところ、全体では、「2 人」が 50.7%、「1 人」が 26.4%でした。



(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

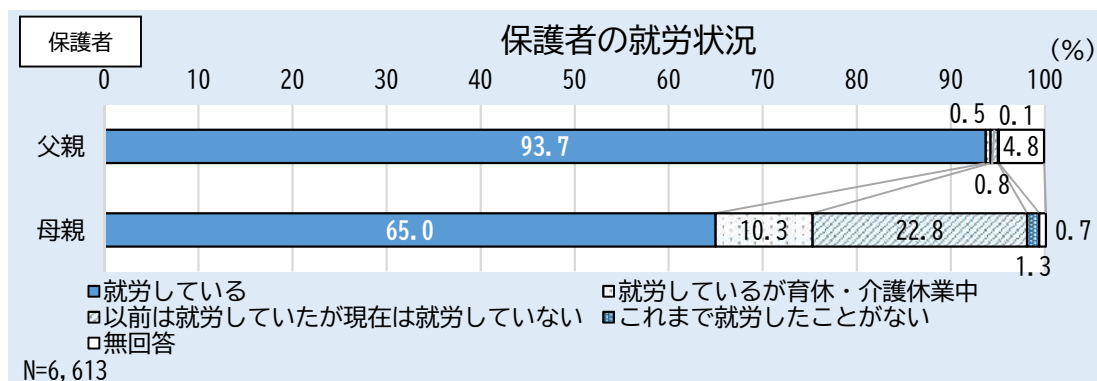
理想とする子どもの人数の平均 2.54 人に対して、実際の子どもの人数の平均は 1.98 人と理想より低い値となっています。

■保護者に実際の子どもの人数が理想とする人数より少ない理由を聞いたところ、全体では、「経済的に余裕がないから」が52.0%、「子育ての身体的・精神的な負担が大きいから」が35.5%、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が31.0%でした。



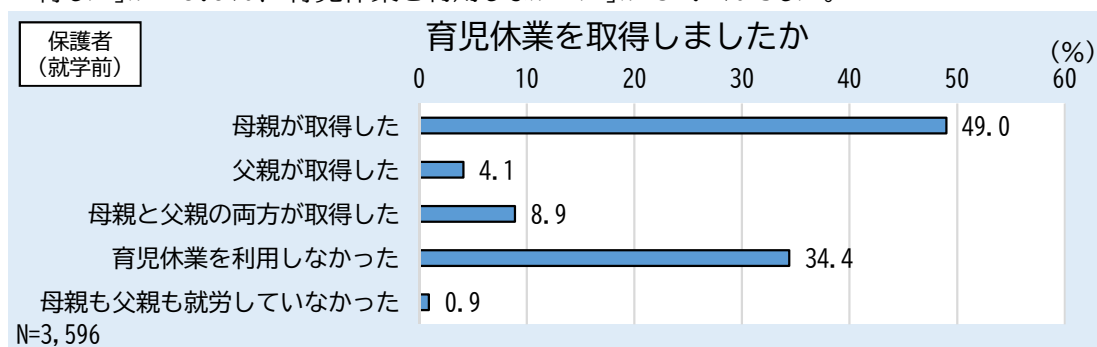
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者の就労状況について、父親は「就労している」が 93.7%、母親は「就労している」が 65.0%でした。



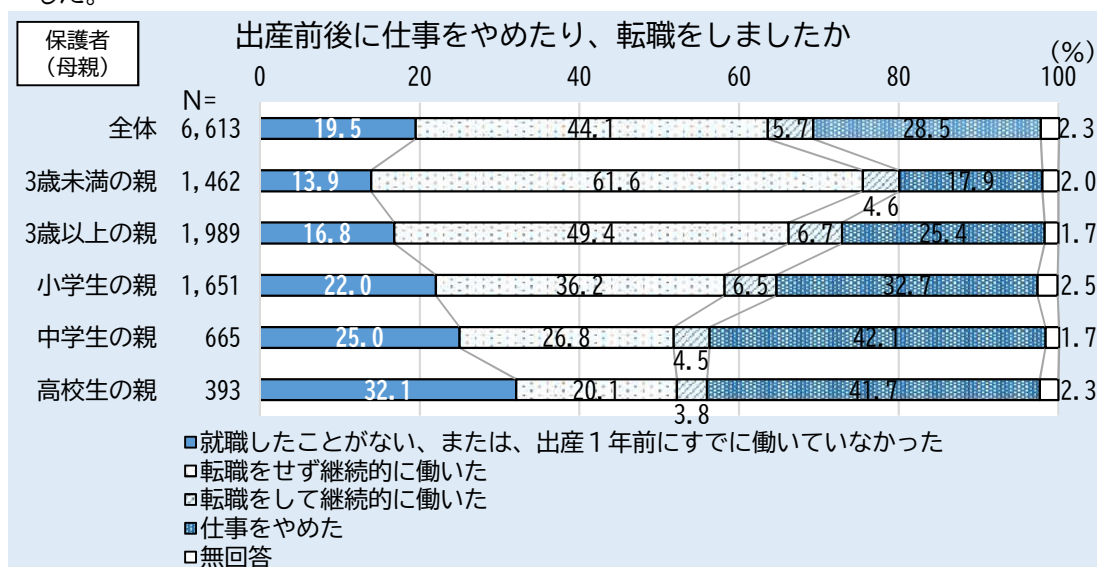
(出典:令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者への「母親または父親が育児休業を取得しましたか」という質問に対して、「母親が取得した」が 49.0%、「育児休業を利用しなかった」が 34.4%でした。



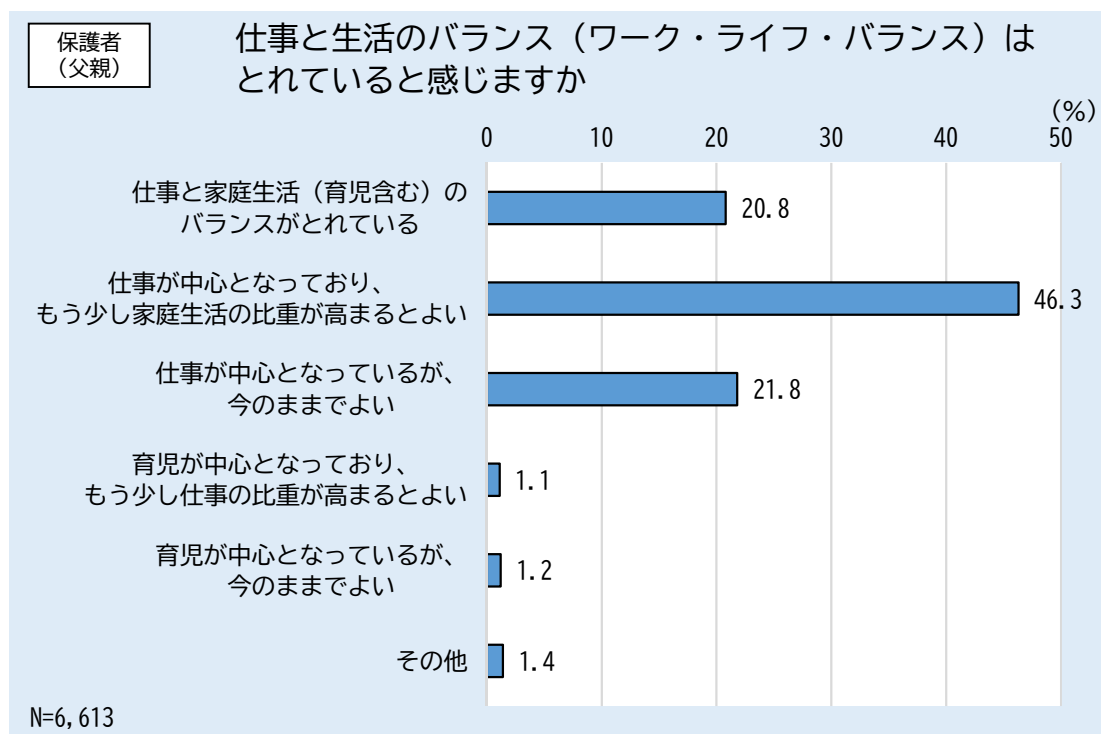
(出典:令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■母親への「出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめたり、転職をしましたか」という質問に対して、全体では、「転職をせず継続的に働いた」が 44.1%、「仕事をやめた」が 28.5%でした。



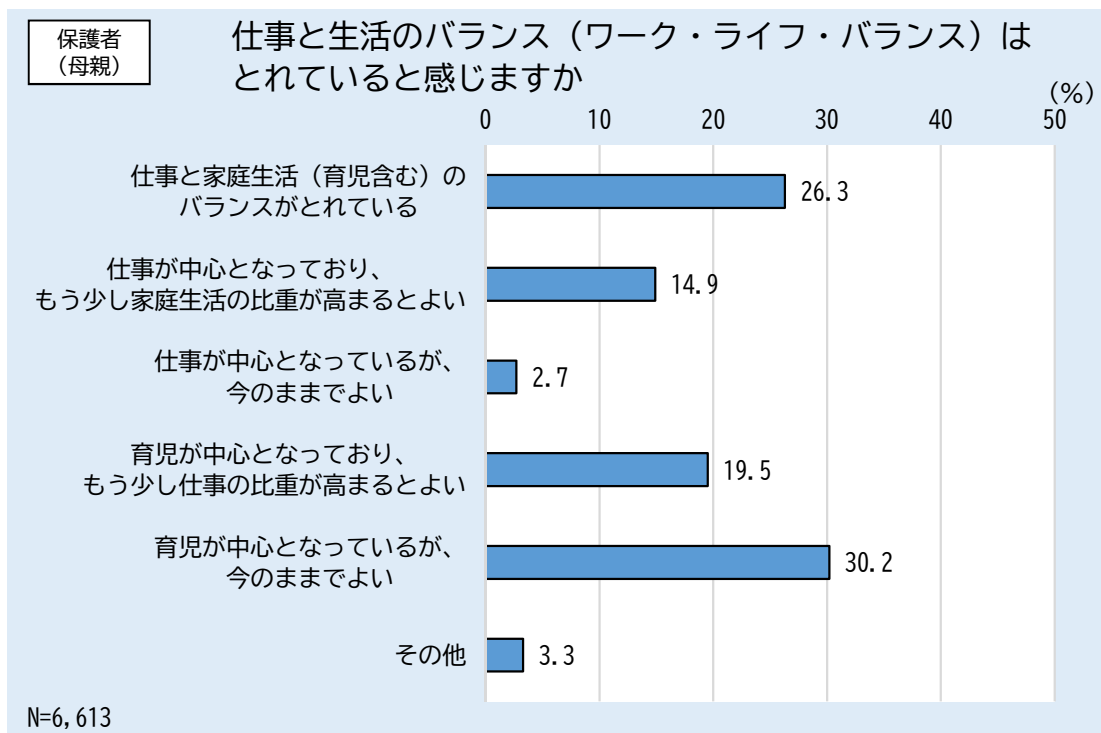
(出典:令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■父親への「仕事と生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス)はとれていると感じていますか」という質問に対して、「仕事を中心となっており、もう少し家庭生活の比重が高まるとよい」が46.3%でした。



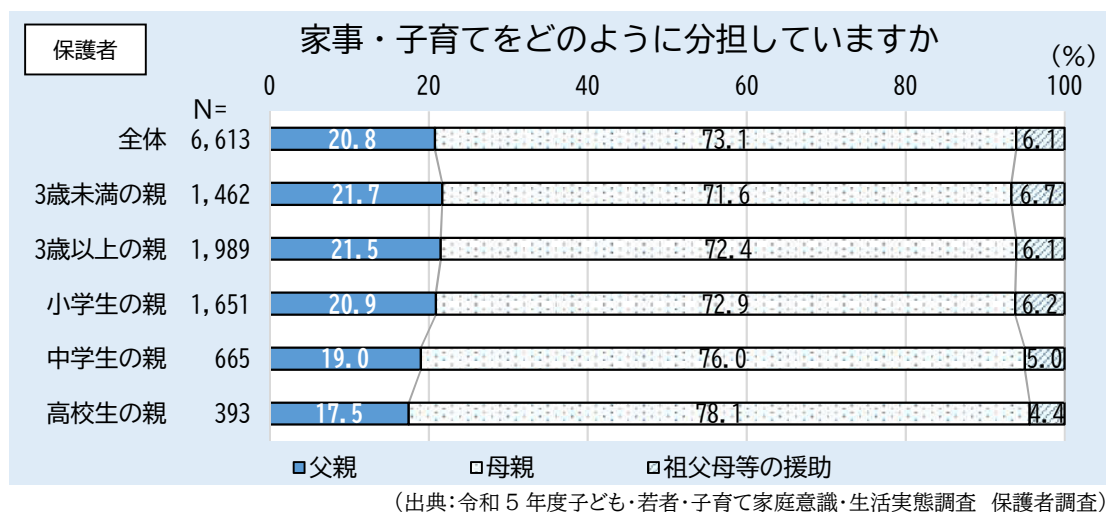
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■母親への「仕事と生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス)はとれていると感じていますか」という質問に対して、「育児が中心となっているが、今のままでよい」が30.2%でした。

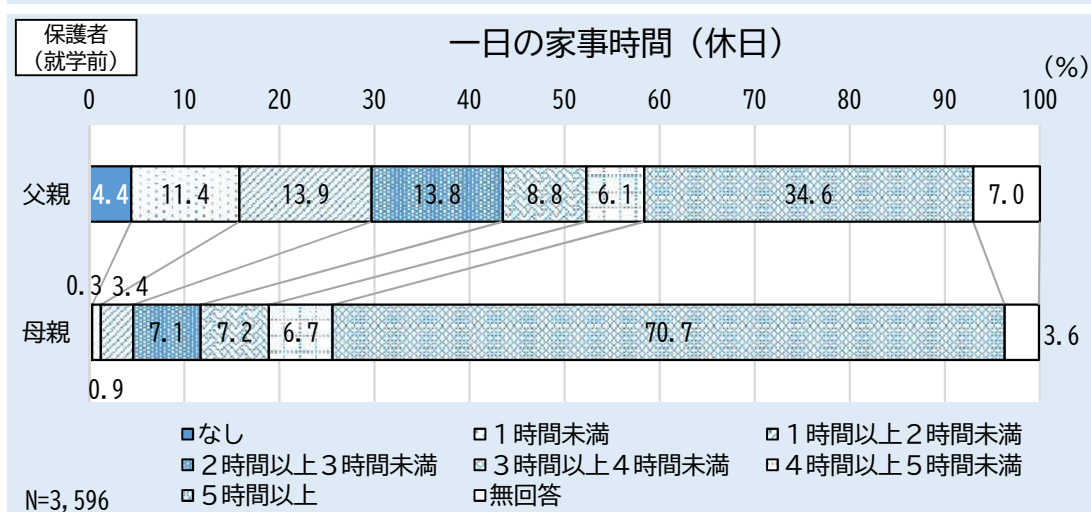
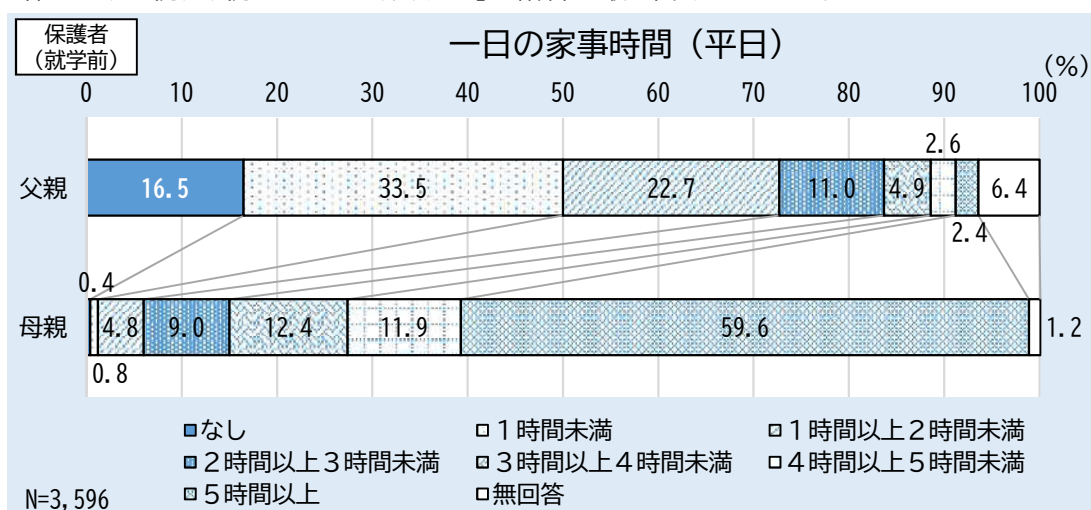


(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者への「家事・子育てをどのように分担していますか」という質問に対して、子どもの年代に関わらず、「母親」の分担が7割を超えました。

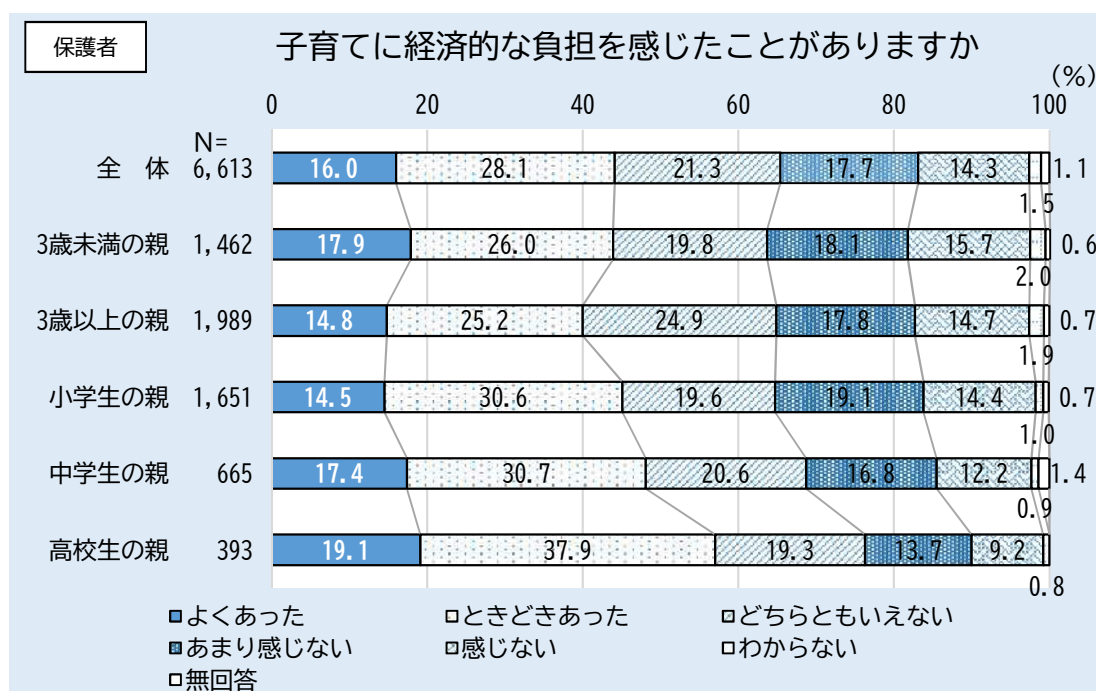


■保護者への「一日のうち、家事(育児含む)に要する時間はどれくらいですか」という質問に対して、平日は、父親は「1時間未満」が33.5%、母親は「5時間以上」が59.6%でした。休日、父親、母親ともに「5時間以上」の割合が最も高くなりました。



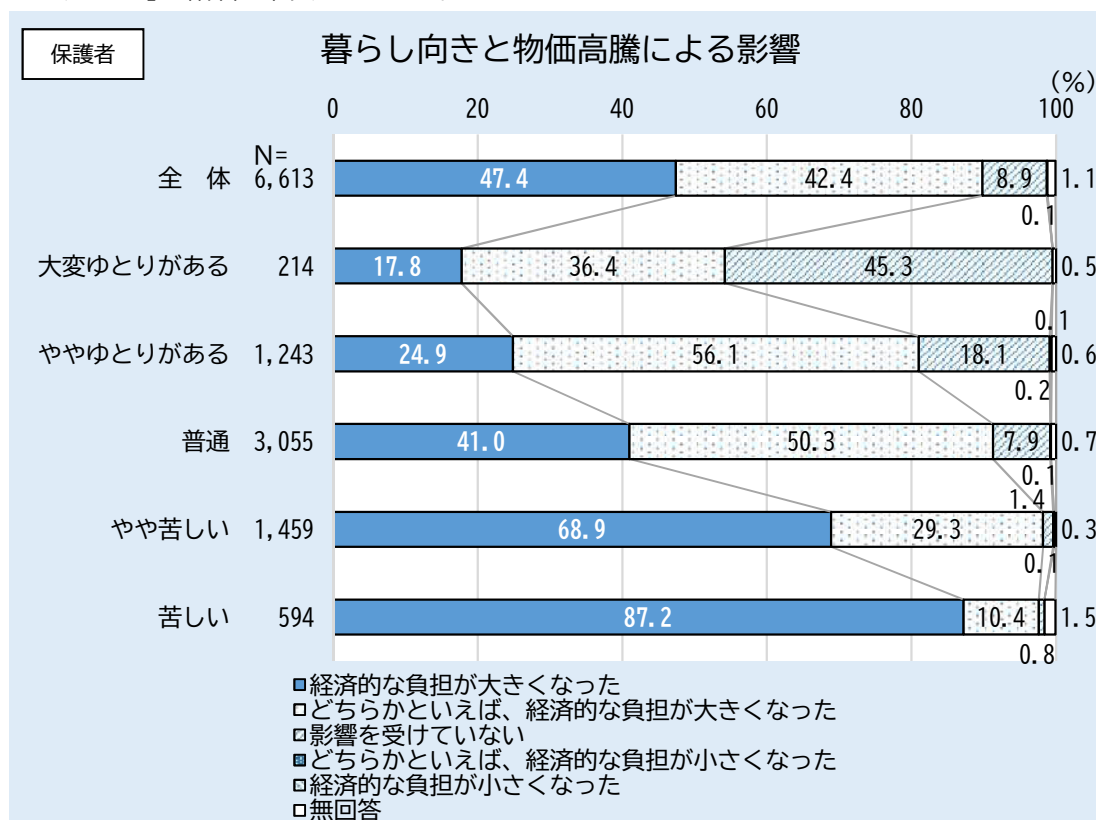
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者への「子育てに経済的な負担を感じたことがありますか」という質問に対して、全体では、「よくあった」が16.0%、「ときどきあった」が28.1%でした。



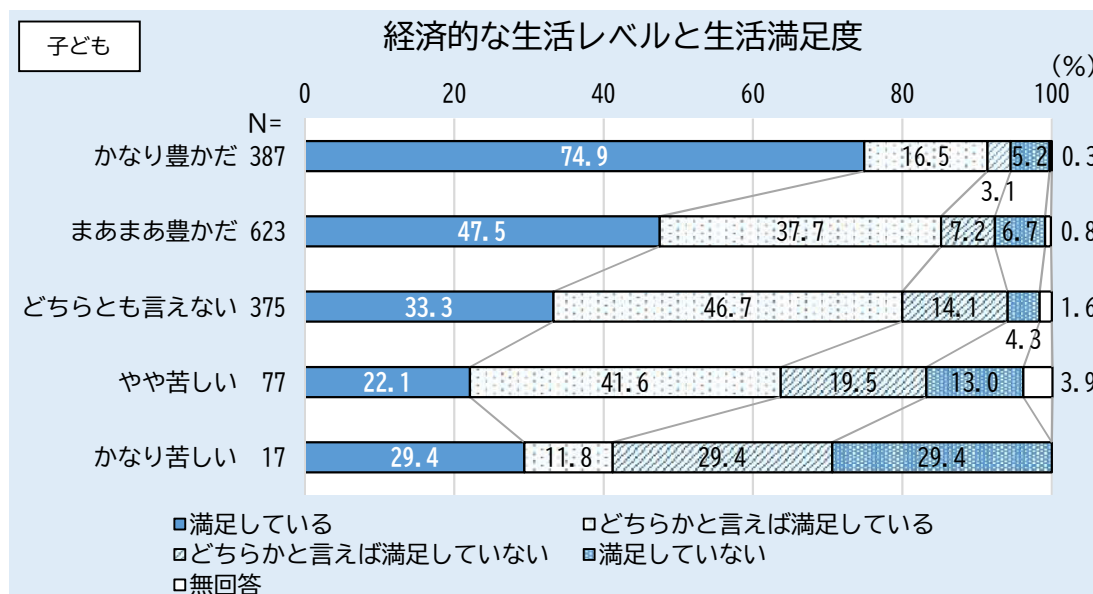
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■世帯の暮らし向きを「苦しい」と考えている保護者ほど、物価高騰により「経済的な負担が大きくなった」の割合が高くなりました。



(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■経済的な生活レベルを豊かに感じている子どもの方が、生活に満足している傾向が見られました。

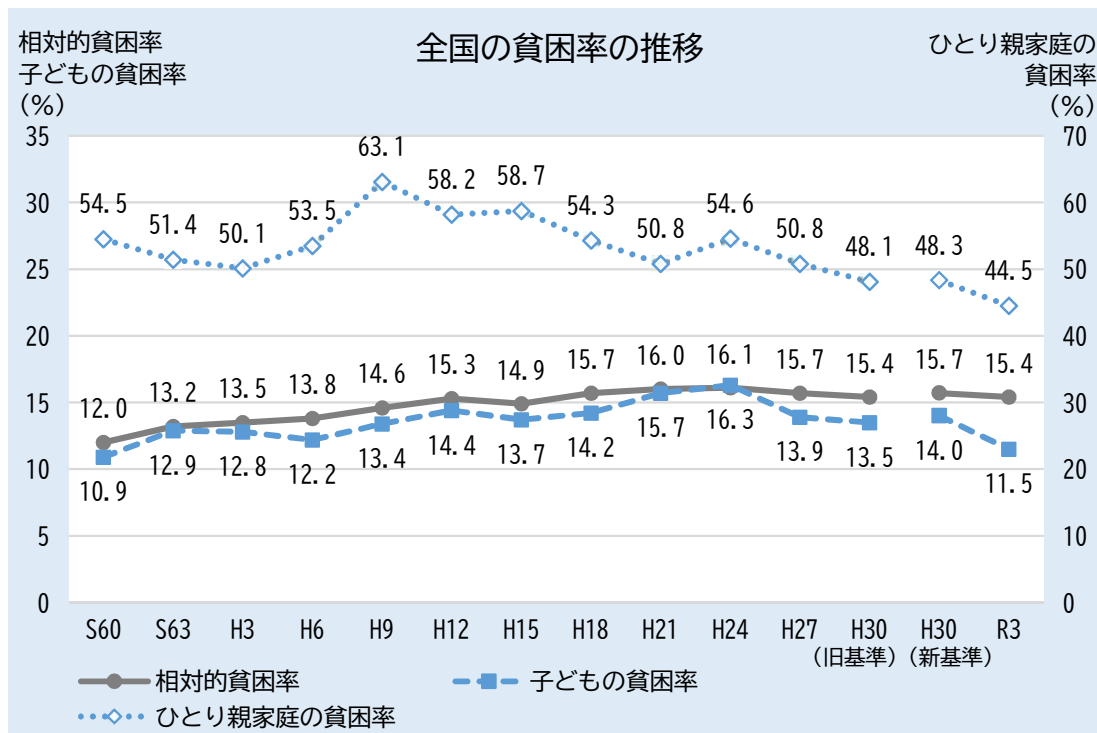


(出典:令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

■全国の子どもの貧困率は、平成 24 年をピークに下降傾向にあります。また、大人が一人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率は 44.5%であり、ひとり親世帯は経済的に困窮している割合が高くなっています。

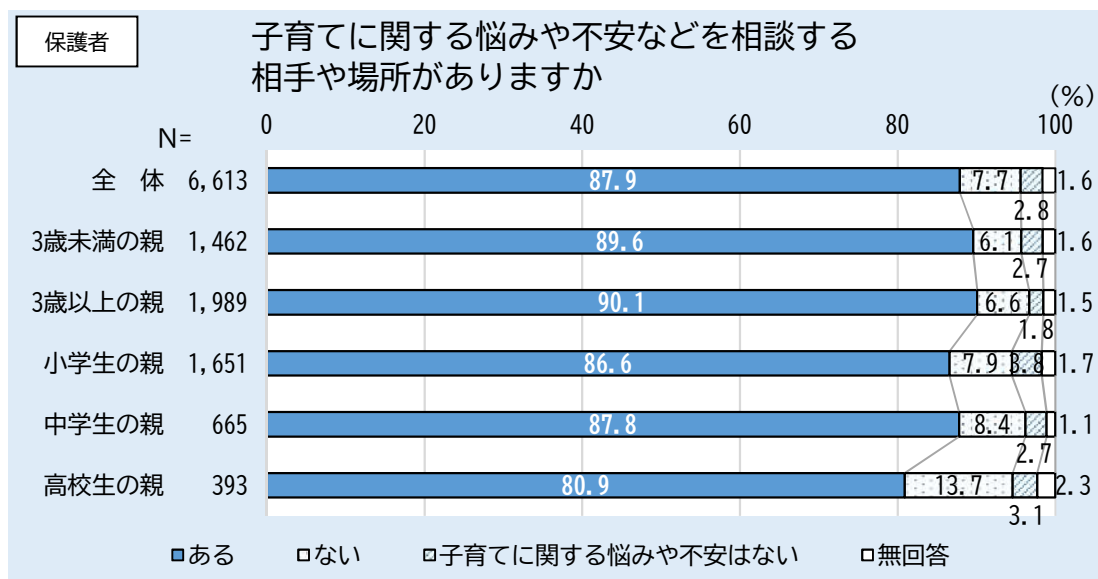
※令和 3 年の貧困線は 127 万円。貧困線とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、ちょうど中央の人の所得の半分の額をいい、この貧困線に届かない人の割合が「相対的貧困率」となります。

※平成 30 年の「新基準」及び令和 3 年は、新たな作成基準に基づいて算出した数値。



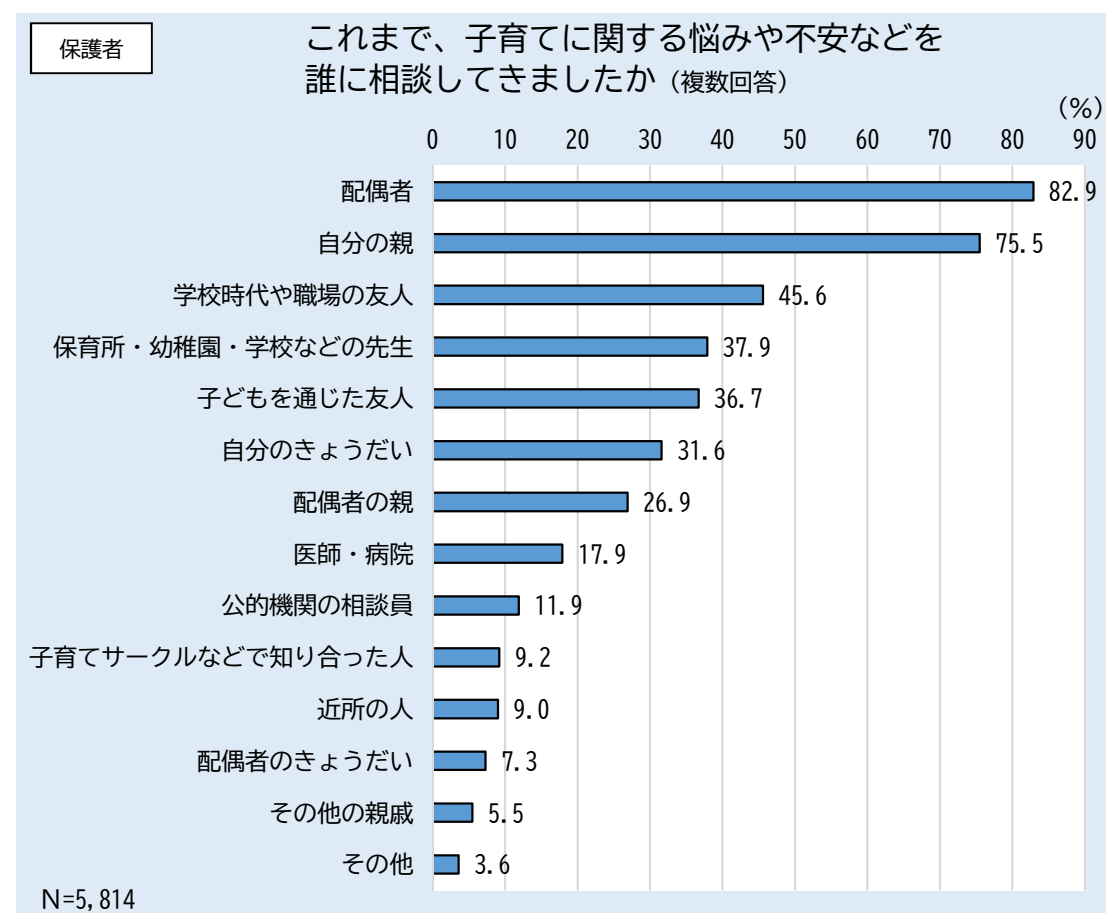
(出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和 4 年度))

■保護者への「子育てに関する悩みや不安などを相談する相手や場所がありますか」という質問に対して、全体では、「ある」が87.9%、「ない」が7.7%でした。



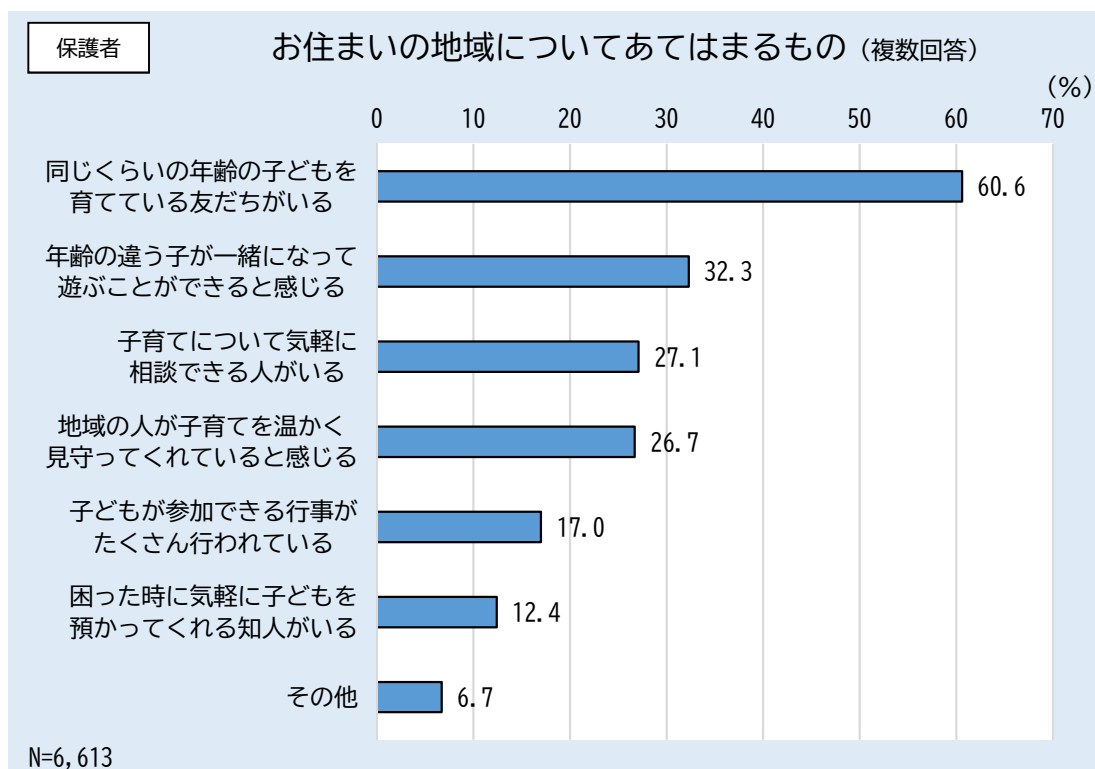
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者への「これまで、子育てに関する悩みや不安などを誰に相談してきましたか」という質問に対して、「配偶者」が82.9%、「自分の親」が75.5%でした。



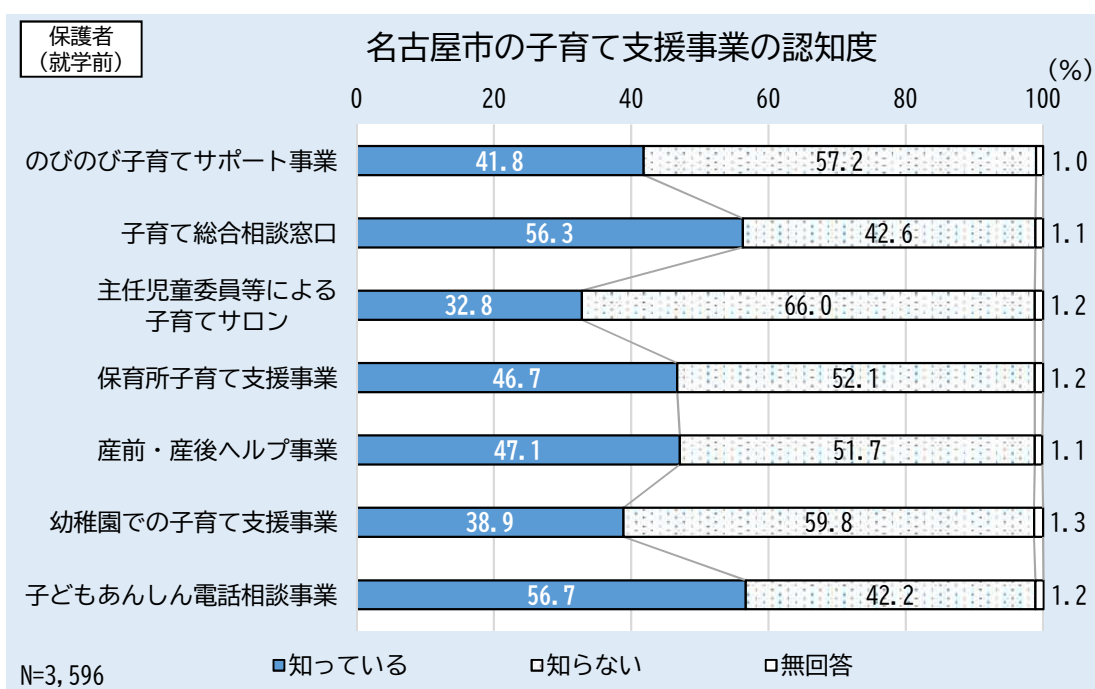
出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

■保護者にお住まいの地域についてあてはまるものを聞いたところ、「同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる」が 60.6%、次いで「年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができる」と感じる」が32.3%、「子育てについて気軽に相談できる人がある」が27.1%でした。



（出典：令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査）

■保護者に名古屋市の子育て支援事業を知っているかを聞いたところ、認知度が高い事業は、「子どもあんしん電話相談事業」(56.7%)、「子育て総合相談窓口」(56.3%)でした。



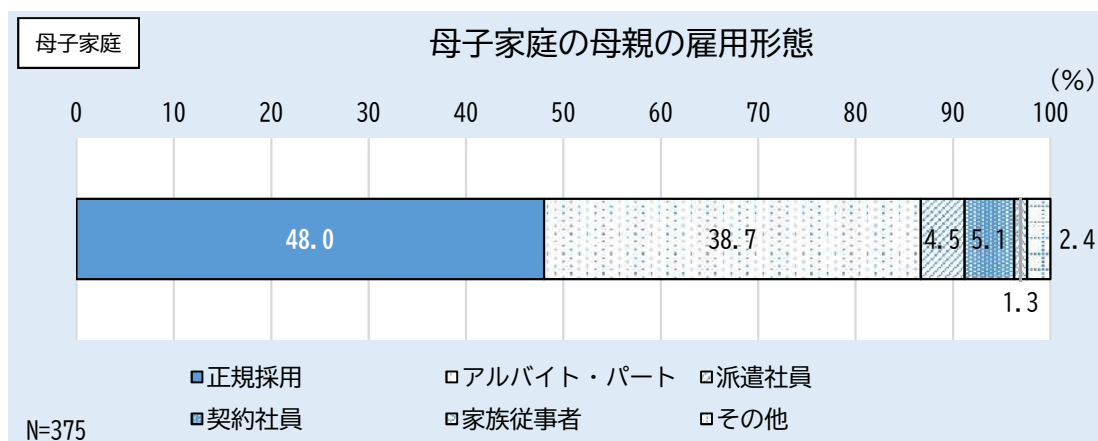
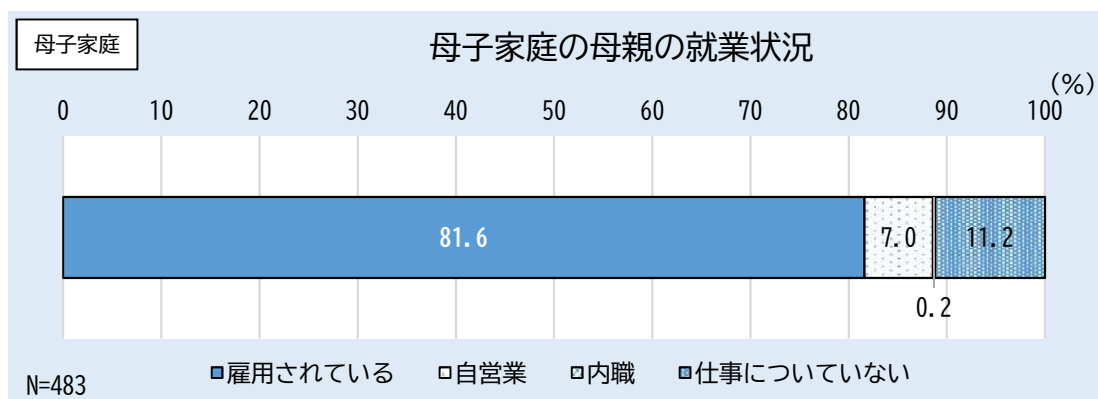
（出典：令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査）

■「令和 5 年度 ひとり親世帯等実態調査」によると、母子家庭及び父子家庭の推計世帯数は、母子家庭 24,820 世帯、父子家庭 2,424 世帯となっています。

	総世帯数	母子家庭		父子家庭		寡婦		寡夫	
		世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
5 年度	1,154,438	24,820	2.15	2,424	0.21	29,785	2.58	12,352	1.07

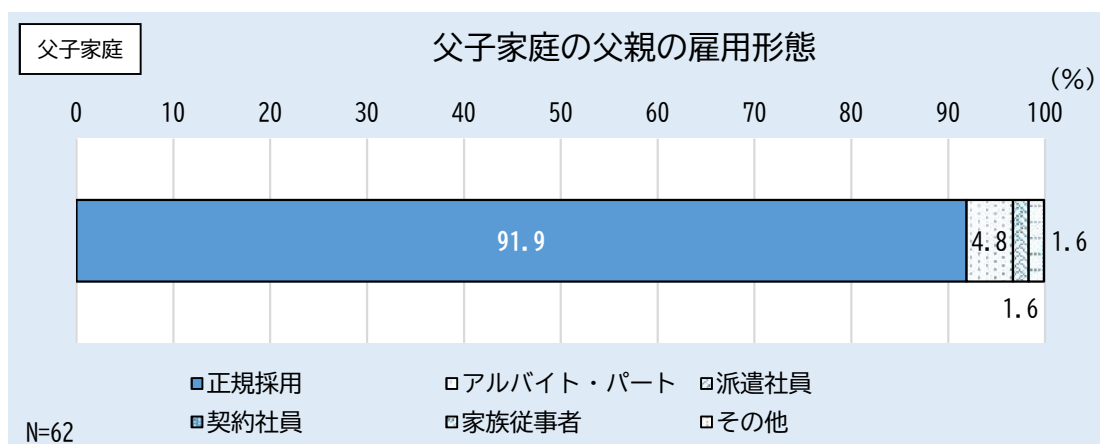
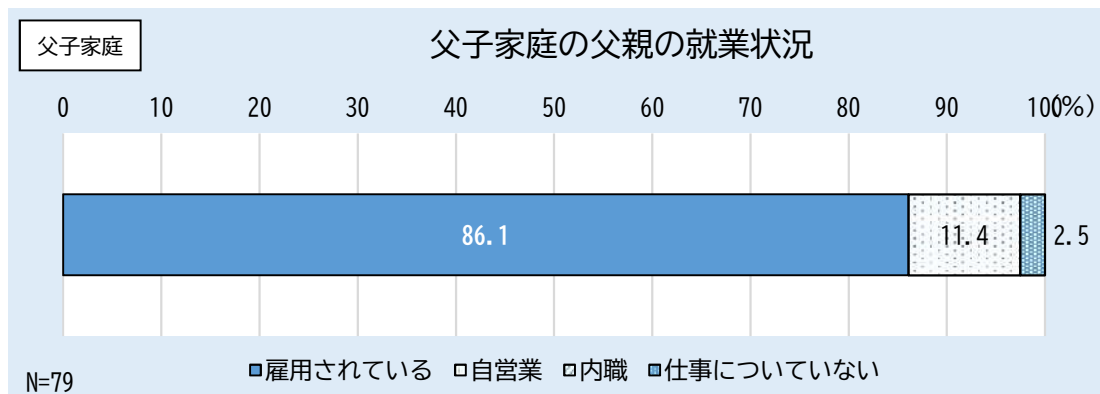
(出典:令和 5 年度 ひとり親世帯等実態調査)

■母子家庭の母親の就業状況については、「雇用されている」が 81.6%、「自営業」が 7.0%、「内職」が 0.2%で、合わせると仕事についている人は 88.8%でした。雇用形態については、「正規採用」が 48.0%、「アルバイト・パート」が 38.7%でした。



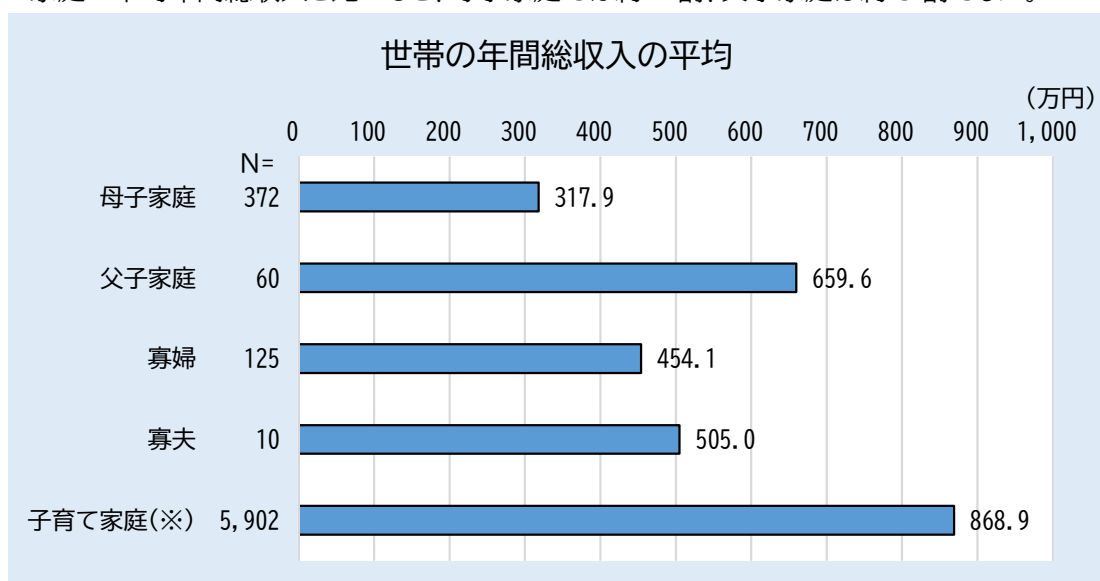
(出典:令和 5 年度 ひとり親世帯等実態調査)

■父子家庭の父親の就業状況については、「雇用されている」が86.1%、「自営業」が11.4%で、合わせると仕事についている人は97.5%でした。雇用形態については、「正規採用」が最も多く91.9%でした。



(出典:令和5年度 ひとり親世帯等実態調査)

■母子家庭の世帯の年間総収入の平均は317.9万円、父子家庭は659.6万円で、子育て家庭の平均年間総収入と比べると、母子家庭では約4割、父子家庭は約8割でした。



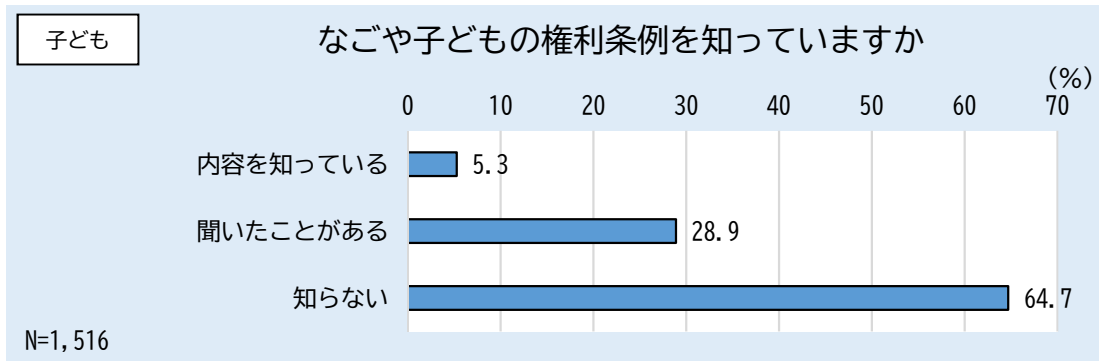
(出典:令和5年度 ひとり親世帯等実態調査)

※子育て家庭は「令和5年度 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」の保護者調査結果

(3)社会を取り巻く現状

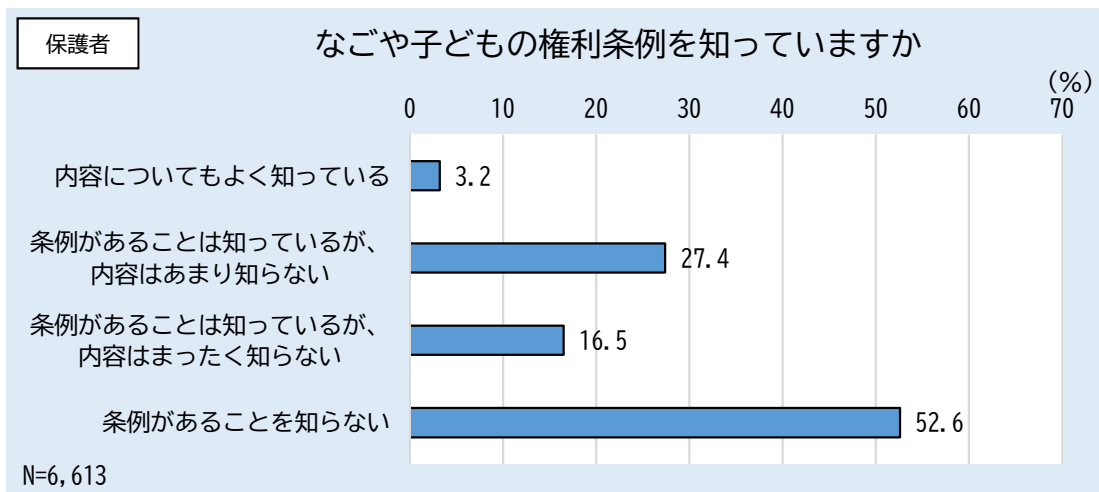
■なごや子どもの権利条例の認知度

○子どもへの「なごや子どもの権利条例を知っていますか」という質問に対して、「内容を知っている」が5.3%でした。



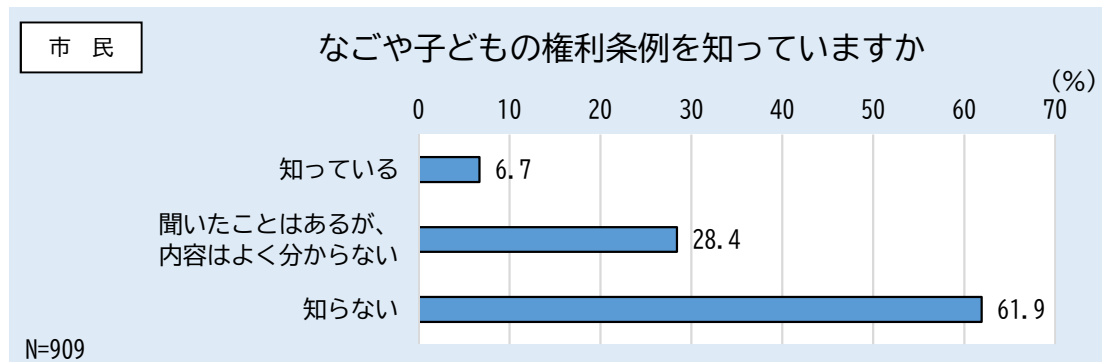
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 子ども調査)

○保護者への「なごや子どもの権利条例を知っていますか」という質問に対して、「内容についてもよく知っている」が3.2%でした。



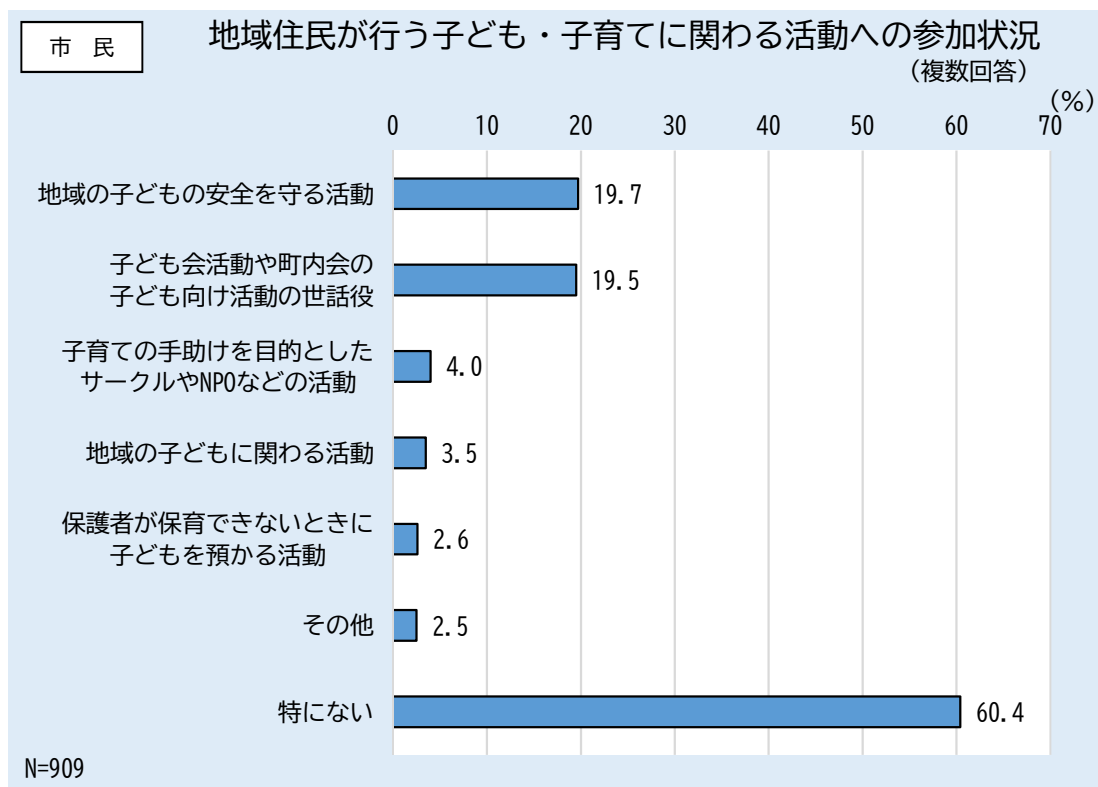
(出典:令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 保護者調査)

○18歳以上の市民への「なごや子どもの権利条例を知っていますか」という質問に対して、「知っている」が6.7%でした。



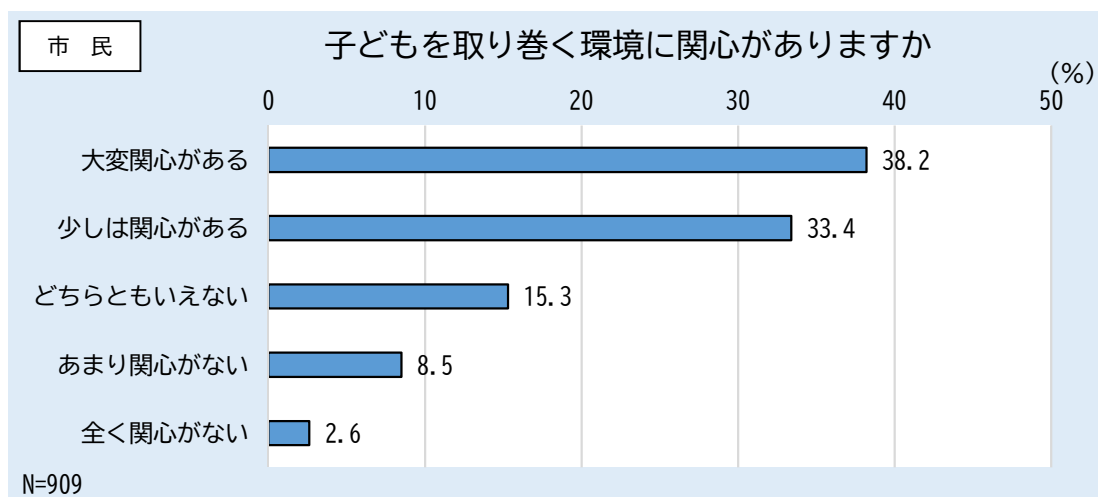
(出典:令和5年度 第2回市政アンケート)

■18 歳以上の市民に、地域住民が行う子ども・子育てに関わる活動への参加状況について聞いたところ、「地域の子どもの安全を守る活動」が 19.7%、「子ども会活動や町内会の子ども向け活動の世話役」が 19.5%でした。一方、「特にない」は 60.4%でした。



(出典:令和 5 年度 第 2 回市政アンケート)

■18 歳以上の市民への「子どもを取り巻く環境に関心がありますか」という質問に対して、「大変関心がある」が 38.2%、「少しは関心がある」が 33.4%でした。



(出典:令和 5 年度 第 2 回市政アンケート)

注)アンケート調査の結果について、積み上げグラフ以外は無回答の表示を省略しています

2 現状から見える主な課題

(1)子ども

■体験・交流の場や機会の提供

- 少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、体験・交流の機会をつくっていくことが重要です。
- 子どもが遊びや体験活動、さまざまな年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、社会性を育み、自己肯定感を高められるよう、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められています。
- 子どもがそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができるよう、既存の地域資源もいかした場や機会を提供していく必要があります。

■不登校児童生徒への対応

- 不登校の要因はさまざまに複雑に関わり合う場合が多いことから、子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させる必要があります。
- すべての子どもには学ぶ権利があり、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されることが重要です。さまざまな理由で学校に通えていないなど、子どもの個々の状況に応じた学びや居場所を確保するため、インターネットの活用も含めた多様な支援を進めていく必要があります。

(2)子ども・若者

■子ども・若者の自殺対策

- 子ども・若者の自殺者数が高い水準で推移していることは喫緊の課題であり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防教育や自殺リスクの早期発見、相談支援など、総合的な取り組みを進めていくことが必要です。
- 子どもや若者が抱える困難や課題は、多様な要因が複合的に重なり合い、さまざまな形で表出するものであることから、表出している課題を早期に把握し、適切な支援につなげることが重要です。また、その課題の背景にある困難を解消する重層的な支援が求められています。

(3)若者

■居場所の提供

- 居場所を持つことは、若者の自己肯定感などにも関わる重要な要素である一方で、地域のつながりの希薄化や新型コロナウイルス禍の接触制限などの影響により、若者が居場所を持つことが難しい状況であったことの影響が現在も続いていることを踏まえ、すべての若者が居場所を持つことができるよう支援していくことが求められています。
- 若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関わりも含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりを進めていく必要があります。

■将来への希望をかなえる支援

- 若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて、自らの将来を見通し希望を抱くことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインを支援する取り組みが求められています。
- 結婚や子どもを持つことを希望する若者が、希望するタイミングで、その希望をかなえられるような支援が必要です。
- 多様な価値観・考え方があることを前提として、若者がどのような選択をしても、その決定を尊重し、それぞれの希望を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも重要です。

(4)子育て家庭

■ワーク・ライフ・バランスの推進

- 子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態が大きく変化していることを踏まえ、子育てしながら就労する人が柔軟に働くことができ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な環境の整備を進めていくことが必要です。
- 家庭における家事・育児の役割分担が性別で偏ることによって、保護者がワーク・ライフ・バランスの不满を抱くことがないよう、子育て家庭だけでなく、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成していくことも求められています。

■経済的な支援

- 経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、経済的支援を必要とする家庭への切れ目のない助成や負担軽減に取り組むことが必要です。
- 物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭の経済的な負担感が増しているが、家

庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をすることのできる機会や場の提供も含めた支援が求められています。

- 経済的支援に取り組むこととあわせて、必要とする家庭に支援が届くよう、さまざまな支援があるということを積極的に広報していく必要があります。

■子育ての孤立感の解消

- 核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭をめぐむ環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要です。
- 子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援を受けたり、他の子育て家庭と交流できたりする取り組みが求められています。
- 地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要があります。

(5)社会

■子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

- 子どもの権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しするためには、子ども・若者や子育て家庭を応援する社会の機運の醸成が重要です。
- 子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するような広報・啓発を充実させていく必要があります。
- 本市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが、当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、本市の姿勢を打ち出していくことも求められています。

IV 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体です。なごや子どもの権利条例において、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「のびのびと豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならないとされています。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していきます。

(2) 当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画の機会の確保が基本理念の一つとして定められています。子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していきます。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会が確保されること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめます。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者の参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業を実施していきます。

(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援に取り組んでいきます。すべての子どもの健やかな育ちのために、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援を、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行っていきます。

また、さまざまな背景のある子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重するとともに、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境づくりを推進していきます。

(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫します。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側がアウトリーチすることにより、対象者とながり、実効性ある支援がなされるようつとめます。

また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの背景があることを尊重し、誰もが安心して過ごせる場所・時間・人との関わりなどを持つことができるように支援を充実させていきます。

(5) 多様な民間主体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めていきます。安定した支援を継続的に行えるよう、研修の充実等の必要な援助により、支援者・団体の育成や支援に取り組んでいきます。

子ども・若者・子育て家庭の支援の担い手として活動する多様な民間主体とともに、対等なパートナーとして、連携・協働をより一層進めていきます。また、地域における見守りや助け合いが重要であることを踏まえ、子ども・若者・子育て家庭への支援に多様な地域コミュニティなどが協働し、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめます。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援を行う機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークを充実させていきます。

(6) 将来への希望の形成と実現をはかる視点

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族のあり方や家族を取り巻く環境は多様化しています。多様な価値観・考え方を尊重することを前提として、子ども・若者が将来の見通しを持って自ら主体的な選択ができるよう、多様な選択肢や可能性を知り、考えることのできるような機会づくりに取り組みます。

若者が結婚や子どもを生み、育てることを望んだ場合に、その希望を実現できるよう、支援を進めていきます。また、妊娠・出産後の支援を充実させ、子育てをすることに喜びを感じられる社会環境づくりを推進するとともに、子育てのポジティブなイメージを社会全体で共有する取り組みにつとめます。

V 施策・事業

1 施策・事業の概要

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを 20 の施策として体系化し、各施策を推進する主な事業として 271 事業を掲載します。

施 策	事業数	ページ
施策 1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	12	48
施策 2 子どもの健康・いのちの支援	23	52
施策 3 安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	28	58
施策 4 多様な居場所と交流・体験の支援	33	64
施策 5 子ども中心の学びの支援	21	73
施策 6 子ども・若者の未来の応援	6	79
施策 7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	22	81
施策 8 経済的負担の軽減	9	86
施策 9 地域全体での子育て支援	14	88
施策 10 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	5	92
施策 11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	23	94
施策 12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	11	100
施策 13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	19	103
施策 14 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	23	109
施策 15 社会的養育が必要な子どもへの支援	6	115
施策 16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	24	117
施策 17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	122
施策 18 外国につながる子どもとその家庭への支援	11	125
施策 19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	47	128
施策 20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	12	140

※各施策の事業数には重複掲載事業を含む。

2 子どもの未来全力応援

若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスであることを踏まえ、子どもの未来全力応援として、子ども、若者、子育て家庭を全力で応援する取り組みを局横断的に進め、子育てしやすい社会環境づくりを進めています。

本取り組みでは幅広い施策分野にまたがって事業を展開しており、その事業の一覧を下に掲載しました。また下表に掲載されている事業については、各施策ページにおいて「★」を記載します。なお、下表には、事業のうちの一部が本取り組みに位置づけられているものも含まれます。

本計画の期間内においても必要に応じてさらなる充実をはかり、さまざまな取り組みを進めていきます。

分類	施策	事業名	所管局
社会	3	バリアフリーのまちづくりの推進	健康福祉局
子育て家庭	3・19	なごや子ども住まいるプロジェクトの推進	住宅都市局
社会	3・20	地域に身近な公園の再生	緑政土木局
社会	3	地下鉄駅のエレベーターの整備	交通局
社会	3・20	地下鉄駅への「子ども・子育てサポートベンチ」の設置	交通局
社会	3・20	地下鉄駅への授乳室の設置	交通局
社会	3・20	地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	交通局
子ども	4・6	子どもの体験活動の推進	子ども青少年局
子ども	4	子ども会活動への支援	子ども青少年局
子ども	4	児童館における子どもの育成	子ども青少年局
子育て家庭	4	留守家庭児童健全育成事業助成	子ども青少年局
子育て家庭	4	トワイライトルーム	子ども青少年局
子育て家庭	4	トワイライトスクール	子ども青少年局
子ども	4・6	小中高生起業家人材育成事業	経済局
子ども	4	子どもの読書活動の推進	教育委員会
子ども	5・6	ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	教育委員会
子ども	5・6	キャリア教育の推進	教育委員会
子ども	5・17	校内の教室以外の居場所づくり	教育委員会
若者	6	出会いや結婚の希望をかなえる支援	子ども青少年局
子育て家庭	7	産前・産後ヘルプ事業	子ども青少年局
子育て家庭	7・14	産後ケア事業	子ども青少年局
子育て家庭	7	妊婦タクシー利用支援事業	子ども青少年局
子育て家庭	8・19	就学援助	教育委員会
子育て家庭	8	私立高等学校授業料補助	教育委員会
子育て家庭	8・19	高等学校等入学支援金	教育委員会
子育て家庭	9	子育て応援拠点事業	子ども青少年局
子育て家庭	9	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子ども青少年局
子育て家庭	10・20	子育て支援企業認定・表彰制度	子ども青少年局
子育て家庭	10・20	雇用等における女性の活躍促進	スポーツ市民局
子ども	14・19	教育と福祉の連携による支援の充実	子ども青少年局 教育委員会
子ども	15・19	児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	子ども青少年局
子ども	16・19	ひとり親家庭転居費用補助金	子ども青少年局
子ども	16・19	ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助	子ども青少年局
子ども	16・19	ひとり親家庭の高校生通学定期補助	子ども青少年局
子ども	18	日本語指導が必要な児童生徒等の支援	教育委員会
社会	20	子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成	子ども青少年局 はじめ関係局

3 施策・事業

施策と各施策を推進する主な事業を掲げます。

■事業の見方

事業名		現況		計画目標	
事業の名称を示します。 *複数の施策に掲載されている事業については、「複」と記載するとともに、掲載されている施策の番号を掲載します。 *「2 子どもの未来全力応援」に掲載されている事業については、「★」を掲載します。 *「VI 子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている事業については、【 】に支援事業計画の番号を掲載します。		原則として令和5年度の事業量もしくは実績値を示しています。その他の時点のデータや累積値を用いる場合は、その旨記載しています。		計画期間における事業の目標値を示します。	
事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局	
	【継続】				
複・施策○	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生
★	子ども	-	○	○	○
支援事業【○】	保護者	○	○	○	○
				中学生	高校生
				○	○
				若者	
				○	

施策 1	子どもの権利を守り生かすことへの支援
------	--------------------

なごや子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるよう広報・啓発を行うとともに、子どもが意見を表明する機会が与えられ、社会参画していけるよう取り組みを広めていきます。

また、子どもの権利を守る文化及び社会の実現のため、子どもの権利保障の取り組みを進めます。

あわせて、気づきや学びなどを通じて人権尊重の理念や重要性について認識を深め、日々の生活において人権を尊重する意識や行動を確実なものとしていくことができるよう、啓発活動に取り組みます。さまざまな生き方や考えの違いを認め合い、互いの個性を尊重し、支え合う社会づくりを推進します。

関連する個別計画

▶名古屋市男女平等参画基本計画 2025

▶なごや人権施策基本方針

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
001 なごや子どもの権利条例の推進	【継続】 なごや子どもの権利条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施								イベントでの啓発グッズの配布 3回 子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施	さまざまな機会を捉えた啓発活動による条例認知度の向上 子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施	子ども 青少年局
複・施策20	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 3回	なごや子ども・子育て支援協議会の開催	
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
002 子どもの社会参画の推進	【継続】 子どもが、会議やイベントなどの企画実施を通して、自分の意見を表明し、他者の考えを認め、尊重し合うことができる機会を提供するなど、子ども青少年局を始め本市の様々な部局で、子どもの意見を反映させることに取り組めるよう社会参画を推進するとともに、その状況を広く情報発信することで、市民の子どもの権利への理解・協力を促進								子どもワークショップの実施 2回 「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の市職員への普及啓発	子どもワークショップの実施 子どもアンケートの実施 「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の市職員への普及啓発・取組状況の情報発信（市民への啓発）	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子どもの社会参画の推進懇談会の開催 4回	子どもの社会参画の推進懇談会の開催	
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
003 子どもの権利擁護機関の運営	【継続】 子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもや幅広い層の大人に対し子どもの権利に関する普及啓発を推進。運営や普及啓発にあたっては子どもから意見を聞き一緒に活動する「てつなぎなごもんず」等を通じ、子どもの権利擁護機関として子どもの参加する権利を保障								初回相談件数 418件 延べ相談対応件数 2,922件 講師派遣件数 52件 てつなぎなごもんず登録者数 112人	運営 子どもの権利に関する普及啓発の推進 より相談しやすい相談方法の検討・実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
保護者	○	○	○	○	○	○	○	○			
004 学校内サロン推進事業	【継続】 高校生が身近で安心できる学校という場において、さまざまな大人が関わりながら、自己開示や意見表明ができる取り組みを推進								実施 3校 ▶利用者数 延べ4,001人 ▶実施回数 延べ57回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
保護者											
005 高校生社会参画アクション事業	【継続】 高校生世代が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる大人の育成をはかるとともに、社会参画への意義や必要性を学ぶ機会を提供								本格実施に向けたモデル事業の実施 ▶開催回数 年6回 ▶参加者数 20名	モデル事業の検証を踏まえて本格実施(年6回程度)	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
保護者											
006 多様な生き方への理解促進	【継続】 誰もが性別・性自認・性的指向に関わりなく人権が尊重される社会の実現をめざすため、多様な生き方や性のあり方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広め、当事者の生きづらさを解消することを目的として、意識啓発、SNSを含めた専門相談のほか、名古屋市ファミリーシップ制度を実施								講座、セミナーの開催 年3回 性的少数者に関する専門相談の実施 月3回 ▶相談件数 81件 名古屋市ファミリーシップ制度の実施	講座、セミナーの開催 性的少数者に関する専門相談の実施 名古屋市ファミリーシップ制度の実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
保護者	○	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
007 なごや人権啓発センターの運営	【継続】 子どもの人権をはじめとする各人権分野についてのパネルやタッチパネルPCを使用した展示のほか、図書・視聴覚資料の閲覧・貸出や人権相談などを実施するとともに、小・中学校などの社会見学や、市民・企業・団体向けの研修を実施								なごや人権啓発センターの運営 ▶利用者数 43,416人	なごや人権啓発センターの運営 ▶利用者数 45,000人	スポーツ市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
008 メディアや啓発資料などによる人権啓発の推進	【継続】 広報なごやなどのメディアや各種啓発資料の作成・提供を通じた人権啓発を実施								地下鉄・市バス車内等に啓発ポスター掲示 人権啓発広告の掲載	人権啓発広告の掲載	スポーツ市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○	人権啓発冊子の購入・配付	人権啓発冊子の購入・配付	
009 講演会・研修会などによる人権啓発の推進	【継続】 人権週間や人権強調月間などにおいて、人権に関してさまざまな視点からテーマを設定したイベント、映画会などの啓発事業を実施								啓発事業の参加者数 ▶講演会 389人 ▶映画会 1,093人 ▶人権セミナー 335人 ▶人権スポーツ教室・車いすバスケット教室 84人	イベント・映画会及び人権セミナーの開催などの人権啓発事業の実施	スポーツ市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
010 人権尊重のまちづくり事業	【継続】 人権意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを実施								16区において実施 ▶参加者数 2,128人	16区において実施	スポーツ市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
011 若年層に向けた人権啓発イベントの実施	【新規】 人権啓発が届きにくい世代である若年層等の人権意識の向上をはかるため、市内の大学生等が直接、企画等に関わる若年層等向けの人権啓発イベントを実施するとともに、事業に携わった学生のネットワークを構築し、人権啓発サポーターとして同世代等へ広く発信								— (令和6年度開始)	実施	スポーツ市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
012 学校教育における人権教育の推進	【継続】 あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもを育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校(園)で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施								実施 ▶人権教育 全校(園) ▶教職員の人権教育研修	実施 ▶人権教育 全校(園) ▶教職員の人権教育研修	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

施策 2	子どもの健康・いのちの支援
------	---------------

子どもの健康が保持されるよう、安心して健診を受けられる環境を整え、質を高めていきます。また、小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、子どもの医療費を助成します。

心身の健全育成をはかるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかります。さらに、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成に向け、食に関する学習の機会や情報提供に取り組めます。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防教育や相談支援など総合的な自殺対策に取り組むとともに、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実につとめます。

関連する個別計画

▶健康なごやプラン 21(第 3 次)

▶名古屋市食育推進計画(第 4 次)

▶いのちの支援なごやプラン(第 2 次)

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要							現況	計画目標	所管局
013 乳幼児健康診査	【継続】 乳幼児の身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進をはかるため、総合的な健康診査を実施							3か月児健康診査受診率 97.1% 1歳6か月児健康診査受診率 97.6%	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども		○	○						
	保護者									
014 新生児乳児等訪問指導	【継続】 健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに母親の疾患、多胎児世帯等継続支援が必要な乳児及び妊婦への訪問を実施							新生児乳児訪問率 94.4% 延べ訪問者数 ▶新生児・乳児等 18,413人 ▶妊産婦 17,348人	実施	子ども 青少年局
支援事業【3-4】 【9】 【10-2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども		○							
	保護者		○							
015 子ども医療費助成	【継続】 子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、18歳に達する日以後の最初の年度末までの通院・入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成							対象者数 312,607人 (月平均)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども		○	○	○	○	○			
	保護者									

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
016 子どもに関する 公費負担医療	【継続】 小児慢性特定疾病はじめ、子どもに関する各種 医療給付事業等を実施								小児慢性特定疾病医療 ▶対象者数 1,531人 未熟児養育医療 ▶対象者数 651人 自立支援医療(育成医療) ▶対象者数 85人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者										
017 思春期保健事業	【継続】 思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを 支援するため、保健センターが学校や関係機関 と連携をはかり、健康教育や相談を実施								思春期セミナー ▶開催回数 270回 ▶参加者数 23,607人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										
018 食育実践支援	【継続】 妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着をは かるとともに、食事に対する不安を軽減するた め保健センターにおいて栄養指導や相談を実 施								妊産婦食教室 263回 離乳食教室 974回 幼児食教室 153回	実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者	○	○	○							
019 新生児聴覚検査	【継続】 聴覚障害の早期発見・早期療育がはかられる よう、新生児聴覚検査にかかる経費の公費負 担を実施								受診件数 14,417件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者										
020 多胎児家庭支援 事業	【継続】 多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身 体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ多 胎児家庭を対象とした支援を実施								健診同行 21件 電話相談 50件 訪問支援 59件 オンラインプレファミリ ー教室 4回開催 37組参加	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
021 子育て支援訪問事業	【継続】 保健センターに子育て支援訪問員を配置し、乳幼児健康診査未受診者や乳児家庭全戸訪問未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境に課題がある家庭の早期発見、早期支援を実施								乳幼児健康診査未受診者への訪問 531件 乳児家庭全戸訪問事業未実施家庭への訪問 34件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
022 小児科救急医療体制の充実	【継続】 市域における医療ニーズに応え、患者サービスの向上をはかるため、特に必要性の高い小児科救急医療体制を実施								東部医療センター・西部医療センターにおいて、「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施 みどり市民病院において、小児救急外来を実施	東部医療センター・西部医療センターにおいて、「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施 みどり市民病院において、小児救急外来を実施	総務局
	【継続】 平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、特に必要性の高い小児科救急医療体制を含む第二次救急輪番制などへ参加する医療機関への運営・整備補助等を実施								名古屋市医師会急病センターにて診察を実施 ▶毎日準夜帯 小児科医 1名 ▶休日昼間 小児科医 1名 (年末年始2名) ▶小児科受診者数 10,883人	名古屋市医師会急病センターにて診察を実施 ▶土曜・休日準夜帯 小児科医 1名 ▶休日昼間 小児科医 1名 (年末年始2名) ▶小児科受診者数 10,883人	健康 福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○					
	保護者										
023 成育医療の取り組み(小児・周産期医療の提供)	【継続】 西部医療センターにおいて、周産期医療、小児医療を充実し、妊娠・胎児から始まり、出生、新生児、小児、思春期を経て次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとす医療を提供するとともに、市立大学病院においては、周産期母子医療センターを設置し、産科部門、新生児部門、周産期麻酔部門が連携して周産期医療を提供								西部医療センターに設置した周産期医療センター・小児医療センターにおいて、医療を提供 市立大学病院に設置した周産期母子医療センターにおいて、医療を提供	西部医療センターに設置した周産期医療センター・小児医療センターにおいて、医療を提供 市立大学病院に設置した周産期母子医療センターにおいて、医療を提供	総務局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○									

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
024 食育の総合的推進	【継続】 市民・関係機関・団体・行政などがそれぞれの役割のもと連携し、食育に関する啓発や食生活改善に向けた取り組みなどの事業が円滑に行われるよう、情報の収集・発信、活動機会の提供、協働事業などの総合調整を行うことにより、食育を総合的に推進								食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
025 思春期の精神保健相談	【継続】 精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施								思春期の精神保健相談 相談件数 延43件 思春期精神保健福祉関係者研修 1回 参加者数 125人	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										
026 任意予防接種費用の助成	【継続】 予防医療の推進の一環である予防接種に関する事業として、後遺障害・重症化のおそれのある疾病予防をはかるため、おたふくかぜなどの任意予防接種について助成を実施								予防接種費用助成 ▶おたふくかぜ 16,234件	国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○							
027 4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業	【継続】 幼稚園・保育所の園児及び保護者を対象に、歯科口腔保健指導を実施するとともに、各保健センターにおいて講習会等を実施し、幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口を推進								実施者数 16,475人 講習会開催回数 24回 フッ化物洗口実施数 198か所 7,110人	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○							
	保護者			○							
028 お口の発達支援事業	【継続】 乳幼児とその保護者を対象に、口腔機能の発達状況の確認、健康教育（口腔機能発達、う蝕予防等）、個別指導を実施								実施者数 5,169人	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
029 子ども・若者の自殺危機対応チームの設置	【新規】 子ども・若者の自殺対策を推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺防止対策の検討や自殺リスクの高い子ども・若者への危機介入の強化につながる取り組みを実施								－ (令和6年度開始)	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
030 スマイル！こころの絆創膏デー	【継続】 子ども・若者へこころの健康に関する啓発メッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催								会場参加者数 3,016人 オンライン視聴数 3,344回	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										
031 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	【継続】 自殺予防教育に活用するため、児童・生徒用こころの健康に関する啓発パンフレット、解説書及び相談窓口一覧を作成し、市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、教員、関係機関等に配布するとともに、児童・生徒が発するSOSの受け止め方について大人が理解を深めるための啓発パンフレットを作成し、保護者へ配布								啓発パンフレット等の配布 ▶児童・生徒向けパンフレット(小学生版) 63,790部 ▶児童・生徒向けパンフレット(中学生版) 57,760部 ▶児童・生徒向けパンフレット(高校生版) 16,710部 ▶解説書 15,000部 ▶相談窓口一覧 141,050部 ▶大人用パンフレット 141,590部	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者				○	○	○				
032 若者向け自殺対策セミナー(こころの絆創膏セミナー)	【継続】 地域内の大学・短期大学関係者等を対象に、大学組織や学生に関する自殺対策等についての情報共有及び意見交換を行うセミナーを開催し、関係機関の連携をはかり、若者の自殺対策を推進								年1回開催 ▶参加者数 87名	年1回開催	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者										
033 地産地消講師の派遣	【継続】 児童の地産地消への理解と地元農産物への関心を深めてもらうことを目的として、学校給食の「みんなで食べる！なごや産」の日等に使用される名古屋の農産物や名古屋コーチンを教材とした地産地消講師の派遣を小学校や特別支援学校を対象に実施								地産地消講師派遣 41回	地産地消講師派遣 年40回	緑政土木局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
034 元気いっぱい子 どもの育成事業	【継続】 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現をめ ざして、体力・運動能力の向上に向けた活動に 取り組み、健康な体と運動習慣を形成								運動大好きなごやっ 子育成推進校の実施 小・中学校全体で 6校指定	運動大好きなごやっ 子育成推進校の実施 小・中学校全体で 6校指定	教育 委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	体力アップ一校一運 動の実施	体力アップ一校一運 動の実施	
	子ども				○	○			小学校 4校	小学校 4校	
	保護者										
035 魅力ある学校給 食の推進	【継続】 子どもの心身の健全な発達と食に関する正しい 理解と適切な判断力を養うため、なごや独自の 食文化の魅力を伝えるなごやめしの提供や地 産地消の推進、新しい献立の考案など、子ども たちが楽しめる魅力ある学校給食を実施								実施 ▶「だいすき！なごや ♥めし」の日 3回 ▶市内産米と市内産 野菜(1品目)を使 用したなごや産の 日 16回 ▶新たな献立の開発 ▶学校給食費のあり 方検討	実施 ▶「だいすき！なごや ♥めし」の日 3回 ▶市内産米と市内産 野菜(1品目)を使 用したなごや産の 日 16回 ▶新たな献立の開発 ▶学校給食費のあり 方検討	教育 委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
038 交通安全に関する 広報・啓発	【継続】 小学生の登下校時の交通安全指導や、幼児・児童等を対象とした交通安全教室を実施するなど、子どもを交通事故から守るための交通安全教育・啓発を推進								交通安全教室実施率 98.5%(263学区)	交通安全教室実施率 100%(全学区)	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○						
	保護者										
039 青色回転灯車による パトロール活動などの実施	【継続】 安心・安全で快適なまちづくりを推進するため、不審者情報に対応してパトロールを実施								不審者情報に基づく パトロール実施率 100%(9件)	パトロール活動の実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
040 バリアフリーのまちづくりの推進	【継続】 高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進								福祉都市環境整備指針に基づく本市の都市施設整備の推進 ▶福祉のまちづくり 推進会議の開催 2回	福祉都市環境整備指針に基づく本市の都市施設整備の推進 ▶福祉のまちづくり 推進会議の開催 2回	健康 福祉局
	名古屋市バリアフリー 情報発信サイトの開設・運営								名古屋市バリアフリー 情報発信サイトの運営	本市の施設整備における当事者参画の仕組みづくりの実施 ▶事業開始(令和7年度)	
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
041 重点整備地区の バリアフリー化の推進	【継続】 すべての人が安全で快適に移動できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進								瑞穂公園陸上競技場地区 ▶推進	5地区 ▶事後検証や継続的な発展に向けた検討	健康 福祉局
	その他4地区 ▶事後検証や継続的な発展に向けた検討										
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
042 民間鉄道駅舎の バリアフリー化の推進	【継続】 高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーター、転落防止のための可動式ホーム柵や内方線付き点状ブロックなどの設置を推進								推進 ▶エレベーター、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックなどの設置 56駅(累計)	推進 ▶可動式ホーム柵完了 JR中央本線名古屋駅 近鉄名古屋駅	健康 福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
043 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	【継続】 障害などへの理解や思いやりのある行動を促すため、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」や、コミュニケーションをとることが困難な障害者などが必要な支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布するとともに、市民や事業者に対する啓発を実施								実施 ▶配布数 19,231個	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
044 ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	【継続】 観光客、高齢者、障害者だけでなく、妊産婦や子ども連れの人など、すべての人が利用しやすいタクシーを普及させるため、アジア・アジアパラ競技大会に向け、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するための費用の一部を補助								実施 ▶補助件数 155台	実施 ▶補助件数 200台	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
045 多家族・多子世帯向入居者募集の実施	【継続】 市営住宅における多家族・多子世帯に対する優先枠として、多家族・多子世帯向入居者募集を実施								多家族・多子世帯向 入居者募集戸数 35戸	実施	住宅都市局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
046 子育て・若年世帯向入居者募集の実施	【継続】 市営住宅における子育て・若年世帯に対する優先枠として、子育て・若年世帯向入居者募集を実施								子育て・若年世帯向 入居者募集戸数 580戸	実施	住宅都市局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○				
047 多世代交流のための交流スペースの提供	【継続】 既設の市営住宅において、小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースを提供								集会所等の提供	実施	住宅都市局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
048 住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	【継続】 民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進								民間賃貸住宅入居相談件数 125件	実施	住宅都市局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	入居等支援に係る相談（関係機関等と連携した相談）件数 582件		
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				
049 住まいに関する情報提供	【継続】 子育て世帯を含む市民の方々への住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付を実施								利用件数 4,423件	実施	住宅都市局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
050 なごや子ども住まいプロジェクトの推進	【新規】 子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費補助、セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助、良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給、市公社賃貸住宅に対する家賃減額補助、定住促進住宅の家賃減額などを実施								－ （令和6年度開始）	実施	住宅都市局
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				
051 通学路等安全対策の実施	【継続】 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路等を点検し、交通安全対策を実施								歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩・横断歩道のカラー化等の実施	緑政土木局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
052 道路のバリアフリーの推進	【継続】 子どもをはじめ誰もが安心・安全で歩きやすい道をめざし、歩道などの段差解消、勾配改善などを実施								歩道の交差点部段差解消 197か所	改善の必要な箇所について実施	緑政土木局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
053 地域に身近な公園の再生	【拡充】 地域に身近な公園を子育てや交流の場として、子どもが元気いっぱい遊び楽しめ、憩いと潤いのある空間とするため、計画的な再整備等を推進								地域に身近な公園の再整備 事業中 4公園	実施	緑政土木局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
054 登下校時における子どもの安全対策の推進	【継続】 登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施								巡回指導の実施 見守り活動の実施 ▶子ども安全ボランティア 登録者数 97,419人	巡回指導の実施 見守り活動の実施 ▶子ども安全ボランティア	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	緊急情報メール配信システムの運用 登録数 384,425人	なごやっ子あんしんメールを活用した不審者情報の共有	
	子ども				○	○					
	保護者										
055 幼児児童生徒への交通安全教育	【継続】 市立全校(園)において交通安全教育を実施するとともに、小・中学校における通学路の安全対策を実施								実施 ▶交通安全教育 全校(園) ▶体験型交通安全訓練 小学校 259校 ▶通学路安全点検 全小・中学校	実施 ▶交通安全教育 全校(園) ▶体験型交通安全訓練 全校(園) ▶通学路安全点検 全小・中学校	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
056 学校における防災教育	【継続】 児童生徒の防災に対する意識を高めるため、なごやっ子防災ノートを活用した家庭とも連携した防災教育や、より実践的な防災訓練を実施するとともに、防災教育の充実をはかるための教職員向けの講習会を実施								なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 実践的な防災訓練の実施 防災教育講習会の実施 防災用ヘルメットの配備 小学校・特別支援学校小学部	なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 実践的な防災訓練の実施 防災教育講習会の実施 防災用ヘルメットの配備 小学校・特別支援学校小学部	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
057 地下鉄駅のエレベーターの整備	【継続】 誰もが利用しやすい環境とするため、地上へのエレベーターが1つ整備されている駅のうち、高齢者や障害者の方をはじめ多くの利用者が向かう方面にエレベーターがない駅の中から整備を進め、バリアフリールートの充実をはかるとともに、既存のバリアフリールートの改善を実施								整備中 伏見駅 御器所駅 本山駅 新瑞橋駅 瑞穂運動場西駅	整備完了 伏見駅、御器所駅、本山駅、新瑞橋駅、瑞穂運動場西駅、本郷駅 整備中 池下駅、六番町駅、黒川駅、大須観音駅、ナゴヤドーム前矢田駅	交通局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
058 地下鉄駅のホームと車両の段差・隙間の改善	【継続】 車いすやベビーカー利用者をはじめ誰もが乗降しやすくなるよう、ホーム先端部のかさ上げ（スロープ化）やくし状ゴムの設置などを行い、ホームと車両の段差・隙間を改善								整備完了 10駅（累計）	名城・名港線 令和8年度整備完了	交通局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
059 地下鉄駅への「子ども・子育てサポートベンチ」の設置	【新規】 親子で使いやすいベンチなどを地下鉄駅構内に設置								— （令和6年度試行導入）	設置拡大の検討	交通局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者	○	○	○	○						
060 地下鉄駅への授乳室の設置	【拡充】 子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置								設置 4駅（累計） 名古屋駅、千種駅、伏見駅、金山駅	3駅程度設置	交通局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
061 地下鉄車両への「子ども・子育てサポートスペース」の設置	【新規】 子ども連れで利用しやすい環境をめざし、導入予定の地下鉄の新型車両にベビーカー利用者や子どもが利用しやすいスペースを設置								—	導入	交通局
複・施策20	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者	○	○	○	○						
062 地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	【新規】 駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入								—	試行導入 （令和7年度） 導入拡大の検討	交通局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
063 市バス・地下鉄「子ども向け特設サイト」による情報提供	【新規】 市バス・地下鉄に親しんでもらうための子ども向けコンテンツや、授乳室の案内、ベビーカーで利用しやすいルートなど子育て世帯向けの情報をウェブサイトにより提供								— （令和6年度構築）	運用	交通局
複・施策20	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者		○	○	○						

施策 4	多様な居場所と交流・体験の支援
------	-----------------

子ども・若者が過ごす場所や時間、人との関わりのすべてが居場所になり得るものであり、自身の居場所は子ども・若者本人が決めるものです。

すべての子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、安心して過ごせる居場所を持ち、多様な遊びや体験活動、交流ができるよう、居場所づくりや地域資源もいかした遊びや交流・体験の機会の提供を進めていきます。

小学校年齢期の放課後の居場所の充実が求められていることから、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも留意しながら、放課後施策の拡充に取り組んでいきます。

居場所づくりを進めるにあたっては、子ども・若者の声を聞き、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者とともに居場所をつくっていくようつとめます。

関連する個別計画

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ▶第 3 期名古屋市スポーツ推進計画 | ▶名古屋市産業振興ビジョン 2028 |
| ▶なごや環境学習プラン | ▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画 |
| ▶第 4 次名古屋市子ども読書活動推進計画 | ▶名古屋市上下水道経営プラン 2028 |

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
064 子どもの体験活動の推進	【新規】 ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討								— (令和6年度は子どもの体験活動拠点の設置に向けた調査を実施)	子どもの体験活動拠点 ▶モデル実施、設置、運営 体験活動にかかる交通費への助成 ▶検討、試行実施	子ども 青少年局
複・施策6 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										
065 子ども食堂等への支援	【継続】 子ども食堂の開設を支援し、さまざまな子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、地域で子どもたちを見守る取り組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助								子ども食堂開設助成 19件 子ども食堂フォーラム開催 1回 参加者 158人 子ども食堂等運営費補助 60件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
066 繁華街における 子ども・若者の 居場所づくり事 業	【拡充】 家庭や学校等に自分の居場所が見つからない 子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり 安心して過ごせる居場所を屋外型で提供								本格実施に向けたモ デル事業の実施 ▶開催回数 年14回 (6月～3月に実施)	モデル事業の検証を 踏まえて本格実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者										
067 「わくわくキッズ ナビ」による情報 提供	【継続】 子どもの体験活動を促進するため、イベントや 施設などの情報をウェブサイト等により提供								ウェブサイトアクセス 件数 1日平均237件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者				○	○					
068 子ども会活動へ の支援	【拡充】 異年齢の子どもの交流や多様な体験活動を行 う子ども会の活性化をはかるため、ICT活用等 による保護者負担の軽減を重点とした「子ども 会活動振興策の方向性」に基づき、さまざまな 支援を実施								地域子ども会への小 学生加入率 27.8%	地域子ども会への小 学生加入率 40%以上	子ども 青少年局
									子ども会活動をかなり 負担に感じる子ども 会役員の割合 35.3% (令和6年9月～10月調査)	子ども会活動をかなり 負担に感じる子ども 会役員の割合 17%以下	
									子ども会活動を楽し いと感じる子どもの割 合 73.6% (令和6年5月調査)	子ども会活動を楽し いと感じる子どもの割 合 80%以上	
									子ども会活動振興策 の方向性に基づく支 援の実施 ▶ICTツールの活用 促進 ▶子ども会運営情報 の集約・発信がで きるプラットフォーム の整備 ▶子ども会活動アシ ストバンク事業の 拡充 ▶子どもが主体とな って企画・運営する 子ども会活動の推 進 等		
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○					
	保護者			○	○	○					

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
069 児童館における 子どもの育成	【拡充】 18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むため、各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、中高生の居場所づくり、留守家庭児童クラブ、移動児童館等を実施。また、子育て世帯向け及び中高生の居場所としての環境整備をはかるなど、利用者ニーズにあわせたりリニューアル改修等を実施								利用者数 468,066人 各区児童館における利用者満足度(子ども・保護者等) 99.1% ▶「満足」 76.9% ▶「ほぼ満足」 22.2% 「中高生の居場所づくり事業」の拡充に向けたモデル事業の実施	利用者満足度調査にて、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成 (「満足」は80%以上) 中高生の居場所づくり事業の拡充	子ども 青少年局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	児童館のリニューアル改修等を実施		
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
070 とだがわこどもランドにおける 子どもの育成	【継続】 18歳未満の子どもを対象に、子どもたちが日常的には経験できない水、緑、土といった自然の中で、遊びを通して健康増進や情操を育むため、遊び場の提供を行うほか、工作や食育講座などの企画事業や、社会性・協調性を育む定期的なクラブ活動、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助等を実施								利用者数 437,520人 利用者満足度(子ども・保護者等) 90.7% ▶「満足」 76.2% ▶「ほぼ満足」 14.5%	利用者満足度調査にて、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成 (「満足」は80%以上)	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
071 青少年交流プラザにおける 青少年の育成	【継続】 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるため、青少年交流プラザ及び分館である青少年宿泊センターが一体となって、活動・交流の場や情報を提供するほか、青少年の育成をはかる総合的な支援プログラムに基づいた事業を行い、自立の支援や社会参加・参画活動を促す取り組みを実施。また、青少年宿泊センターにおいて市内唯一の宿泊型青少年施設として、青少年のニーズにあわせたりリニューアル改修を実施								利用者数 ▶本館 144,804人 ▶分館 60,657人 利用者満足度 ▶本館 95.7% 「とても満足」 51.2% 「満足」 44.5% ▶分館 98.0% 「とても満足」 51.4% 「満足」 46.6%	利用者満足度調査にて、「とても満足」と「満足」を合わせて95%以上を達成 (「とても満足」は60%以上)	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
072 子どもが主体的に参画する場づくり	【継続】 各児童館等で、子どもたちが視野を広げ、社会性を育み、自信を深め、参画への意欲を高めるとともに、主体的に社会参画する子どもの育成につなげていくことを目的として「子どものまち」事業等を実施。また、各児童館で実施する「子どものまち」事業等で中心となって活動している子どもたちが意見を交わす「子どものまちミーティング」を実施								各児童館等で「子どものまち」事業等を実施 各児童館において実施する「子どものまち」事業等で中心となって活動している子どもたちが意見を交わす「子どものまちミーティング」を実施 年2回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
保護者											
073 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	【継続】 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施								相談者数 1,028人 相談件数 延べ9,691件	実施	子ども 青少年局
複・施策12 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
子ども			○	○	○	○	○	○			
保護者			○	○	○	○	○	○			
074 ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施								居場所利用者数 延べ3,382人 カウンセリング 延べ1,164人 電話相談 延べ1,191件	実施	子ども 青少年局
複・施策12 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
子ども							○	○			
保護者							○	○			
075 留守家庭児童健全育成事業助成	【拡充】 留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成								留守家庭児童育成会 204か所	実施 国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施	子ども 青少年局
★支援事業【7】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
子ども					○						
保護者					○						
076 トワイライトルーム	【拡充】 遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施								実施 53校 ▶参加者数 延べ742,270人 ▶1日1校あたり参加者数 48.0人 ▶参加申込率 46.1% ▶選択事業登録数（17時以降の利用登録） 2,396人	実施 通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区においてトワイライトスクールから移行	子ども 青少年局
★支援事業【7】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
子ども					○						
保護者					○						

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
077 トワイライトスクール	【継続】 遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施								実施 208校 ▶参加者数 延べ2,020,418人 ▶1日1校あたり参加者数 33.7人 ▶参加申込率 45.3% 長期休業中の昼食受け取り ▶令和6年度よりモデル実施(トワイライトルームを含む)	実施 全小学校(トワイライトルームを含む) 長期休業中の昼食受け取り ▶モデル事業の検証を踏まえて実施	子ども 青少年局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者				○						
078 文化センターにおける子育ての支援および児童福祉の増進	【継続】 地域の子育て世帯の交流を進めるとともに、児童の福祉増進をはかるため、学習相談や「親子で楽しむおはなし会」など児童・親子向け事業を実施								文化センター(2館)にて実施 610回 参加者数 2,924人	実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○					
	保護者		○	○	○	○					
079 スポーツ実施機会の提供	【継続】 市民のスポーツ振興や子どもの体力の向上・健全な青少年の育成をはかるため、トップスポーツチーム等の関係団体と連携した各種体験イベント等を実施								でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ▶アリーナ 199人 ▶スタジアム 155人	でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○		スポーツ体験事業の実施	スポーツ体験事業の実施	
	保護者				○						
080 少年少女発明クラブの運営	【継続】 ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象にものづくり教室など創作活動の場を提供する「名古屋少年少女発明クラブ」を運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施								実施 ▶工作・プログラミング教室の開催 18件	実施 ▶工作・プログラミング教室の開催 15件	経済局 教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
081 小中高生起業家人材育成事業	【拡充】 起業家精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施								実施 ▶人材育成プログラム参加者数 1,796人	実施	経済局
複・施策6 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者				○						

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
082 イノベーション拠点の運営等	【継続】 企業の新たな価値の創出を促進するため、経済団体等との連携により、交流・対流のプラットフォームとなるイノベーション拠点を運営するとともに、名古屋駅近隣のなごのキャンパスに入所するスタートアップ企業に対しての賃料の一部を助成								ナゴヤ・イノベーターズ・ガレージの拡充・運営 なごのキャンパス入居者への補助 ▶補助企業 15社 ▶補助金額 7,167千円	ナゴヤ・イノベーターズ・ガレージの運営 なごのキャンパス入居者への補助	経済局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										○
	保護者										○
083 環境学習の推進	【継続】 自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む環境学習を環境学習センターやなごや環境大学において実施								環境学習センター利用者数 30,673人 なごや環境大学子ども向け講座数 83講座	環境学習センター利用者数 40,000人 なごや環境大学子ども向け講座数 90講座	環境局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			○
	保護者		○	○	○						
084 なごやエコキッズの推進	【継続】 幼稚園・保育所において、園児の環境に対する感性を育むとともに、園児の家庭のライフスタイルを環境にやさしいものへ転換するための、園と家庭が一体となって環境保全に取り組む仕組みづくりを推進								なごやエコキッズ認定園における環境学習プログラム ▶実施件数 183件	なごやエコキッズ認定園における環境学習プログラム ▶実施件数 200件	環境局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者										
085 なごやエコスクールの推進	【継続】 学校において、児童生徒の主体的な環境保全に関する取り組みの実践と、児童生徒自ら振り返り改善していこうとする姿勢を育むための仕組みづくりを推進								なごやエコスクール認定校における環境学習プログラム ▶実施件数 415件	なごやエコスクール認定校における環境学習プログラム ▶実施件数 450件	環境局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
086 なごや環境大学SDGs人づくりプロジェクトの推進	【継続】 持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学において、環境と経済・社会の統合的向上のための取り組みとしてSDGs人づくりプロジェクトを実施することにより、子どものSDGsへの理解と行動を促進								なごやSDGsフィールドスタンプラリー 参加者数 2,291人	なごやSDGsフィールドスタンプラリー 参加者数 3,000人	環境局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者				○						

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
087 なごや生物多様性センターの運営	【継続】 自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む事業をなごや生物多様性センターにおいて実施								調査・保全活動の実施 参加者数 2,298人	調査・保全活動の実施	環境局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	生物多様性に関する講座等の実施 参加者数 4,323人	生物多様性に関する講座等の実施	
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										
088 子どもの運動・文化活動の振興	【拡充】 子どもの豊かな心と健やかな体を育成するため、小学生の放課後における教員が指導しない運動・文化活動及び中学校、高等学校において部活動外部顧問・外部指導者の派遣などを実施するとともに、中学校部活動の地域の活用も含めた見直しを実施								部活動外部顧問の派遣 中学校 335部	部活動外部顧問の派遣 中学校において拡充	教育委員会
									部活動外部指導者の派遣 中学校・高校 350部	部活動外部指導者の派遣 中学校・高校	
									各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 中学校・高校 148件	各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 中学校・高校	
									民間委託による新たな運動・文化活動の実施 小学校全校	民間委託による新たな運動・文化活動の実施 小学校全校	
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	中学校部活動の見直し 調査・検討	中学校部活動の見直し 中学校全校	
	子ども				○	○	○				
	保護者										
089 土曜日の教育活動の推進	【継続】 子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域や大学、民間事業者等の協力のもと体験活動等を実施								実施 ▶運営委託する地域団体 13団体 ▶名古屋土曜学習プログラム数 112種類	実施 ▶運営委託する地域団体数の増 ▶名古屋土曜学習プログラム数の増	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者										
090 インクルーシブ教育システムの構築の推進	【継続】 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を実施し、インクルーシブ教育システムを推進								交流及び共同学習の実施 若宮商業高等学校と若宮高等特別支援学校の併設校における交流及び共同学習の検討	交流及び共同学習の実施	教育委員会
複・施策5	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	有識者会議の実施 4回	有識者会議の実施	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
091 SDGs達成の担 い手づくり推進 事業	【継続】 SDGs達成の担い手を育成するため、推進校（園）において、環境学習や国際理解学習、防災学習、エネルギー学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習などの多様な学習活動を実施								実施 幼・小・中・高等学校・特別支援学校のうち、希望する6校（園）	実施 幼・小・中・高等学校・特別支援学校のうち、希望する6校（園）	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
092 コミュニティ・ス クールの導入	【拡充】 地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入を推進								8校で試行実施を開始	コミュニティ・スクールの導入 全校園	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者			○	○	○	○				
093 子どもの読書活 動の推進	【継続】 生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力して子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施								なごやっ子読書月間における読書イベントの開催 図書館での読み聞かせの実施 1,857回 図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 273回 教育基金を活用した子ども向け図書の充実 160冊	子どもを対象とした読書イベントの開催 図書館での読み聞かせの実施 1,900回 図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 500回 教育基金を活用した子ども向け図書の充実 160冊	教育委員会
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										
094 「みんなで覚えよう応急手当」講習の実施	【継続】 夏休み期間中に、小中学生を対象にした普通救命講習等を開催								救命講習の実施（小中学生） ▶小学生 5回 受講者数 37人 ▶中学生 5回 受講者数 11人	救命講習の実施（小中学生） ▶小学生 年5回 ▶中学生 年5回	消防局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
095 アメンボクラブ（ジュニア会員）の活動	【新規】 施設見学や学習会を通して上下水道事業に関する理解を深める機会を提供するとともに、協働してイベント等における情報発信を実施								— （令和6年度発足）	上下水道学習会・水源地保全活動・広報活動の実施	上下水道局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
096 水源地探検隊	【継続】 名古屋の水源地である徳山ダム周辺を訪れ、体験活動や講義を通して、水源地の自然の豊かさや保全の大切さを学ぶ機会を提供								水源地探検隊 参加者数 54名	実施	上下 水道局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者				○						

施策 5	子ども中心の学びの支援
------	-------------

必要に応じて仲間や大人の力を借りたり、自分の力を貸したりしながら、子どもが自分に合ったペースや方法で自分らしく、楽しく学ぶことができるよう、子ども中心の学びを推進します。すべての子どもの学ぶ権利を大切に、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されるよう取り組みます。

また、教職員の多忙化など、教職員を取り巻く環境は厳しいものになっていることから、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築しながら、多様な学びの場を確保するなど、子どもの学びの充実に向けた環境づくりを進めていきます。

関連する個別計画

▶名古屋市男女平等参画基本計画 2025

▶第 3 次消費者行政推進プラン

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

▶名古屋市上下水道経営プラン 2028

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
097 男女平等参画出張講座	【継続】 若年層を対象としたデートDVに関する講演会や研修などを開催する場合に、講師を派遣								男女平等参画出張講座 1回 ▶参加者数 139人	実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○	○		
	保護者							○	○		
098 消費者教育の推進	【継続】 発達段階に応じて、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者、社会の発展に積極的に関与する消費者を育成する教育を推進								大学等への消費者教育・啓発委託事業 10校 こども消費者教室 6回 消費者教育コーディネーターを設置、小中学校等への派遣 94回	大学へのエシカル消費の普及・啓発委託事業 実施 こども消費者教室 実施 消費者教育コーディネーターを設置、小中学校等への派遣 実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○	○			
	保護者			○	○	○	○				
090 インクルーシブ教育システムの構築の推進	【継続】 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を実施し、インクルーシブ教育システムを推進								交流及び共同学習の実施 若宮商業高等学校と若宮高等特別支援学校の併設校における交流及び共同学習の検討 有識者会議の実施 4回	交流及び共同学習の実施	教育 委員会
複・施策4	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
099 学校における働き方改革の推進	【継続】 教職員が心身ともに健康に、笑顔で子どもと向き合い、よりよい教育活動を実現するため、学校における働き方改革を推進								学校徴収金システムの導入 ▶検討 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置 ▶全校園 デジタル採点システムの活用 ▶中学校・高校 全校	学校徴収金システムの導入 ▶小・中・特別支援学校 全校 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置 ▶全校園 デジタル採点システムの活用 ▶中学校・高校 全校	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	災害共済給付金支給の委託化	災害共済給付金支給の委託化の継続	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
100 少人数教育の推進	【継続】 一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を行うための小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導を実施								少人数学級編制の実施 ▶小・中学校 全校 少人数指導の実施 ▶小・中学校 全校	少人数学級編制の実施 ▶小・中学校 全校 少人数指導の実施 ▶小・中学校 全校	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
101 子どもの未来応援講師の配置	【継続】 基礎基本の定着を中心とした学習指導の支援を行うとともに、学級担任・教科担任とは異なる立場で子どもに関わり、気軽に相談できる関係を築くことで子どもを支援								子どもの未来応援講師の配置 ▶小学校 81校 ▶中学校 71校 ▶特別支援学校 3校	子どもの未来応援講師の配置 ▶小学校 81校 ▶中学校 71校 ▶特別支援学校 3校	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
102 新学習指導要領の着実な実施	【拡充】 新学習指導要領に対応し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、カリキュラム・マネジメントの充実や学校段階間の円滑な接続をはかるとともに、キャリア教育、プログラミング教育等の新しい教育を推進								「なかまなビジョン＋(プラス)」を取り入れた授業改善の推進 学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の活用 ▶小学校名古屋市教育課程の作成に向けた検討の実施	「ナゴヤ学びのコンパス」の趣旨を踏まえた授業改善の促進 学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の活用	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
103 小・中学校における国語教育の推進	【継続】 子どもたちの学習の基礎となることばの力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施								学校図書館司書の配置 ▶中学校 109校 ▶小学校 259校 (学校司書109人) 本の帯コンクールの実施	学校図書館司書の配置 ▶中学校 110校 ▶小学校 260校 (学校司書110人) 本の帯コンクールの実施	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	なごやっ子漢字検定プリントを作成・配信		
	子ども				○	○					
	保護者										
104 小・中学校における理数教育の推進	【継続】 小・中学校における理数教育の充実に向けて、児童生徒の科学への興味・関心を高めるとともに、論理的な思考力を養うため、ICTを活用した学習やプログラミング教育を推進								ロボットプログラミング教育用の教材活用 ▶小学校 15校 ▶中学校 5校 双方向性コンテンツに対応したデジタル教材活用 ▶中学校 1学年	ロボットプログラミング教育用の教材活用 ▶小・中・特別支援学校 20校 双方向性コンテンツに対応したデジタル教材活用 ▶中学校 全学年	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
105 外国語教育の充実	【継続】 グローバル人材を育成するため、英語授業において外国人材を活用するとともに、英語に堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施								外国語指導アシスタントの派遣 ▶小学校 261校 外国人英語指導助手の派遣 ▶小学校 9校 ▶中学校 110校 ▶高校 9校	外国語指導アシスタントの派遣 ▶小学校 全校 外国人英語指導助手の派遣 ▶小学校 全校 ▶中学校 全校 ▶高校 9校	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	特例を設けた教員採用選考試験の実施	特例を設けた教員採用選考試験の実施	
	子ども				○	○	○				
	保護者										
106 ICTを活用した教育の推進	【継続】 すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、1人1台端末の更新をはじめとするICT環境の整備をはかるとともに、その活用を推進								1人1台端末等の更新・整備 ▶小・中・特別支援学校 調査・研究 ▶高校等 運用 幼稚園におけるICT環境の充実	1人1台端末等の更新・整備 ▶小・中・特別支援学校 活用・検証 ▶高校等 活用・検証 幼稚園におけるICT環境の充実	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	さらなるICT活用のための取り組みの研究・推進	さらなるICT活用のための取り組みの研究・推進	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
107 市立高等学校における学びのあり方改革	【拡充】 グローバル化が進む新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、探究学習やSTEAM教育、国際理解教育を推進するとともに、産業界・大学・地域との連携に取り組み、市立高等学校における学びのあり方改革を推進								特色ある理数教育の推進 ▶英語をツールとした理数教育の実施 ▶大学・企業と連携した理数教育の実施 15か所 向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有	探究的な学び STEAM教育の推進 向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	デュアルシステムの実施 2校	デュアルシステムの実施 3校	
	子ども						○				
	保護者										
108 市立高校生の海外派遣	【継続】 グローバルな視野を持つ人材を育成するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかるため、市立高校生の海外派遣を実施								実施 9か国(地域)170人	実施 180人	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										
109 グローバル・エデュケーション・センターの運営	【継続】 グローバル社会において活躍することができる人材を育成するため、国内外の企業や大学、研究機関等と連携し、グローバル環境の実体験等ができるグローバル・エデュケーション・センターを運営								実施 ▶グローバルワークショップ 121回 ▶グローバルスタディ 20回 ▶グローバルコミュニケーション 23回	実施 ▶グローバルワークショップ ▶グローバルスタディ ▶グローバルコミュニケーション	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
110 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	【継続】 ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進								「ナゴヤ学びのコンパス」の策定 授業改善等の推進 国内外の先進事例の研究・実践	実践校の拡大	教育委員会
複・施策6 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	学習会の開催を通じた教員の意識改革の実施		
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
111 キャリア教育の 推進	【継続】 子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を実現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実践するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネートをするキャリアナビゲーター(キャリアの専門家)の活用により、キャリア教育を推進								キャリアタイムにかかるカリキュラムの作成 キャリア教育推進センター機能の構築、キャリア教育にかかる調査検討 キャリアナビゲーターの配置 ▶中学校 72校 ▶高等学校・特別支援学校 全校	カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施 キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート キャリアナビゲーターの配置 ▶中学校 全校 ▶高等学校・特別支援学校 全校	教育 委員会
複・施策6 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	キャリア支援アドバイザーの配置 ▶高等学校 14校	キャリア支援アドバイザーの配置	
	子ども				○	○	○				
	保護者				○	○	○				
112 教育支援センターでの不登校対応事業	【継続】 心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・学習指導及び生活指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施								教育支援センターの運営 ▶通所者数 847人 タブレット端末(30台)を活用した学習支援の実施	教育支援センターの運営 タブレット端末を活用した学習支援の実施	教育 委員会
複・施策17	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者				○	○					
113 民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	【継続】 不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを提供								民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	教育 委員会
複・施策17	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
114 教育データ利活用とEBPMの推進	【拡充】 教育データの利活用とEBPMの推進により子どもの学習面や生活面での支援等を行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、ネットワーク再構築と各種システムのクラウド移行を実施								ネットワーク再構築の検討 全国学力・学習状況調査の活用 ▶報告書の作成と学校への配布 全校 ▶保護者用リーフレットの作成・配信 全校	ネットワーク再構築 全国学力・学習状況調査の活用 ▶報告書の作成と学校への配布 全校 ▶保護者用リーフレットの作成・配信 全校	教育 委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
115 校内の教室以外の居場所づくり	【拡充】 教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進								校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 51校	校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 全校 (夜間中学を除く) ▶小学校 実施	教育委員会
複・施策17 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
116 上下水道訪問授業	【継続】 市立小学4年生を対象に、水道・下水道の仕組みや役割、水循環などを学ぶ訪問授業を実施								訪問授業 135校 139教室 資料提供 3校	実施	上下水道局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者										

施策 6	子ども・若者の未来の応援
------	--------------

子どもや若者が自分らしさや多様な選択肢があることを理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントにかかる選択を行い、自分のライフデザインを希望を持って描けるよう、ライフステージに応じたライフキャリア支援やライフイベントについて考える機会の提供に取り組んでいきます。

また、働くことや結婚、妊娠・出産には多様な価値観や考え方があることを大前提として、子ども・若者の選択が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくとともに、若者一人ひとりの希望の実現を後押ししていきます。

関連する個別計画

▶名古屋市産業振興ビジョン 2028

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
064 子どもの体験活動の推進	【新規】 ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討								— (令和6年度は子どもの体験活動拠点の設置に向けた調査を実施)	子どもの体験活動拠点 ▶モデル実施、設置、運営 体験活動にかかる交通費への助成 ▶検討、試行実施	子ども 青少年局
複・施策4 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども	○	○	○	○	○	○	○			
	保護者										
117 出会いや結婚の希望をかなえる支援	【新規】 若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見だし、希望どおり結婚し子どもを持てる社会づくりを推進するため、婚活イベント、ライフデザインセミナーなどを開催								— (令和6年度開始)	結婚支援の検討・実施 ▶婚活イベント、ライフデザインセミナー、結婚新生活支援等	子ども 青少年局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども	○						○			
	保護者										
081 小中高生起業家人材育成事業	【拡充】 起業家精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施								実施 ▶人材育成プログラム参加者数 1,796人	実施	経済局
複・施策4 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども	○			○	○	○				
	保護者				○						

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
110 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	【継続】 ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進								「ナゴヤ学びのコンパス」の策定 授業改善等の推進 国内外の先進事例の研究・実践	実践校の拡大	教育委員会
複・施策5 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	学習会の開催を通じた教員の意識改革の実施		
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
111 キャリア教育の推進	【継続】 子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を実現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実践するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネートをするキャリアナビゲーター(キャリアの専門家)の活用により、キャリア教育を推進								キャリアタイムにかか るカリキュラムの作成 キャリア教育推進セン ター機能の構築、キャ リア教育にかかる調 査検討 キャリアナビゲーター の配置 ▶中学校 72校 ▶高等学校・特別支 援学校 全校	カリキュラムを踏まえ たキャリアタイムの実 施 キャリア教育推進セン ターによるキャリア教 育実践のサポート キャリアナビゲーター の配置 ▶中学校 全校 ▶高等学校・特別支 援学校 全校	教育委員会
複・施策5 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	キャリア支援アドバイ ザーの配置 ▶高等学校 14校	キャリア支援アドバイ ザーの配置	
	子ども				○	○	○				
	保護者				○	○	○				
118 なごや子ども応援委員会の運営	【継続】 さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討								常勤スクールカウンセ ラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャル ワーカー、非常勤ス クールセクレタリー、 非常勤スクールポリ スの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウ ンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、 高校、特別支援学 校 全校(園)	常勤スクールカウンセ ラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャル ワーカー、非常勤ス クールセクレタリー、 非常勤スクールポリ スの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウ ンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、 高校、特別支援学 校 全校(園)	教育委員会
複・施策14 17 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	規模の大きな学校へ の非常勤スクールカ ウンセラーの加配	規模の大きな学校へ の非常勤スクールカ ウンセラーの加配	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				

施策 7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
------	---------------------------

妊娠・出産や子育ての不安感や負担感の解消をはかるため、子どもが生まれてからだけでなく、妊娠前から妊娠、出産、子育て期への切れ目のない支援を行います。将来の妊娠・出産の希望の実現を後押しするとともに、児童虐待の発生を予防する観点から、早い段階からの妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援、子育てにかかる情報提供の充実につとめます。

妊産婦やその家族に対し、それぞれの状況に合った情報提供を行うとともに、相談・支援体制を整え、奔走型できめ細かくフォローしていきます。さまざまな子育て支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう、取り組みを進めていきます。

関連する個別計画

▶第 4 期名古屋教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
119 不妊・不育にか かる支援	【継続】 不妊・不育に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不育症・不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発するとともに、不育症検査費用の助成を実施								不育症・不妊症相談の実施 ▶相談件数 75件 不育症検査費用助成 ▶助成件数 15件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○									
120 両親学級（パパ ママ教室）	【継続】 妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施								共働きカップルのための パパママ教室 ▶開催回数 51回 ▶参加者数 1,200人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○									
121 妊婦健康診査	【継続】 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、14回分の健康診査について公費負担								助成回数 14回分／人 （多胎児を妊娠した場合は19回分／人）	実施	子ども 青少年局
支援事業【14】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	受診件数 201,875件		
	子ども										
	保護者	○									
122 産婦健康診査	【継続】 産後うつ予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担								受診件数 30,336件	実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○								

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
123 妊産婦歯科診査	【継続】 妊娠中に1回、出産後1年以内に1回、歯科診査を行い、妊産婦の健康の保持増進を支援								受診件数 ▶妊婦 7,624件 ▶産婦 5,915件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○								
124 産前・産後ヘルプ事業	【拡充】 妊娠中または出産後の体調不良等により、家事または育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事または育児の援助を実施								実利用人数 961人 延べ派遣時間数 29,336時間	制度の拡充	子ども 青少年局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○								
125 子育て総合相談窓口	【継続】 子育ての不安を軽減するため、保健センターにおいて、子育てに関するさまざまな相談と育児支援を実施								相談件数 64,159件 妊娠・出産期サポーターによる支援 15,291件 (電話・郵送・訪問・その他)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【3-4】	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				
126 子どもあんしん電話相談事業	【継続】 夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師などによる電話相談を実施								相談件数 6,931件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○				
018 食育実践支援	【継続】 妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着をはかるとともに、食事に対する不安を軽減するため保健センターにおいて栄養指導や相談を実施								妊産婦食教室 263回 離乳食教室 974回 幼児食教室 153回	実施	子ども 青少年局
複・施策2	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者	○	○	○							
127 子育て講座	【継続】 子どもの発達や健康課題、保護者の育児困難感等に応じた子育て支援の教室や地域の子育て活動の育成及び地域づくりのための活動支援を実施								子育て講座 ▶開催回数 1,654回 ▶参加者数 17,596人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
128 なごや妊娠SOS	【継続】 思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施								相談回数 172回	実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○									
129 産後ケア事業	【拡充】 出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合に、産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施								利用実績 ▶宿泊型 281組 延べ1,434日 ▶日帰り型 34組 延べ87日 ▶訪問型 1組 延べ1日	利用者数の増加	子ども 青少年局
複・施策14 ★ 支援事業【15】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
130 ナゴヤわくわく プレゼント事業	【継続】 名古屋市で生まれ育つ子どもたちに対し、子育てが家庭が子どもの誕生を喜び、笑顔や希望を持って子育てをスタートできるよう、子育てに必要なギフトを届ける事業を実施								対象者数 17,437人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
131 妊婦タクシー利用 支援事業	【継続】 妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減をはかるため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付								タクシー利用券送付 者数 17,225人	実施	子ども 青少年局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○									
132 名古屋市妊婦・ 子育て家庭応援 金の支給	【継続】 すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の実施体制を強化するとともに、一体的に実施する経済的支援として妊娠・出生届出後に相談支援を受けた妊産婦等に2回各5万円を支給								支給人数 ▶妊婦応援金 36,705人 ▶子育て家庭応援金 24,932人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者	○	○								

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
133 子どものインフル エンザ予防接種 費用の助成	【継続】 進学や就職等を控える子どもを応援するため、12歳、15歳、18歳を迎える子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を実施								接種者数 12歳 1回目接種 8,847人 2回目接種 7,596人 15歳 9,850人 18歳 7,354人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
134 子育て短期支援 事業(ショートス テイ事業)	【継続】 家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施								児童養護施設13施設、乳児院4施設、里親94世帯で実施 ▶延べ利用日数 1,514人日	児童養護施設、乳児院及び里親で実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【8】	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
135 なごやすくすく ボランティア事業	【継続】 児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成。その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣								地域における子育て支援として、名古屋市すくすくサポーターを登録・派遣 ▶登録 372人 ▶派遣 788回 ▶延べ 1,349人	実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
136 子育て学び支援 事業	【拡充】 子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機運を醸成し、子育て世代やこれから親になる人を対象とした講座の開催等により、子育てを学ぶ機会を提供								実施 ▶子育て練習講座 ▶出前講座	実施 ▶子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ▶子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○				
137 成育医療の取り組み(不育・不妊治療に係る医療の提供)	【継続】 市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、不育症の診断・治療や男性不妊症、着床前診断といった高度な医療を提供するとともに、西部医療センターに設置した生殖医療センターにおいて、男性不妊症や女性不妊症、不育症といった幅広い不妊治療に対応できる医療を提供								市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、医療を提供 西部医療センターに生殖医療センターを開設	市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、医療を提供 西部医療センターに設置した生殖医療センターにおいて、医療を提供	総務局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○									

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局						
138 幼児期の子と親の育ち支援の推進	【継続】 幼児教育の質の向上推進と子育ての支援充実のため、幼児教育に関する調査研究や教職員・保育士等の指導力や資質の向上に資する研修を実施するとともに、子育てを支援する取り組みを実施								幼児の育ち応援ルームの運営 3か所 ▶利用者 141名	幼児の育ち応援ルームの増設	教育委員会						
									専門家による子育て相談の実施 10回 ▶参加者 65名	専門家による子育て相談の実施							
									研修の実施	今日的な課題や現場の課題に対応した研修の実施							
									幼保小接続の調査研究	幼保小接続の調査研究							
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	名古屋市教育課程「幼保小接続章」の作成	幼保小接続の調査研究							
	子ども			○													
	保護者			○													
139 家庭教育支援の推進	【継続】 各家庭での家庭教育の促進をはかるため、家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深めるための取り組みを実施するとともに、毎月第3日曜日に定めている「家庭の日」が広く認知され、家庭の大切さや家庭の役割の素晴らしさについて改めて考えを深める機会を設定								実施 ▶家庭教育セミナー 379団体 ▶家庭教育の推進に関わる協力企業制度 230企業・団体（累計） ▶「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・作文・図画作品）の募集 小・中学校・幼稚園（私立幼稚園含む） 全校（園） ▶ファミリーデーなごや 参加者数 延べ11,000人	実施 ▶家庭教育セミナー ▶家庭教育の推進に関わる協力企業制度 ▶「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）の募集 ▶ファミリーデーなごや	教育委員会						
									対象	出産前		0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者
									子ども				○	○	○	○	○
									保護者				○	○	○	○	○

施策 8	経済的負担の軽減
------	----------

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子育て支援にかかるサービスや教育への助成や負担軽減に取り組めます。さまざまな経済的支援が必要とする子育て家庭に届くよう、情報発信・広報につとめます。

関連する個別計画

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
140 保育所等の利用者負担額の軽減	【継続】 3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施するほか、さらなる負担軽減について、継続的に検討								幼児教育・保育の無償化を実施 国の定める保育料に対して、利用者負担割合が6割程度になるよう、本市独自に保育料を軽減	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○							
141 実費徴収に係る 補足給付事業	【継続】 生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成								対象者数 491人	実施	子ども 青少年局
	【継続】 生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成								対象者数 1,153人	実施	教育 委員会
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【5】	子ども										
	保護者		○	○							
142 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	【継続】 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付								対象者数 101人	実施	子ども 青少年局 教育 委員会
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【6-3】	子ども										
	保護者			○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
143 児童手当の支給	【継続】 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給								支給対象児童数 238,866人 (令和6年3月末)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○				
144 就学援助	【継続】 経済的に困窮している市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助								対象者数 21,588人	実施	教育 委員会
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者				○	○					
145 私立高等学校授業料補助	【継続】 公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない一定の所得階層の世帯に対する授業料補助を実施								対象者数 2,799人	実施	教育 委員会
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者						○				
146 高等学校等入学支援金	【新規】 経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資を支給								—	実施	教育 委員会
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○					
	保護者										
147 市立高等学校入学料などの減免	【継続】 市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施								対象者数 198人	実施	教育 委員会
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者						○				
148 名古屋市奨学金 (高等学校給付型奨学金)の支給	【継続】 教育の機会均等をはかるため、経済的理由によって就学が困難な生徒に対して、高校等において就学に必要な学資の支給を実施								対象者数 2,882人	実施	教育 委員会
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										

施策 9	地域全体での子育て支援
------	-------------

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で受けられる子育て支援サービスの充実をはかるとともに、子育て家庭同士の交流など、子育て家庭の孤立感の解消をはかる取り組みを進めます。

子どもや子育てを温かく見守り、社会全体で子ども・子育てを支えていくという意識を高めるため、子どもや子育て家庭への理解を促し、地域の住民及び団体、企業等が協調しながら支援に積極的に関わっていくネットワークづくりにつとめます。

関連する個別計画

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
149 子育て応援拠点事業	【拡充】 支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置								子育て応援拠点 14か所	拠点機能の充実	子ども 青少年局
★ 支援事業【11】 【12-2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
150 地域子育て支援拠点事業	【拡充】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点を設置								地域子育て支援拠点 47か所 子育て応援拠点 14か所 子ども・子育て支援センター 1か所 地域子育て支援センター事業 50か所 児童館等 17か所	拠点機能の充実	子ども 青少年局
支援事業【11】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
151 子ども・子育て支援センターの運営	【拡充】 子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進								キッズパーク利用者数 23,259人 ウェブサイトへのアクセス数(トップページ) 59,197件 講座参加者数 2,368人 相談件数 4,127件	拠点機能の充実	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
152 地域子育て支援 ネットワークの推 進	【継続】 地域における子育て支援のネットワーク体制の 強化や活動・事業の活性化を推進								補助金交付団体数 ▶区域事業 16 ▶広域事業 3	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○							
153 のびのび子育て サポート事業	【継続】 地域の中での市民同士の助け合いによる子育て 支援機能の充実をはかるため、子育ての手 助けをしてほしい人(依頼会員)に子育てのお 手伝いをしたい人(提供会員)を紹介し、会員同 士お互いに助け合う相互援助活動を実施								会員数 8,334人 活動件数 18,717件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
支援事業【12-2】	保護者		○	○	○						
154 なごや未来っ子 応援制度(ぴよ か)	【継続】 企業、地域、行政の連携により、社会全体で子 どもと子育て家庭を応援するため、子育て家庭 優待カード事業等を実施								協賛店舗・施設 2,401か所 68商店街 (令和6年3月末)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
複・施策20	保護者	○	○	○	○	○	○				
155 赤ちゃん訪問事 業	【継続】 地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児 童委員、区域担当児童委員が第1子を出生した 家庭を訪問								訪問対象世帯 8,877人 訪問実績 7,851人 訪問率 88.4%	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
156 一時預かり事業	【継続】 家庭において保育を受けることが一時的に困難 となった乳幼児について、保育所の一時保育事 業等において一時的に預かり、必要な保護を実 施								一時保育事業 ▶民間保育所等 65か所 利用人数 延べ44,213人 ▶公立保育所 4か所 利用人数 延べ3,607人 リフレッシュ預かり保 育事業 ▶公立保育所 83か所 利用人数 延べ3,085人 24時間緊急一時保 育事業 ▶2か所 利用人数 延べ1,231人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
支援事業【12-2】	保護者		○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
157 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	【新規】 すべての子どもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施								モデル事業を1か所で実施	令和8年度から本格実施	子ども青少年局
★ 支援事業【2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
158 エリア支援保育所事業	【拡充】 公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施								実施 53エリア	実施 78エリア	子ども青少年局
複・施策11 支援事業【3-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者	○	○	○							
159 高齢者による子育て支援事業への補助	【継続】 シルバー人材センターが実施する子育て支援事業へ助成								利用件数 4,273件 「子育て支援会員育成研修」による会員従事者の養成 ▶参加者数 11人	実施	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○				
160 私立幼稚園での子育て支援事業	【継続】 地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親子の育ちの場支援事業費等の補助を実施								私立幼稚園預かり保育への補助 72園 私立幼稚園親子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助 118園	実施	教育委員会
複・施策11 支援事業【12-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
161 幼稚園心の教育推進プラン	【継続】 幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施								芸術鑑賞の実施 11園 自然体験、社会体験の実施 全園 長期休業中も含めた預かり保育の実施 全園	芸術鑑賞の実施 自然体験、社会体験の実施 預かり保育の実施	教育委員会
複・施策11 支援事業【12-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○					子育て支援事業の実施 全園	子育て支援事業の実施	
	保護者			○							

事業名	事業概要							現況	計画目標	所管局
162 PTA 活動活性化への支援	【拡充】 子どもの健やかな成長に向けた取り組みを進めるPTAの活動活性化をはかるため、実態調査を行い、効果的な支援を実施							団体調査による実態把握・分析 PTAの課題の分析	団体調査による実態把握・分析 PTAの課題に関する調査・結果の共有 PTA活動の活性化に向けた提案・支援	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども									
	保護者			○	○	○	○			

施策 10	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援
-------	-----------------------

男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、子育てと仕事を両立する多様な働き方など、企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを促進します。妊娠・出産や子育てのために現在就労していない方が就労を希望する場合には、個々の希望に合わせた就労につながるよう、多様な働き方を支援します。

男女がともに子育てを行うことへの理解を深める啓発や男性の家事・子育てへの参画の促進などにより、子育て家庭だけでなく、地域や企業等を含めた社会全体の意識醸成に取り組みます。

関連する個別計画

▶名古屋市男女平等参画基本計画 2025

▶名古屋市産業振興ビジョン 2028

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
163 子育て支援企業 認定・表彰制度	【拡充】 社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、男性の育児参画を促進する制度を導入するなど、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰するとともに、子育て支援企業の情報を発信								新規認定数 12社 (うち表彰1社) 子育て支援企業認定数 264社 (令和6年3月31日)	子育て支援企業認定数 345社	子ども 青少年局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	SNS等を活用した広報の実施		
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
164 雇用等における 女性の活躍推進	【拡充】 企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も家事・育児に参画するなど、ともに働きやすい社会の実現に向けた意識啓発を実施								企業における女性の活躍支援 ▶認定(認証)企業数 245社 女性のキャリア形成に関する意識啓発	企業における女性の活躍支援 ▶認定(認証)企業数 345社 ▶企業向け意識啓発 女性のキャリア形成に関する意識啓発 男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発	スポーツ 市民局
複・施策20 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	若年層のライフプランに関する意識啓発		
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
165 仕事と家庭の両 立支援のセミナー などの開催	【継続】 育休取得者を対象に、職場復帰の不安を軽減し意欲を高めるためのセミナーを実施								職場復帰準備セミナーの実施 ▶講座数 2 ▶参加者数 28人	職場復帰準備セミナーの実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者		○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
166 女性の職業継続・再就職支援の促進	【継続】 男女平等参画推進センターにおいて再就職等に役立つ資格取得講座やコミュニケーションスキルアップ講座等を実施								資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座の実施 ▶講座数 4 ▶参加者数 350人	資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座の実施	スポーツ 市民局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
167 ワーク・ライフ・バランス推進事業	【継続】 働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施								実施 ▶ワーク・ライフ・バランス推進企業認証数 277社 (令和6年3月31日) ▶セミナーの開催 1回	実施	経済局
複・施策20	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

施策 11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
-------	-----------------------

働き方の多様化や配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待が高まっていることから、必要な教育・保育の量を確保するとともに、保育所、認定こども園、幼稚園を利用するすべての子どもが安心して過ごすことができるよう、教育・保育の質の向上に取り組めます。

保育士確保対策や離職防止につながる取り組みを通じた教育・保育人材の確保とともに、研修の充実による一人ひとりの資質や専門性の向上につとめます。

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続を通して、めざすべき共通の資質・能力を一貫して育んでいきます。

関連する個別計画

▶名古屋市食育推進計画(第4次)

▶第4期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
168 保育所等待機児童対策の取り組み推進	【継続】 局地的な保育ニーズの増加について保育所等の新設等により対応するとともに、既存保育所等の改築等により利用枠の維持・確保を実施。あわせて、将来的な保育ニーズを把握し、動向を見据えた取り組みを実施								利用枠の拡充 336人 ▶民間保育所等の新設 3か所 ▶既存保育所等を活用した整備等 7か所	利用枠の維持・確保	子ども青少年局
支援事業【1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
169 保育士確保支援事業	【拡充】 保育士確保支援として、処遇改善、就職支援、就業継続及び離職防止等に資する事業を実施								実施 ▶保育所等運営費補給金 ▶保育士宿舍借上げ支援 ▶保育士等奨学金返済支援	取り組み内容の充実	子ども青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
170 保育案内人の配置	【継続】 保育所等の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即してきめ細やかな支援を実施								配置 22か所 (全区役所・支所で2名体制)	実施	子ども青少年局
支援事業【3-2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
171 保育所等関係手 続きの電子申請 の推進	【拡充】 保護者が区役所等に来庁しなくても、保育所等 にかかる各種手続きの申請ができるよう、電子 申請を実施するとともに、保護者にとって必要 な情報の提供を実施								4月1次申込みにおい て電子申請を実施	対象手続きの拡大	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○							
172 延長保育事業	【拡充】 保護者の就労時間の多様化に対応するため、 通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を 行う事業を実施								実施 493か所 ▶利用人数 延べ283,169人	か所数増	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【4】	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
173 夜間保育事業	【継続】 保護者の深夜就労に対応するため、午後10時 以降に保育を行う事業を実施								実施 4か所 ▶利用人数 76人 (令和6年3月1日)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
174 病児・病後児デ イケア事業	【拡充】 病気または病気の回復期にあることから、集団 保育が困難な子ども(生後6か月から小学生ま で)を、保護者の勤務などの都合により家庭で 育児ができないときに、一時的に預かる事業を 実施								実施 23か所 ▶利用人数 延べ17,730人	か所数増	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
支援事業【13】	子ども		○	○	○						
	保護者		○	○	○						
175 休日保育事業	【継続】 日曜、祝日の保護者の就労により、保育を必要 とする保育所等利用児童の保育を行う事業を 実施								実施 16か所 (各区1か所) ▶利用人数 延べ8,603人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
176 産休あけ・育休 あけ保育所等入 所予約事業	【拡充】 産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予 約することにより、保育所等の利用を円滑にす る事業を実施								実施 113か所 ▶利用人数 562人	か所数増	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者	○	○								

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
177 幼稚園における 預かり保育事業 (一時預かり事業(幼稚園型)、 私立幼稚園における 預かり保育 拡充事業)	【継続】 子育て支援の充実をはかるため、幼稚園または 認定こども園において、預かり保育事業を実施								一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ) 99か所 (認定こども園83か所、施設型給付幼稚園7か所、市外施設9か所) 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) 6か所	実施	子ども 青少年局
支援事業【12-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	私立幼稚園における 預かり保育拡充事業 19か所		
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
178 認定こども園特別 支援教育・保育事業	【継続】 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施								実施 19か所 ▶利用人数 27人	実施	子ども 青少年局
複・施策13 支援事業【6-2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○							
	保護者			○							
179 障害児保育	【拡充】 保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進								実施 484か所 ▶利用人数 2,514人 (令和6年3月1日)	取り組み内容の充実	子ども 青少年局
複・施策13	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
180 医療的ケア児保育 支援事業	【拡充】 保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施								実施 29か所 ▶利用人数 32人 (令和6年3月1日)	取り組み内容の充実	子ども 青少年局
複・施策13	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
181 家庭支援推進 保育事業	【継続】 外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施								実施 12か所 ▶利用人数 165人 (外国につながる子ども)	実施	子ども 青少年局
複・施策18	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
158 エリア支援保育 所事業	【拡充】 公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施								実施 53エリア	実施 78エリア	子ども 青少年局
複・施策9 支援事業【3-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者	○	○	○							
182 公立保育所の 移管等	【継続】 保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後78か所まで集約化								移管(統合を含む) 37か所(累計)	移管(統合を含む) 46か所(累計)	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
183 公立保育所の 改修等	【継続】 子どもにとって安心・安全で良好な環境を整備するとともに、施設の長寿命化をはかるため、公立保育所のリニューアル改修等を計画的に実施								改修完了 1か所(累計)	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
184 新規参入施設 等への巡回支援	【継続】 新規参入施設を含めた家庭的保育事業等を実施する事業者に対し、巡回指導を実施するなど、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営を支援								実施 206施設 ▶巡回支援 延べ1,946回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
支援事業【6-1】	保護者		○								
185 教育・保育施設 等における教育・保育の質の 向上に資する取 り組みの推進	【拡充】 「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画(参考)」等の活用や研修を実施するとともに、評価制度の活用や指導監査の改善、研修体制の充実・整備等について検討を進め、教育・保育施設等における教育・保育の質の向上に資する取り組みを推進								「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画(参考)」等の活用や研修を実施	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局																								
186 未就学児の小学校生活への円滑な接続の推進	【拡充】 未就学児の小学校生活への円滑な移行に向け、幼児教育・保育施設と小学校のそれぞれの取り組みの相互理解や子ども同士の交流をはかるため、園児や職員の交流会や職員向けの研修などを実施	保育所見学を実施 保育所等と小学校との連絡懇談会を実施	取り組み内容の充実	子ども 青少年局																								
	<table><tr><th>対象</th><th>出産前</th><th>0～2歳</th><th>3～5歳</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>若者</th></tr><tr><td>子ども</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保護者</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	対象			出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども		○	○					保護者		○	○					幼保小接続をテーマにした研修を実施
対象	出産前	0～2歳			3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者																			
子ども		○	○																									
保護者		○	○																									
187 保育所等における食育の推進	【継続】 乳幼児が食に対する興味を持てるよう、保育所等における食体験や家庭への情報提供を実施	食育を全園で実施 ▶園児が栽培した野菜を給食で提供 ▶給食だよりで家庭へ情報提供	実施	子ども 青少年局																								
	<table><tr><th>対象</th><th>出産前</th><th>0～2歳</th><th>3～5歳</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>若者</th></tr><tr><td>子ども</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保護者</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	対象			出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども		○	○					保護者		○	○					
対象	出産前	0～2歳			3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者																			
子ども		○	○																									
保護者		○	○																									

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
160 私立幼稚園での 子育て支援事業	【継続】 地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかるため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費等の補助を実施								私立幼稚園預かり保育への補助 72園 私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助 118園	実施	教育委員会
複・施策9 支援事業【12-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
161 幼稚園心の教育 推進プラン	【継続】 幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施								芸術鑑賞の実施 11園 自然体験、社会体験の実施 全園 長期休業中も含めた預かり保育の実施 全園	芸術鑑賞の実施 自然体験、社会体験の実施 預かり保育の実施	教育委員会
複・施策9 支援事業【12-1】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○					子育て支援事業の実施 全園	子育て支援事業の実施	
	保護者			○							

施策 12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
-------	----------------------------

ニートやひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対し、若者やその家族が気軽に相談できる環境を整え、早い段階から支援につながる相談の充実をはかります。

ヤングケアラーについては、周囲の大人や子ども自身が気づくことができるよう継続的な広報・啓発に取り組むとともに、ヤングケアラーの子どもや若者が個別の悩みや問題について気軽に相談できる環境づくりを進めます。

自立を希望する若者一人ひとりの特性や状況に応じた相談、就職、職場定着まで一貫した支援を行うとともに、支援の有効性について社会の理解が進むよう、地域や企業への周知に取り組みます。また、予防的観点から、就職した若者が安心して仕事を続けていけるような職場環境づくりに向けた啓発や若者への総合的な支援を進めていきます。

関連する個別計画

▶名古屋市産業振興ビジョン 2028

▶なごや障害児者福祉プラン

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局																								
188 ひきこもり・不登校児童対策事業	【継続】 児童相談所において、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや友達づきあいが苦手な子ども等にボランティアを派遣したり、宿泊や通所指導におけるグループワーク等を実施	あそびっこボランティア登録 26人	実施	子ども青少年局																								
	<table><tr><th>対象</th><th>出産前</th><th>0～2歳</th><th>3～5歳</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>若者</th></tr><tr><td>子ども</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>保護者</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども				○	○	○		保護者				○	○	○				
対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者																					
子ども				○	○	○																						
保護者				○	○	○																						
189 ヤングケアラー支援の推進	【拡充】 ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	ヤングケアラーに関する啓発の実施 関係機関向け研修の実施	ヤングケアラーに関する啓発の実施 関係機関向け研修の実施	子ども青少年局																								
複・施策19	<table><tr><th>対象</th><th>出産前</th><th>0～2歳</th><th>3～5歳</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>若者</th></tr><tr><td>子ども</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>保護者</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども				○	○	○	○	保護者				○	○	○	○	相談窓口等の設置に向けた検討 (令和6年度設置)	相談窓口等の運営	
対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者																					
子ども				○	○	○	○																					
保護者				○	○	○	○																					
190 家庭訪問型相談支援事業	【継続】 不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	家庭訪問支援 ▶おおむね小学生から高校生世代の子ども766人とその保護者	実施	子ども青少年局																								
複・施策19	<table><tr><th>対象</th><th>出産前</th><th>0～2歳</th><th>3～5歳</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>若者</th></tr><tr><td>子ども</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>保護者</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども				○	○	○		保護者				○	○	○				
対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者																					
子ども				○	○	○																						
保護者				○	○	○																						

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
191 子ども・若者支援地域協議会	【継続】 各支援機関等が行うさまざまな支援を組み合わせることにより、ニートやひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者一人ひとりに応じた、適切で効果的な支援を実施するためのネットワークを構築								代表者会議の開催 年1回 実務者会議の開催 年10回	代表者会議の開催 年1回 実務者会議の開催 年10回	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者				○	○	○	○			
073 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	【継続】 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施								相談者数 1,028人 相談件数 延べ9,691件	実施	子ども 青少年局
複・施策04 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
074 ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施								居場所利用者数 延べ3,382人 カウンセリング 延べ1,164人 電話相談 延べ1,191件	実施	子ども 青少年局
複・施策04 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			
192 ナゴヤ型若者の就労支援 ③若者自立支援ジャンプアップ事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要となるコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション(厚生労働省事業)」を活用した就労支援事業を実施								国のメニューに加え、本市として次の事業を実施 ▶臨床心理士による カウンセリング 延べ124人 ▶保護者勉強会参加者数 延べ55人 ▶社会体験 協力事業者数 95社 体験者数 延べ80人	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
193 ナゴヤ型若者の 就労支援 ④若者・企業リ ンクサポート事 業	【継続】 就労に対し困難を有する若者に対し、就職先 に合わせて若者本人のスキルを向上させる就 労支援のみならず、若者本人の特性等に合っ た企業をマッチングすることや、就職後も職場 定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの 解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業 の双方を支援								新規利用者数 201人 支援件数 延べ5,683件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○	○		
	保護者										
194 就労支援の推進	【継続】 就労意欲のある若者をはじめとする働きたい 方と、人材を求める企業との効果的なマッチ ングをはかるため、個別一貫した継続的な就労 支援を実施するとともに、学生向けに労働法出 前講座を実施								なごやジョブマッチ ング事業 ▶10代～30代支援 対象者数 641人 ▶10代～30代就職 者数 293人	実施	経済局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども								○		
	保護者										
195 障害者就労支 援センター等へ の運営補助	【継続】 障害者の一般就労の促進をはかるため、障害 者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常 生活上の相談支援を一体的に行う障害者就 労支援センター及び障害者雇用支援センター への運営補助を実施								障害者雇用支援セン ター運営補助の実施 1か所	障害者雇用支援セン ター運営補助の実施 1か所	健康 福祉局
複・施策13	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども								○		
	保護者								○		
196 ひきこもり支援 の推進	【拡充】 ひきこもりで悩む本人及び家族等に対する支 援のため、メタバースの活用など相談支援体 制の充実をはかるとともに、さまざまな関係機 関との一層の連携強化を推進								ひきこもり地域支援セ ンターの運営 ▶相談件数 2,945件 ▶家族教室参加者数 50人 ひきこもり支援関係団 体連絡会議の開催 1回 ひきこもり支援方針の 検討 ▶実態把握調査の実 施	ひきこもり地域支援セ ンターの運営 ▶相談件数 7,000件 ▶家族教室参加者数 100人 ひきこもり支援関係団 体連絡会議の開催 ひきこもり支援方針の 推進 メタバースを活用した 支援の推進 ▶アクセス数 10,000件	健康 福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者				○	○	○	○			

施策 13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
-------	-------------------------

早期から保護者に十分な情報を提供し、障害や発達の特性がある子どもについて正しい理解を促し、適切な子育てが行えるよう、育児不安の段階から支援を行っていきます。

障害や発達の特性の有無に関わらず、地域で安心してともに暮らすことができるよう、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもに適切な支援を提供するため、各関係機関の連携体制の強化に取り組みます。

関連する個別計画

▶なごや障害児者福祉プラン

▶名古屋市災害対策実施計画

▶第4期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
197 地域療育センター等の充実	【拡充】 発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターのサテライトの設置を含めた支援体制を整備								地域療育センター増設に向けた検討 地域支援・調整部門の設置・運営 2か所	地域療育センター6か所目増設に向けた整備 地域支援・調整部門の拡充 サテライト拠点の設置・運営	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
198 障害児通所支援事業	【継続】 障害児がより身近な地域で支援を受けることができるよう障害児通所支援サービスを実施								児童発達支援 ▶利用回数 369,028回 放課後等デイサービス ▶利用回数 955,425回 保育所等訪問支援 ▶利用回数 3,303回	より身近な地域で支援を受けることができるよう実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	居宅訪問型児童発達支援		
	子ども		○	○	○	○	○		▶利用回数 73回		
	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
199 いこいの家事業	【継続】 発達特性や不安がある子どもを育てる保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談したり、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できるほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達を促す場を提供								実施か所数 16か所	市内16か所で実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
200 障害児相談支援事業	【継続】 障害児通所支援サービスなどを利用する障害児について、児童・家庭の状況に応じた的確なサービス利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を促進								障害児相談支援 ▶計画作成数 延べ13,468回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
201 発達障害児とその保護者への支援	【継続】 発達障害児の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児本人やその保護者に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を実施								発達障害者支援センターの運営 ▶相談件数 1,114件 ペアレントトレーニング等の実施・普及 発達障害者地域支援マネジャーの配置 発達障害啓発プロジェクトの実施	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
202 子ども発達支援に関する体系的研修の実施	【拡充】 子ども発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を目的とした体系的な研修を実施								実施 ▶基礎研修 参加者 65人 ▶中級研修 参加者 98人 ▶上級研修 参加者 13人	実施 研修内容を拡充	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
203 子ども発達支援の情報発信	【継続】 発達に特性やアンバランスがある子どもの保護者や子どもの発達に不安を感じる保護者に対して発達支援施策の情報をわかりやすく提供								紙媒体冊子の作成・発行 ウェブサイトの運営	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
204 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	【継続】 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部を助成								助成件数 ▶購入 38件 ▶交換等 39件	実施	子ども青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
205 包括的な医療的ケア児支援ネットワークの構築	【拡充】 医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して日常生活を送ることができるよう、行政機関や事業者などで構成される協議の場を設置し、支援者のネットワークを構築するとともに、個別のケースに対して、多職種によるサポートチーム体制を構築し、切れ目のない伴走型の支援を推進								医療的ケア児支援ネットワーク会議の実施 2回 コーディネーターの養成研修の実施 ▶受講者数 37人 医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業の実施 医療的ケア児支援サイトの改修を行い、よりきめ細かい情報提供を実施	医療的ケア児支援ネットワーク会議の実施 2回 コーディネーターの養成及びサポートチームによる支援体制の構築 医療的ケア児支援スーパーバイザー事業の実施 医療的ケア児の子育てサロンの実施 実態把握調査の実施	子ども青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
206 在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業	【新規】 障害児者及び難病患者等が災害発生時においても安心して在宅で生活を送ることができるよう、人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入にかかる費用の全部又は一部について補助を実施								— (令和6年度開始)	実施	子ども青少年局 健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
207 名古屋市立大学と連携した発達障害児者への支援	【継続】 発達障害児者が各ライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施								名古屋市立大学に寄附講座及びこころの発達診療研究センターを設置	名古屋市立大学における寄附講座及びこころの発達診療研究センターの運営 連携事業の実施	子ども青少年局 総務局 健康福祉局 教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
208 こどもホスピス への支援	【新規】 小児がんなどの病気や、重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族が、安心して楽しい時間を過ごすことができるよう、こどもホスピスの設立に向けた支援を実施								検討	実態調査の実施 支援策の検討・実施	子ども 青少年局 健康 福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
178 認定こども園特別 支援教育・保育事業	【継続】 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施								実施 19か所 ▶利用人数 27人	実施	子ども 青少年局
複・施策11 支援事業【6-2】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○							
	保護者			○							
179 障害児保育	【拡充】 保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進								実施 484か所 ▶利用人数 2,514人 (令和6年3月1日)	取り組み内容の充実	子ども 青少年局
複・施策11	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
180 医療的ケア児保 育支援事業	【拡充】 保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施								実施 29か所 ▶利用人数 32人 (令和6年3月1日)	取り組み内容の充実	子ども 青少年局
複・施策11	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
195 障害者就労支援 センター等への 運営補助	【継続】 障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施								障害者雇用支援センター運営補助の実施 1か所 障害者就労支援センター運営補助の実施 2か所	障害者雇用支援センター運営補助の実施 1か所 障害者就労支援センター運営補助の実施 2か所	健康 福祉局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者							○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
209 重症心身障害児者施設の運営	【継続】 重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療的ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を運営								入所者数 77人 短期入所平均利用者数 4.5人	運営	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
210 特別支援教育に関する施設整備の推進	【継続】 障害のある児童生徒の教育環境改善のため、特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を推進するとともに、国から示された「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を踏まえ、車いす使用者用トイレの整備、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒在籍校等へのエレベーターの整備を実施								天白特別支援学校の増築 ▶設計 西特別支援学校教室不足対策 ▶調査 車いす使用者用トイレ整備 91校 スロープ等による段差解消 88校 要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備 ▶設計 6校 ▶工事 3校	天白特別支援学校の増築 ▶供用開始（令和8年度） 西特別支援学校新校舎の整備 車いす使用者用トイレ整備 小・中学校 全校 スロープ等による段差解消 小・中学校 全校 要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
211 特別なサポート が必要な子ども への指導・支援 の充実	【拡充】 特別な支援が必要な子どもに対して障害の種類や程度、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、環境整備や人的配置の充実とともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校(園)生活を送ることができるように早期に情報を把握し、関係機関と連携した多職種によるサポートチーム体制での切れ目のない支援を実施								特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▶特別支援学級の設置 839学級 ▶通級指導教室の設置 83教室	特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▶特別支援学級の設置 ▶通級指導教室の設置	教育委員会
									通常の学級における指導支援 ▶発達障害対応支援講師の配置 128校 ▶発達障害対応支援員の配置 市立幼稚園・小・中学校 全校(園)	通常の学級における指導支援 ▶発達障害対応支援講師の配置 ▶発達障害対応支援員の配置	
									特別支援学校における指導・支援 ▶学校運営・指導法アドバイザーの派遣 65回 ▶職業指導・現場実習の調整	特別支援学校における指導・支援 ▶学校運営・指導法アドバイザーの派遣 ▶職業指導・職場実習の調整	
									医療的ケア等が必要な子どもへの支援 ▶学校生活介助アシスタントの配置 ▶看護介助員の配置と通学支援 ▶医療的ケア連絡会議の運営 ▶宿泊行事への介護ヘルパーの派遣	医療的ケア等が必要な子どもへの支援 ▶学校生活介助アシスタントを配置 ▶看護介助員の配置と通学支援 ▶医療的ケア連絡会議の運営 ▶サポートチームへの参画 ▶宿泊行事への介護ヘルパーの派遣	
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 ▶専門家チームの派遣	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 ▶専門家チームの派遣	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

施策 14	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
-------	-----------------------------------

不適切な養育につながる可能性のある子どもや家庭の SOS に迅速かつ的確に対応していくため、引き続き相談機関の体制や専門性を充実させます。あわせて、未然防止、早期発見のため、児童相談所と学校、幼稚園、保育所、医療機関、社会福祉事務所、保健センター等との連携強化につとめます。

配偶者への暴力(DV)がある家庭においては、児童虐待リスクが高いことから、DV被害者支援機関と児童相談所等の連携の強化をはかります。

関連する個別計画

- ▶名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)
- ▶第4期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
212 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	【継続】 「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、関係機関向け児童虐待防止の講演会、「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発を実施								児童虐待防止推進月間(5、11月)に広報・啓発等の実施 リーフレットの作製・配布	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	各種電子媒体等を活用した広報・啓発の実施		
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
122 産婦健康診査	【継続】 産後うつ予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担								受診件数 30,336件	実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○								
128 なごや妊娠SOS	【継続】 思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施								相談回数 172回	実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○									

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
129 産後ケア事業	【拡充】 出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合に、産婦及び新生児・乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施								利用実績 ▶宿泊型 281組 延べ1,434日 ▶日帰り型 34組 延べ87日 ▶訪問型 1組 延べ1日	利用者数の増加	子ども 青少年局
複・施策7 ★ 支援事業【15】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
213 特定妊婦訪問支援事業	【継続】 虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施								訪問実施実人数 81人 訪問延べ件数 411件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
支援事業【10-1】	保護者	○	○								
214 妊産婦等生活援助事業	【新規】 家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供及び養育等にかかる情報提供を実施								—	実施事業所数 2か所	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○								
215 養育支援ヘルパー事業	【継続】 本来児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象として、家事と育児支援とともに家庭状況の把握のためにヘルパーによる訪問支援を実施								派遣実施 ▶世帯数 80世帯 ▶回数 2,596回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
支援事業【10-3】	保護者		○	○	○	○	○				
134 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	【継続】 家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施								児童養護施設13施設、乳児院4施設、里親94世帯で実施 ▶延べ利用日数 1,514人日	児童養護施設、乳児院及び里親で実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
支援事業【8】	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
135 なごやすくすくボランティア事業	【継続】 児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成。その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣								地域における子育て支援として、名古屋市すくすくサポーターを登録・派遣 ▶登録 372人 ▶派遣 788回 ▶延べ 1,349人	実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
136 子育て学び支援事業	【拡充】 子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機運を醸成し、子育て世代やこれから親になる人を対象とした講座の開催等により、子育てを学ぶ機会を提供								実施 ▶子育て練習講座 ▶出前講座	実施 ▶子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ▶子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	子ども 青少年局
複・施策7	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
216 児童虐待発生予防等のための保護者支援事業	【継続】 子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、子育てへの意欲や希望を向上させるとともに、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者の心情に寄り添ったカウンセリングやペアレントトレーニングを実施								児童虐待発生予防等のためのペアレントトレーニングの実施 ▶利用者 11人	実施	子ども 青少年局
支援事業【10-4】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
217 なごやっ子SOS	【継続】 児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施								24時間365日体制の事業実施 ▶相談件数 6,259件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				
218 親子のための相談LINE	【継続】 児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、SNSにより24時間・365日の体制で受け付ける親子のための相談LINE事業を実施								24時間365日体制の事業実施 ▶相談件数 466件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
219 児童相談所等における相談支援	【継続】 児童相談所等において、児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施								児童相談所で相談支援を実施 ▶虐待相談 3,490件 ▶養護相談(虐待除く) 2,383件 ▶障害相談 170件 ▶非行相談 275件 ▶育成相談 540件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				
220 児童虐待を受けた子どもや家庭への支援	【継続】 児童虐待の再発防止をはかるため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施								家庭復帰支援事業 ▶家庭復帰児童数 38人 児童虐待再発防止のための保護者支援事業 ▶実施件数 39件	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
221 児童相談所体制の強化	【拡充】 被虐待児や虐待をした親への十分な支援を実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性の向上をはかるなど児童相談所体制を強化								児童福祉司(兼務児童福祉司除く) 108人 児童心理司 42人 職員の専門性向上	児童相談所配置職員の拡充 職員の専門性向上	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				
222 区役所・支所における子どもや家庭への支援	【拡充】 児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所(社会福祉事務所)において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施								こども家庭センターの設置に向けた検討 児童相談所兼務児童福祉司の配置 28人 児童虐待対応支援員の配置 46人	こども家庭センターの設置・運営	子ども 青少年局
支援事業【3-3】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				
223 児童虐待防止における関係機関の連携	【継続】 児童虐待等の問題解決のため、全市レベル及び各区レベルの連絡調整・情報交換を実施するほか、児童虐待対応業務システムを活用した被虐待児の情報共有等、関係機関との連携を実施								なごやこどもサポート連絡協議会の実施 2回 なごやこどもサポート区連絡会議の実施 ▶代表者会議 17回 ▶実務者会議 264回 ▶サポートチーム会議 121回	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
224 教育と福祉の連携による支援の充実	【拡充】 生きづらさを抱える学齢期の子どもを早期に発見し、支援していくため、区役所等関係機関との情報共有を迅速化するなど教育・福祉の連携を強化								子ども応援委員会の スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 スクリーニングの実施 ▶小中学校 52校 区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	実施	子ども 青少年局 教育委員会
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
225 一時保護所の環境整備	【新規】 「一時保護所等のあり方調査」の報告書で示された課題及び令和6年4月施行の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に対応するため、多様な一時保護先の確保や既設一時保護所の個室化改修等を実施								調査・検討	一時保護所の環境整備の検討・実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										
226 こどもの意見表明等支援事業	【新規】 一時保護所や児童養護施設等に一時保護や入所措置されている児童等に対し、児童の福祉に関し知識または経験を有する者が、児童等の意見を聴取し、当該児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施								— (令和6年度開始)	実施	子ども 青少年局
複・施策15	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										
227 配偶者からの暴力被害者等とその子どもへの支援	【継続】 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施								女性福祉相談延べ件数 14,134件 庁内連絡会議 1回 関係機関連絡会議 1回 職務関係者研修 1回	相談の実施 保護の実施 自立支援事業の実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○	児童虐待対応と女性福祉担当職員合同研修 1回		

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
118 なごや子ども応援委員会の運営	【継続】 さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討								常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	教育委員会
複・施策06 17 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				

施策 15	社会的養育が必要な子どもへの支援
-------	------------------

被虐待や障害等、多様な困難を有する子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、一人ひとりに合わせた対応が可能となるよう施設運営の充実をはかります。運営にあたっては、入所している子どもや一時保護された子どもの権利保障の観点から、当事者である子どもの意見表明や権利擁護の推進に向けた取り組みを行います。

子どもがより家庭的な養育環境で育つことができるよう、里親及びファミリーホームへの委託を推進するとともに、小規模グループケア実施施設を拡充していきます。里親が安心して適切な養育ができるように、里親支援の体制強化に取り組みます。

社会的養育を受けていた子どもの自立に向け、進学や就職を支援し、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめます。

関連する個別計画

▶名古屋市社会的養育推進計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
228 里親等委託の推進・里親等への支援の充実	【拡充】 家庭と同様の養育環境での養育を推進するため、里親登録者の増加、ファミリーホームの増加をはかるとともに、児童相談所による支援や研修の実施、フォスティング機関への委託、里親支援センターの設置等、里親等への支援により里親等委託を推進し、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を実施								登録里親数 354世帯 里親等委託児童数 178人 ファミリーホーム 11か所 里親等委託率 22.5%	認定及び登録里親数の増加 ファミリーホームの拡充 里親委託率の向上	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	里親支援センターの設置 (令和6年度開始)		
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者	○	○	○	○	○	○				
229 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	【拡充】 家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設及び乳児院において小規模グループケアの実施により施設の小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加による施設の地域分散化を推進								小規模グループケア実施施設 15施設 地域小規模児童養護施設 20か所	小規模グループケア実施施設の拡充 地域小規模児童養護施設の拡充	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要							現況	計画目標	所管局
230 児童養護施設等 入所児童のケア の充実	【継続】 被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実							心理療法担当職員の 配置 24施設 小規模グループケア 実施施設 15施設	心理療法担当職員の 配置 小規模グループケア 実施施設の拡充	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	障害児等受入調整員の 配置	
	子ども		○	○	○	○	○			
	保護者									
231 児童養護施設等 入所児童及び退 所した児童への 自立支援	【拡充】 児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施							児童養護施設等退所 児童就労支援事業 ▶就職者数 16人 自立支援担当職員の 配置 15施設 社会的養育ステップ ハウス事業 ▶延べ利用者数 10人 (定員数 8人) 子どもの未来応援金 の支給	児童養護施設等退所 児童就労支援事業の 実施 自立支援担当職員の 配置 社会的養育ステップ ハウス事業の実施 子どもの未来応援金 の支給実施	子ども 青少年局
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	社会的養育自立支援 拠点事業の検討・実 施	
	子ども				○	○	○	○		
	保護者									
232 児童養護施設等 の改築	【拡充】 児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助を実施							玉野川学園の改築 ▶設計等 民間児童養護施設へ の補助 ▶補助施設の検討	玉野川学園の改築 (令和8年度運用開始 予定) 民間児童養護施設等 への補助	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども		○	○	○	○	○	○		
	保護者									
226 こどもの意見表 明等支援事業	【新規】 一時保護所や児童養護施設等に一時保護や入所措置されている児童等に対し、児童の福祉に関し知識または経験を有する者が、児童等の意見を聴取し、当該児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施							— (令和6年度開始)	実施	子ども 青少年局
複・施策14	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者		
	子ども		○	○	○	○	○			
	保護者									

施策 16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
-------	---------------------

ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれており、また、多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることが多く、さまざまな困難を抱えながらも、支援につながりにくく、孤立感を抱えがちです。父子家庭や離婚前の方も含めて、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、関係機関等と連携しながら相談支援を行う、総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援、子どもに届く生活や学習の支援、養育費の履行確保や安全な親子交流の支援など総合的かつ計画的に支援施策を推進します。

関連する個別計画

▶第 5 期ひとり親家庭等自立支援計画

▶いのちの支援なごやプラン(第 2 次)

▶名古屋市上下水道経営プラン 2028

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
233 ひとり親家庭等 医療費助成	【継続】 ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成								対象者数 33,400人 (月平均)	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
234 中学生の学習支 援事業	【継続】 ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施								学習支援等の実施 150か所 ▶参加児童数 1,254人	学習支援等の実施 サポート体制づくり	子ども 青少年局 健康 福祉局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○					
	保護者					○					
235 高校生世代への 学習・相談支援 事業	【継続】 原則、中学生の学習支援事業に参加していた高校生等に対し、高校生活への定着等を目的とした自主学習の場の提供及び現状への不安や、将来の進路などの悩みに対する相談支援を実施								学習フォローの実施 150か所 ▶参加児童数 502人	学習フォローの実施 将来等についての相 談支援 サポート体制づくり	子ども 青少年局 健康 福祉局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
236 ひとり親家庭等 に対する自立に 向けた相談の実 施	【拡充】 施策の窓口である区役所・支所において、母 子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門 員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相 談支援を実施								母子・父子自立支援員 ひとり親家庭応援専門員 ▶全区支所に配置 ▶相談件数 22,242件	ジョイナス、ナゴヤにお ける総合的な相談支 援を実施 法律相談支援の実施 ポータルサイト開設に 向けた検討 関係機関への情報展 開を実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
237 母子家庭等自立 支援センター事 業	【継続】 ジョイナス、ナゴヤ(名古屋市ひとり親家庭就業 自立支援センター)において、就業相談、職業 紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会 等、就業に向けた支援を推進するとともに、母 子・父子福祉センターにおいて生活上の相談な ど電話相談や法律問題に対応する弁護士相談 などを実施								就業支援講習会 ▶開催回数 64回 ▶受講者数 441人 情報提供件数 7,998件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
238 自立支援給付金 事業	【拡充】 就業に有利な資格取得のための支援として、自 立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給 付金を支給								自立支援教育訓練給 付金 29人 高等職業訓練促進給 付金 182人	高等職業訓練促進給 付金の対象資格の拡 充	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
239 児童扶養手当等 の支給	【継続】 収入を補完するための手当の支給による支援 を実施								支給対象児童数 ▶児童扶養手当 21,450人 ▶名古屋市ひとり親 家庭手当 6,687人 (令和6年3月末)	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
240 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	【継続】 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技 能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸 付								母子父子寡婦福祉資 金貸付 939件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
241 寡夫世帯への貸 付事業	【継続】 寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的と して、生活資金、技能習得資金、修学資金など を原則無利子で貸付								寡夫福祉資金貸付 1件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
242 養育費相談の実施等	【継続】 養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助								養育費相談件数 1,423件 公正証書作成費等補助件数 108件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	養育費保証料補助件数 1件		
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
243 養育費・親子交流等に関するセミナー	【継続】 離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施								セミナー実施 9回	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
244 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	【継続】 ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげていくために、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給								受講開始時給付金 3件 受講修了時給付金 4件 合格時給付金 2件	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
245 ひとり親家庭転居費用補助金	【新規】 ひとり親家庭の住環境や家計の改善等のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
246 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	【継続】 ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施								実施 ▶参加児童数 111人	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
247 ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	【継続】 ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成								実施 ▶参加者数 192組 430人	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
248 ひとり親家庭市 有施設優待利用 事業	【継続】 ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を 無料で利用できるようにすることにより、親子の ふれあいや体験の機会を提供								対象施設 6施設 利用者数 4,051人	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
249 ひとり親家庭休 養ホーム事業	【継続】 ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、宿泊 施設や日帰りで利用できる遊園地などを指定し て、入場料金等を補助								宿泊施設 4施設 利用者数 315人 日帰り施設 5施設 利用者数 1,773人	実施	子ども 青少年局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
250 ひとり親家庭職 業体験事業	【拡充】 ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やラ イフプランについての講習会を実施								実施 5回 (オンライン含む) ▶参加者数 67組 136人	実施回数増	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				
251 ひとり親家庭の 子どもへのロー ルモデルに触れ る機会の提供	【新規】 進学や働くことにイメージを持つことができない ひとり親家庭の子どもたちへ、かつてひとり親の 子であった大人などから、進学や多様な働き方 など様々な経験談に触れる機会の提供を検討								—	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
252 ひとり親家庭等 への大学受験料 等補助	【新規】 ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレ ンジを後押しするため、大学等受験料及び模試 費用の補助を実施								— (令和6年度開始)	実施	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○				
	保護者					○	○				
253 ひとり親家庭の 通学支援として の自転車駐輪場 の利用料金負担 軽減補助	【新規】 ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下 鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐 車券購入にかかる費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
254 ひとり親家庭の 高校生通学定期 補助	【新規】 ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策19 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										
255 ひとり親家庭等 生活支援事業	【拡充】 疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施								実施 ▶生活援助 97世帯 ▶子育て支援 12世帯	生活援助の実施事業者数の拡充 子育て支援の実施保育施設の拡充 対象の拡充(寡夫)	子ども 青少年局
複・施策19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
256 サマーとりっぷ in 木祖村	【継続】 ひとり親家庭の子どもに、名古屋の水源地である長野県木祖村を訪れ、水を育む森林の大切さなどを学ぶ機会や現地の住民との交流する場を提供								実施 ▶参加者数 28人	実施	上下 水道局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○						
	保護者										

施策 17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
-------	------------------------

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為です。いじめの未然防止に取り組むとともに、引き続きいじめを積極的に認知し、早期発見、組織的対応によって、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。

教職員だけで対応にあたるのではなく、なごや子ども応援委員会など関係機関との連携により、様々な悩みや心配を抱えた子どもや親を総合的に支援する取り組みを進めます。SNS 上のひぼう中傷や仲間外しなど、いわゆる「ネットいじめ」に対応した、情報モラル教育の充実をはかります。

登校することができない子どもや教室に入れない子どもとその親についても、一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援に取り組みます。

関連する個別計画

▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
112 教育支援センターでの不登校対応事業	【継続】 心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・学習指導及び生活指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施								教育支援センターの運営 ▶通所者数 847人	教育支援センターの運営	教育委員会
複・施策5	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	タブレット端末(30台)を活用した学習支援の実施	タブレット端末を活用した学習支援の実施	
	子ども				○	○					
	保護者				○	○					
113 民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	【継続】 不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを提供								民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	教育委員会
複・施策5	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
115 校内の教室以外の居場所づくり	【拡充】 教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進								校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 51校	校内の教室以外の居場所づくり ▶中学校 全校 (夜間中学を除く)	教育委員会
複・施策5 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	▶小学校 実施		
	子ども				○	○					
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
118 なごや子ども応援委員会の運営	【継続】 さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討								常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	教育委員会
複・施策06 14 19	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				
257 教育相談事業	【継続】 いじめや不登校など子どもの教育・養育上の問題の解決に向けた支援を行うため、子ども及びその保護者に寄り添い、状況に応じて関係機関と連携しながら、心理検査を含めた教育相談を教育センターにおいて実施								実施 ▶電話相談 3,826回 ▶メール相談 172件 326回 ▶来所相談 775件 2,851回 (うち心理検査549回) ▶訪問相談 44件 820回	実施	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
258 いじめ、不登校 対策の推進	【継続】 いじめや不登校を未然に防止するとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を早期に行うため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じたきめ細かな対策を実施								INGハンドブックの活用による予防教育の実施 ▶全小・中・特別支援学校	INGハンドブックの活用による予防教育の実施 ▶全小・中・特別支援学校	教育委員会
									なごやINGキャンペーンの実施 ▶全校	なごやINGキャンペーンの実施 ▶全校	
									夢と命の絆づくり推進事業の実施 ▶幼稚園 1園 ▶小学校 83校 ▶中学校 24校 ▶特別支援学校 1校 ▶高等学校 3校	夢と命の絆づくり推進事業の実施	
									インターネット上におけるいじめ対策の実施 ▶ネットパトロールの実施 ▶24時間365日対応の報告相談アプリの導入	インターネット上におけるいじめ対策の実施	
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	ウェブ版学校生活アンケートの実施	ウェブ版学校生活アンケートの実施	
	子ども				○	○	○		不登校対応支援講師の配置	不登校対応支援講師の配置	
	保護者										
259 児童生徒に関わる相談・支援の充実	【継続】 いじめや不登校など子どもの教育・養育に関する相談・支援体制のさらなる充実に向けて、子ども応援委員会や教育センター、教育支援センターなど関係する事業・組織間の連携をより密にし、子ども及びその保護者に寄り添った相談・支援を実施								関係機関による連絡会議の開催	実施	教育委員会
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者				○	○	○				

施策 18	外国につながる子どもとその家庭への支援
-------	---------------------

外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望する進路・キャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、必要な日本語の習得や生活・学習・就労の支援を行います。

外国から日本に来ている人の中には、日本語を理解できない人もいるため、子どもや子育て家庭が必要な情報を得て、安心して生活できるよう、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段によって提供していきます。

関連する個別計画

▶第 3 次名古屋市長官舎多文化共生推進プラン

▶第 4 期名古屋市長官舎教育振興基本計画

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
181 家庭支援推進保育事業	【継続】 外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施								実施 12か所 ▶利用人数 165人 (外国につながる子ども)	実施	子ども 青少年局
複・施策11	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
260 海外児童生徒教育相談	【継続】 外国人児童生徒の教育に関わる相談や家族の海外勤務による出国・帰国時の編入学等に関する相談への対応を、専門の相談員が実施								毎週水・金・日曜日に 予約制で実施 ▶相談件数 477件	実施	観光文化 交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
261 高校生日本語教室の運営・キャリア支援プログラム	【継続】 高校生または高校進学をめざす義務教育年齢を超えた外国人の若者を対象に、日常生活に必要な生活言語に加え、教科学習に必要な学習言語を指導するとともに、社会性を育み、将来へのキャリア形成につなげる支援プログラムを実施								高校生日本語教室 年34回 ▶参加者数 延べ728人 キャリア支援プログラム 年4回 ▶参加者数 延べ91人	実施	観光文化 交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
262 子ども日本語教室の運営	【継続】 日本語を母語としない6歳から15歳の子どもの対象に、日常生活に必要な日本語の学習機会を提供する日本語教室を実施するとともに、教科学習に必要な学習言語の指導を実施								毎週日曜日(夏休み期間は水・日曜日)に開催 年40回 ▶参加者数 延べ1,552人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
263 外国語で楽しむ絵本の会	【継続】 外国語での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供								名古屋国際センター 年18回 中村図書館 年3回 ▶参加者数 延べ325人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者		○	○	○						
264 外国人こころの相談	【継続】 外国人が日本での生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さない相談を実施								実施 ▶相談件数 662件	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
265 ピアサポートサロン	【継続】 外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを開催								開催 ▶参加者数 年1回 24人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
266 外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	【継続】 中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを実施								実施 ▶参加者数 年1回 73人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者				○	○					

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
267 グローバルユースカフェ	【継続】 若者たちが自由に語り合い、主体となって、地域や地球の課題・キャリア形成等をテーマに事業等の企画・運営を行う機会を提供								実施 ▶企画会議 26回 ▶イベント 10回 ▶参加者数 延べ523人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者										
268 絵本のひろば	【継続】 夏休み期間に、「親子絵本コーナー」の絵本やDVDを活用しながら、異文化理解を深めるイベントを実施								名古屋国際センター 年1回 ▶参加者数 24人	実施	観光文化交流局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者		○	○	○						
269 日本語指導が必要な児童生徒等の支援	【拡充】 日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営								日本語指導講師の配置 ▶小学校 28人 ▶中学校 6人 母語学習協力員の配置 ▶小学校 35人 ▶中学校 13人 母語指導補助員の配置 ▶高等学校 3人 日本語教育相談センターの運営 初期日本語集中教室の運営 ▶対面指導 2教室 ▶遠隔型指導 2教室	日本語指導講師の配置 ▶小学校 32人 ▶中学校 2人 母語学習協力員の配置拡充 母語指導補助員の配置 ▶高等学校 4人 日本語教育相談センターの運営 初期日本語集中教室の運営 ▶対面指導 3教室 ▶遠隔型指導 2教室	教育委員会
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者								日本語通級指導教室の運営 16校	日本語通級指導教室の運営 16校	

施策 19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
-------	----------------------------------

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学の手機や学習意欲も含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。

すべての子ども・若者がその生まれ育った環境にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢や希望を持ち、挑戦できるよう、教育費負担の軽減や学習、体験の機会の提供などに取り組むとともに、就労が困難な若者に対する支援にも取り組みます。

貧困の状況にある子ども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援に取り組みます。また、子育て家庭の安定的な経済基盤を確保するため、保護者の職業生活の安定、子育てと仕事の両立に向けた就業の支援を進めるとともに、経済的に厳しい生活状況にある家庭に適切な支援が届くよう、きめ細かい情報提供や、各種手当などの経済的な支援を行います。

貧困の連鎖、経済的格差の拡大・固定化を生じさせないために、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

なお、施策 19 では、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業のうち主なものを掲載していますが、子どもの貧困の背景にはさまざまな社会的要因があることを踏まえ、他の施策に位置づけられている事業も含めて計画全体の施策・事業を推進することで、子どもの貧困の解消に向けた対策に総合的に取り組んでいきます。

関連する個別計画

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ▶第 5 期ひとり親家庭等自立支援計画 | ▶名古屋市社会的養育推進計画 |
| ▶名古屋市産業振興ビジョン 2028 | ▶いのちの支援なごやプラン(第 2 次) |
| ▶なごや障害児者福祉プラン | ▶なごやか地域福祉 2029 |
| ▶名古屋市住生活基本計画 2021-2030 | ▶第 4 期名古屋市教育振興基本計画 |

1 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育費負担の軽減や、子どもの学習をサポートする支援を行うとともに、さまざまな体験の機会の提供など総合的な支援に取り組みます。また、支援の必要な子どもを早期に適切な生活支援や福祉制度につなげることができるよう、学校と福祉部門などの関係機関との連携を強化します。

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
234 中学生の学習支援事業	【継続】 ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施								学習支援等の実施 150か所 ▶参加児童数 1,254人	学習支援等の実施 サポート体制づくり	子ども 青少年局 健康 福祉局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○					
	保護者					○					

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
235 高校生世代への 学習・相談支援 事業	【継続】 原則、中学生の学習支援事業に参加していた 高校生等に対し、高校生活への定着等を目的と した自主学習の場の提供及び現状への不安 や、将来の進路などの悩みに対する相談支援を 実施								学習フォローの実施 150か所 ▶参加児童数 502人	学習フォローの実施 将来等についての相 談支援 サポート体制づくり	子ども 青少年局 健康 福祉局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者										
247 ひとり親家庭の 文化・スポーツ 交流事業	【継続】 ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体 験の場を提供することにより、子どもの意欲や 自己肯定感を醸成								実施 ▶参加者数 192組 430人	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者										
248 ひとり親家庭市 有施設優待利用 事業	【継続】 ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を 無料で利用できるようにすることにより、親子の ふれあいや体験の機会を提供								対象施設 6施設 利用者数 4,051人	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
250 ひとり親家庭職 業体験事業	【拡充】 ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やラ イフプランについての講習会を実施								実施 5回 (オンライン含む) ▶参加者数 67組 136人	実施回数増	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				
251 ひとり親家庭の 子どもへのロー ルモデルに触れ る機会の提供	【新規】 進学や働くことにイメージを持つことができない ひとり親家庭の子どもたちへ、かつてひとり親の 子であった大人などから、進学や多様な働き方 など様々な経験談に触れる機会の提供を検討								—	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
	保護者										
252 ひとり親家庭等 への大学受験料 等補助	【新規】 ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレ ンジを後押しするため、大学等受験料及び模試 費用の補助を実施								— (令和6年度開始)	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○				
	保護者					○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
253 ひとり親家庭の 通学支援としての 自転車駐輪場の 利用料金負担 軽減補助	【新規】 ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下 鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐 車券購入にかかる費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策16 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										
254 ひとり親家庭の 高校生通学定期 補助	【新規】 ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかか る費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策16 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○				
	保護者										
140 保育所等の利用 者負担額の軽減	【継続】 3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳か ら2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもに かかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用 者負担額を無償化するとともに、無償化の対象 とならない子どもの利用者負担額について、ひ とり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実 施するほか、さらなる負担軽減について、継続 的に検討								幼児教育・保育の無 償化を実施 国の定める保育料に 対して、利用者負担 割合が6割程度にな るよう、本市独自に保 育料を軽減	実施	子ども 青少年局
複・施策8	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○							
141 実費徴収に係る 補足給付事業	【継続】 生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用 するために必要な日用品、文房具等の購入 に要する費用、行事への参加に要する費用など について、その一部を助成								対象者数 491人	実施	子ども 青少年局
	【継続】 生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園 の副食費について、その一部を助成								対象者数 1,153人	実施	教育 委員会
複・施策8 支援事業【5】	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○							
142 地域における小 学校就学前の子 どもを対象とし た多様な集団活 動事業の利用支 援	【継続】 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていな い満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域 において多様な集団活動を実施する対象施設 等を利用する場合に、利用料の一部を給付								対象者数 101人	実施	子ども 青少年局 教育 委員会
複・施策8	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者			○							

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
224 教育と福祉の連携による支援の充実	【拡充】 生きづらさを抱える学齢期の子どもを早期に発見し、支援していくため、区役所等関係機関との情報共有を迅速化するなど教育・福祉の連携を強化								子ども応援委員会の スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 スクリーニングの実施 ▶小中学校 52校 区役所の児童相談所 兼務児童福祉司等の スクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	実施	子ども 青少年局 教育 委員会
複・施策14 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○					
	保護者										
118 なごや子ども応援委員会の運営	【継続】 さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探ることができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討								常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	常勤スクールカウンセラーの配置 ▶中学校 全校 ▶高校 2校 常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▶事務局校 17校 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶幼稚園、小学校、高校、特別支援学校 全校(園)	教育 委員会
複・施策06 14 17	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども			○	○	○	○				
	保護者			○	○	○	○				
144 就学援助	【継続】 経済的に困窮している市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助								対象者数 21,588人	実施	教育 委員会
複・施策8 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者				○	○					
146 高等学校等入学支援金	【新規】 経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資を支給								—	実施	教育 委員会
複・施策8 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○					
	保護者										

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
147 市立高等学校入 学料などの減免	【継続】 市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入 学料などの減免を実施								対象者数 198人	実施	教育 委員会
複・施策8	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者							○			
148 名古屋市奨学金 (高等学校給付 型奨学金)の支 給	【継続】 教育の機会均等をはかるため、経済的理由に よって就学が困難な生徒に対して、高校等にお いて就学に必要な学資の支給を実施								対象者数 2,882人	実施	教育 委員会
複・施策8	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者										

2 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実をはかり、適切な情報提供などを行うとともに、子どもに対する社会との交流の機会の提供、若者への就労支援など、生活の安定をはかるための支援を行います。

(1)子ども・家庭への支援

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
230 児童養護施設等 入所児童のケア の充実	【継続】 被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実								心理療法担当職員の配置 24施設 小規模グループケア 実施施設 15施設	心理療法担当職員の配置 小規模グループケア 実施施設の拡充	子ども 青少年局
複・施策15	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	障害児等受入調整員の配置		
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者										
231 児童養護施設等 入所児童及び退 所した児童への 自立支援	【拡充】 児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施								児童養護施設等退所児童就労支援事業 ▶就職者数 16人 自立支援担当職員の配置 15施設 社会的養育ステップ ハウス事業 ▶延べ利用者数 10人 (定員数 8人) 子どもの未来応援金の支給	児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施 自立支援担当職員の配置 社会的養育ステップ ハウス事業の実施 子どもの未来応援金の支給実施	子ども 青少年局
複・施策15 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	社会的養育自立支援 拠点事業の検討・実施		
	子ども				○	○	○	○			
	保護者										
065 子ども食堂等への支援	【継続】 子ども食堂の開設を支援し、さまざまな子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、地域で子どもたちを見守る取り組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助								子ども食堂開設助成 19件 子ども食堂フォーラム 開催 1回 参加者 158人	実施	子ども 青少年局
複・施策4	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	子ども食堂等運営費 補助 60件		
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
190 家庭訪問型相談 支援事業	【継続】 不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施								家庭訪問支援 ▶おおむね小学生から高校生世代の子ども766人とその保護者	実施	子ども 青少年局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
保護者					○	○	○				
236 ひとり親家庭等 に対する自立に 向けた相談の実 施	【拡充】 施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相談支援を実施								母子・父子自立支援員 ひとり親家庭応援専門員 ▶全区支所に配置 ▶相談件数 22,242件	ジョイナス、ナゴヤにおける総合的な相談支援を実施 法律相談支援の実施 ポータルサイト開設に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
保護者			○	○	○	○	○				
243 養育費・親子交 流等に関するセ ミナー	【継続】 離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施								セミナー実施 9回	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
保護者			○	○	○	○	○	○			
245 ひとり親家庭転 居費用補助金	【新規】 ひとり親家庭の住環境や家計の改善等のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用を補助								—	実施に向けた検討	子ども 青少年局
複・施策16 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
保護者			○	○	○	○	○				
246 ひとり親家庭の 子どもの居場所 づくり事業	【継続】 ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施								実施 ▶参加児童数 111人	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○				
保護者											

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
255 ひとり親家庭等 生活支援事業	【拡充】 疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施								実施 ▶生活援助 97世帯 ▶子育て支援 12世帯	生活援助の実施事業者数の拡充 子育て支援の実施保育施設の拡充 対象の拡充(寡夫)	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
045 大家族・多子世帯向入居者募集の実施	【継続】 市営住宅における大家族・多子世帯に対する優先枠として、大家族・多子世帯向入居者募集を実施								大家族・多子世帯向 入居者募集戸数 35戸	実施	住宅 都市局
複・施策3	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
046 子育て・若年世帯向入居者募集の実施	【継続】 市営住宅における子育て・若年世帯に対する優先枠として、子育て・若年世帯向入居者募集を実施								子育て・若年世帯向 入居者募集戸数 580戸	実施	住宅 都市局
複・施策3	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○				
048 住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	【継続】 民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進								民間賃貸住宅入居相談件数 125件 入居等支援に係る相談(関係機関等と連携した相談)件数 582件	実施	住宅 都市局
複・施策3	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				
050 なごや子ども住まいのプロジェクトの推進	【新規】 子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費補助、セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助、良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給、市公社賃貸住宅に対する家賃減額補助、定住促進住宅の家賃減額などを実施								— (令和6年度開始)	実施	住宅 都市局
複・施策3 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				

(2)若者への支援

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
191 子ども・若者支援地域協議会	【継続】 各支援機関等が行うさまざまな支援を組み合わせることにより、ニートやひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者一人ひとりに応じた、適切で効果的な支援を実施するためのネットワークを構築								代表者会議の開催 年1回 実務者会議の開催 年10回	代表者会議の開催 年1回 実務者会議の開催 年10回	子ども 青少年局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者				○	○	○	○			
073 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	【継続】 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施								相談者数 1,028人 相談件数 延べ9,691件	実施	子ども 青少年局
複・施策04 12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
074 ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施								居場所利用者数 延べ3,382人 カウンセリング 延べ1,164人 電話相談 延べ1,191件	実施	子ども 青少年局
複・施策04 12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			
192 ナゴヤ型若者の就労支援 ③若者自立支援ジャンプアップ事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要なコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション(厚生労働省事業)」を活用した就労支援事業を実施								国のメニューに加え、本市として次の事業を実施 ▶臨床心理士による カウンセリング 延べ124人 ▶保護者勉強会参加者数 延べ55人 ▶社会体験協力事業者数 95社 体験者数 延べ80人	実施	子ども 青少年局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者						○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
193 ナゴヤ型若者の 就労支援 ④若者・企業リンク サポート事業	【継続】 就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に 合わせて若者本人のスキルを向上させる就労 支援のみならず、若者本人の特性等に合った企 業をマッチングすることや、就職後も職場定着 がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消 に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方 を支援								新規利用者数 201人 支援件数 延べ5,683件	実施	子ども 青少年局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○	○		
	保護者										
189 ヤングケアラー 支援の推進	【拡充】 ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるた め、継続的な広報啓発を実施するとともに、ヤ ングケアラーが抱える悩みや問題について気軽 に相談できる窓口等を運営								ヤングケアラーに関する 啓発の実施 関係機関向け研修の 実施	ヤングケアラーに関する 啓発の実施 関係機関向け研修の 実施	子ども 青少年局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども				○	○	○	○			
	保護者				○	○	○	○			
194 就労支援の推進	【継続】 就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方 と、人材を求める企業との効果的なマッチング をはかるため、個別一貫した継続的な就労支援 を実施するとともに、学生向けに労働法出前講 座を実施								なごやジョブマッチン グ事業 ▶10代～30代支援 対象者数 641人 ▶10代～30代就職 者数 293人	実施	経済局
複・施策12	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者										
									労働法出前講座 2回 92人		

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子どもの健やかな育ちを保障するためには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが欠かせないことから、保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上をはかるための支援や、子育てと仕事が両立できるような就業の支援を行います。

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
237 母子家庭等自立支援センター事業	【継続】 ジョイナス.ナゴヤ(名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター)において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を推進するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施								就業支援講習会 ▶開催回数 64回 ▶受講者数 441人 情報提供件数 7,998件	実施	子ども青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
238 自立支援給付金事業	【拡充】 就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給								自立支援教育訓練給付金 29人	高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充	子ども青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
244 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	【継続】 ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげていくために、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給								受講開始時給付金 3件	実施	子ども青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども						○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
270 生活困窮者の自立支援	【継続】 仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活に困窮している方の複合的な課題に応じて相談支援を行い、就労支援や家計改善支援等を一体的に実施するとともに、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を推進								実施 ▶自立相談支援 3,855件 ▶住居確保給付金の支給 517件 ▶就労準備支援 68件 ▶就労訓練 19件 ▶家計改善支援 213件	実施 ▶自立相談支援 ▶住居確保給付金の支給 ▶就労準備支援 ▶就労訓練 ▶家計改善支援	健康福祉局
	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

4 経済的支援

家庭の日々の生活を安定させる観点から、各種手当などの経済的支援を行います。

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
233 ひとり親家庭等 医療費助成	【継続】 ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成								対象者数 33,400人 (月平均)	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○				
	保護者		○	○	○	○	○				
239 児童扶養手当等 の支給	【継続】 収入を補完するための手当の支給による支援を実施								支給対象児童数 ▶児童扶養手当 21,450人 ▶名古屋市ひとり親 家庭手当 6,687人 (令和6年3月末)	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			
240 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	【継続】 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付								母子父子寡婦福祉資 金貸付 939件	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
241 寡夫世帯への貸 付事業	【継続】 寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付								寡夫福祉資金貸付 1件	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども					○	○	○			
	保護者		○	○	○	○	○	○			
242 養育費相談の実 施等	【継続】 養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助								養育費相談件数 1,423件 公正証書作成費等補 助件数 108件 養育費保証料補助件 数 1件	実施	子ども 青少年局
複・施策16	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者		○	○	○	○	○	○			

施策 20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり
-------	------------------------

子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができ、多様な支援制度を気兼ねなく利用することができるよう、地域や企業などさまざまな場で、すべての人が子ども・若者・子育て家庭を温かく見守り、応援するといった社会全体の意識の醸成に取り組めます。子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するとともに、本市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが、当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、広報の強化につとめます。

また、公共の場において、子どもや妊婦、子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民に身近な場や日々の生活の中で、子どもや子育て家庭を応援することへの理解を促進する取り組みを進めます。

関連する個別計画

▶名古屋市男女平等参画基本計画 2025

▶名古屋市産業振興ビジョン 2028

▶名古屋市みどりの基本計画 2030

▶名古屋市営交通事業計画 2028

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
271 子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成	【新規】 こどもファスト・トラックなどの子どもや子育て家庭、妊婦に配慮した取り組みや、本市の子ども・若者・子育て家庭の支援策の分かりやすく親しみやすい情報発信などを通じて、子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成をはかるとともに、子どもや若者が出会いや結婚・子育ての希望をかなえられるまちのイメージを持てるよう、さまざまな取り組みを実施								こどもファスト・トラックの実施	公共施設、民間施設などさまざまな場でのこどもファスト・トラックの実施 ライフステージを通じた子ども・若者・子育て家庭の支援に関する広報・啓発の実施	子ども青少年局はじめ関係局
★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
001 なごや子どもの権利条例の推進	【継続】 なごや子どもの権利条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施								イベントでの啓発グッズの配布 3回	さまざまな機会を捉えた啓発活動による条例認知度の向上	子ども青少年局
									子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施	子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施	
複・施策1	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 3回	なごや子ども・子育て支援協議会の開催	
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
163 子育て支援企業 認定・表彰制度	【拡充】 社会全体で子育てしやすいまちづくりを進める ため、男性の育児参画を促進する制度を導入 するなど、子育てにやさしい活動を積極的行 っている企業を認定し、その中から特に優れた 活動を行っている企業を表彰するとともに、子 育て支援企業の情報を発信								新規認定数 12社 (うち表彰1社) 子育て支援企業認定 数 264社 (令和6年3月31日)	子育て支援企業認定 数 345社	子ども 青少年局
複・施策10 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
154 なごや未来っ子 応援制度(ぴよ か)	【継続】 企業、地域、行政の連携により、社会全体で子 どもと子育て家庭を応援するため、子育て家庭 優待カード事業等を実施								協賛店舗・施設 2,401か所 68商店街 (令和6年3月末)	実施	子ども 青少年局
複・施策9	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども										
	保護者	○	○	○	○	○	○				
164 雇用等における 女性の活躍推進	【拡充】 企業における女性の活躍を支援するため、女性 がいきいきと活躍できるような取り組みをして いる企業を認定・表彰するとともに、固定的な 性別役割分担意識を解消し、女性も男性も家 事・育児に参画するなど、ともに働きやすい社会 の実現に向けた意識啓発を実施								企業における女性の 活躍支援 ▶認定(認証)企業数 245 社 女性のキャリア形成に 関する意識啓発	企業における女性の 活躍支援 ▶認定(認証)企業数 345社 ▶企業向け意識啓発 女性のキャリア形成に 関する意識啓発 男性の家事・育児等 参画促進に関する意 識啓発	スポーツ 市民局
複・施策10 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
167 ワーク・ライフ・バ ランス推進事業	【継続】 働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ラ イフ・バランスの取り組みについて一定の基準 を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進 企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バ ランスの推進に関する啓発や広報を実施								実施 ▶ワーク・ライフ・バラ ンス推進企業認証 数 277社 (令和6年3月31日) ▶セミナーの開催 1回	実施	経済局
複・施策10	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども							○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			
053 地域に身近な公 園の再生	【拡充】 地域に身近な公園を子育てや交流の場として、 子どもが元気いっぱい遊び楽しめ、憩いと潤い のある空間とするため、計画的な再整備等を推 進								地域に身近な公園の 再整備 事業中 4公園	実施	緑政 土木局
複・施策3 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○	○	○	○			
	保護者	○	○	○	○	○	○	○			

事業名	事業概要								現況	計画目標	所管局
059 地下鉄駅への 「子ども・子育て サポートベンチ」 の設置	【新規】 親子で使いやすいベンチなどを地下鉄駅構内に設置								— (令和6年度試行導入)	設置拡大の検討	交通局
複・施策3 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者	○	○	○	○						
060 地下鉄駅への授 乳室の設置	【拡充】 子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置								設置 4駅(累計) 名古屋駅、千種駅、 伏見駅、金山駅	3駅程度設置	交通局
複・施策3 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○								
	保護者		○								
061 地下鉄車両への 「子ども・子育て サポートスペース」の設置	【新規】 子ども連れで利用しやすい環境をめざし、導入予定の地下鉄の新型車両にベビーカー利用者や子どもが利用しやすいスペースを設置								—	導入	交通局
複・施策3	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者	○	○	○	○						
062 地下鉄駅でのベ ビーカーレンタル の試行導入	【新規】 駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入								—	試行導入 (令和7年度) 導入拡大の検討	交通局
複・施策3 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○							
	保護者		○	○							
063 市バス・地下鉄 「子ども向け特 設サイト」による 情報提供	【新規】 市バス・地下鉄に親しんでもらうための子ども向けコンテンツや、授乳室の案内、ベビーカーで利用しやすいルートなど子育て世帯向けの情報をウェブサイトにより提供								— (令和6年度構築)	運用	交通局
複・施策3	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者			
	子ども		○	○	○						
	保護者		○	○	○						

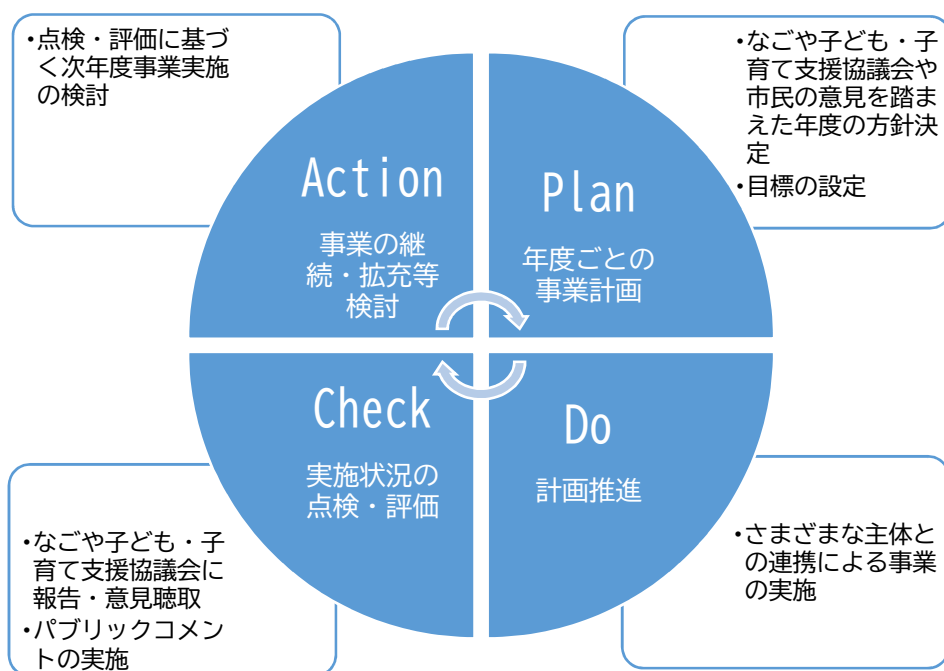
4 進捗管理

なごや子どもの権利条例第 21 条第 1 項において、「市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない」とされており、同条第 2 項においては、「市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする」とされています。

PDCA の観点に基づき、毎年度、事業の実施状況等について把握し、なごや子ども・子育て支援協議会に報告し意見聴取するとともに、パブリックコメントなど子どもを含めた市民の方に広くご意見をお聴きする取り組みを行い、点検・評価した上で、次年度以降の事業実施にいかしていきます。なお、計画の実施状況等については、市ウェブサイト等で公表します。

本計画の期間終了後には、成果指標の目標値や、事業の計画目標の達成状況を評価することにより、本計画を総括します。

■進捗管理(PDCAサイクル)のイメージ



VI 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。本章は、法で規定される教育・保育等事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について記載します。

本章に掲載された事業は、「V 施策・事業」と方向性を同じくするものであり、推進にあたっては質の確保等についても留意していきます。

計画策定にあたっては、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、事業の利用状況、利用希望等を踏まえて事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。本市においては、「令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」の結果や事業の利用実態等を勘案して量の見込みを算出しました。また、提供体制の確保については、量の見込みに対応する供給量が不足している事業は「いつ」「どれだけ」確保していくかを示し、量の見込みに対応する供給体制が確保できている事業については、その体制を継続していくことを基本とします。

1 子ども・子育て支援事業計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども及びその保護者

2 基本的な考え方

(1) 区域の設定

前計画同様、基本的には、行政区単位で事業の量を見込み、対象者数が少ないなど行政区で区域を設定することが合理的でない事業については、市全域を区域として設定しました。教育・保育等事業及び時間外保育事業（延長保育事業）については、より細かく整備等の対応をはかれるよう行政区に支所も加え区域として設定しています。

(2) 量の見込み算出の考え方

令和 6 年 10 月に国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」を基本として、事業の量を見込みました。

算出にあたり、実態調査における保護者の就労状況等から「家庭類型」を、教育・保育等事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望から「利用意向率」、「利用意向日数」を求めました。推計児童数については、令和 5 年度に算出した人口推計を利用しています。なお、すべての子どもを対象としている事業や、対象が限定される事業などについては、人口推計や今までの実績、今後の見通しなどから適切な量を見込みました。

具体的な内容は、それぞれの事業ページに掲載しています。

■各事業の区域設定と量の見込み方

区分	法に規定された事業名等	本計画における事業名		区域	量の見込み方※
教育・保育等事業	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業	【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業（保育所等待機児童対策の取り組み推進）	行政区＋支所	調査
	乳児等通園支援事業	【2】	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	行政区＋支所	調査
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	【3-1】	利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業、地域子育て支援拠点事業）	市全域	実績等
		【3-2】	利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）	行政区	実績等
		【3-3】	利用者支援事業（こども家庭センター型：区役所・支所における子どもや家庭への支援）	市全域	実績等
		【3-4】	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型：子育て総合相談窓口、新生児乳児等訪問指導）	市全域	実績等
	時間外保育事業	【4】	時間外保育事業（延長保育事業）	行政区＋支所	調査
	実費徴収に係る補足給付事業	【5】	実費徴収に係る補足給付事業	市全域	実績等
	多様な主体の参入促進事業	【6-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）	市全域	実績等
		【6-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育事業）	市全域	実績等
		【6-3】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）	市全域	実績等
	放課後児童健全育成事業	【7】	放課後児童健全育成事業（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）	市全域	調査
	子育て短期支援事業	【8】	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域	調査
	乳児家庭全戸訪問事業	【9】	乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）	行政区	実績等
	養育支援訪問事業等	【10-1】	養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）	市全域	実績等
		【10-2】	養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）	市全域	実績等
		【10-3】	子育て世帯訪問支援事業（養育支援ヘルパー事業）	市全域	実績等
		【10-4】	親子関係形成支援事業（児童虐待発生予防等のための保護者支援事業）	市全域	実績等
	地域子育て支援拠点事業	【11】	地域子育て支援拠点事業（子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）	行政区	調査
	一時預かり事業	【12-1】	幼稚園における預かり保育事業（幼稚園における預かり保育事業、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン）	行政区	調査
		【12-2】	一時預かり事業（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業）	行政区	調査
	病児保育事業	【13】	病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）	行政区	調査
	子育て援助活動支援事業	—	【12-2】一時預かり事業に含む	—	—
	妊婦健康診査	【14】	妊婦健康診査	市全域	実績等
	産後ケア事業	【15】	産後ケア事業	市全域	実績等

※量の見込み方

調査：令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査結果を用いたもの
 実績等：すべての子どもを対象としているものや事業実績から見込んだもの

■家庭類型

潜在ニーズを含めて量の見込みを把握するため、下記の「家庭類型」に基づき、実態調査時点から1年後の母親の就労希望等を反映させた潜在的な家庭類型（以下「潜在家庭類型」という）の割合を算出しました。

タイプ	父母の就労状況等
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 64 時間未満+月 64 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

母親 父親		1 フルタイム就労 2 育休・介護休業中		3 パートタイム就労 4 育休・介護休業中			5 現在は就労していない 6 就労したことがない	
				120 時間以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間未満		
1 フルタイム就労 2 育休・介護休業中		タイプB		タイプC		タイプC'		タイプD
3 パート タイム就労 4 育休・介 護休業中	120 時間以上	タイプC		タイプE				
	120 時間未満							
	64 時間以上							
	64 時間未満	タイプC'		タイプE'				
5 現在は就労していない 6 就労したことがない		タイプD					タイプF	

図 タイプBからタイプFの設定

■調査結果により量を見込んだ事業と用いた家庭類型

事業名				潜在家庭類型
【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業 (保育所等待機児童対策の取り組み推進)	3 歳以上児	1 号	タイプ C' タイプ D タイプ E' タイプ F
		0～2 歳児	2 号	タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E
			3 号	タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E
【2】	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			すべての家庭類型
【4】	時間外保育事業(延長保育事業)			タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E
【7】	放課後児童健全育成事業 (トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業)			タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E
【8】	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)			すべての家庭類型
【11】	地域子育て支援拠点事業 (子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等)			すべての家庭類型
【12-1】	幼稚園における預かり保育事業 (幼稚園における預かり保育事業、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン)	1 号	タイプ C' タイプ D タイプ E' タイプ F	
		2 号	タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E	
【12-2】	一時預かり事業 (一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業)			すべての家庭類型
【13】	病児保育事業 (病児・病後児デイケア事業)			タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E

(注1)教育・保育施設及び地域型保育事業の給付認定区分について

教育・保育施設及び地域型保育事業は、利用する子どもの年齢及びその保護者の就労状況等により、子ども・子育て支援法第 19 条に定める 1 号から 3 号までの認定区分に分類され、その区分によってそれぞれ利用できる施設が異なります。

保育の必要性の有無は、子ども・子育て支援法施行規則第 1 条に定められている就労や疾病等の状況に基づき認定することになりますが、その中で就労時間については、下限時間を月に 48 時間から 64 時間までの範囲内で市町村が定めるものとされています。本市では、従来から用いている 64 時間(1 日 4 時間×週 4 日間×4 週間)を下限時間とし、また、月 120 時間以上(1 日 6 時間×週 5 日間×4 週間)の場合はフルタイムと同様の就労状況として取扱いします。

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類	
	子どもが満 3 歳以上	子どもが満 3 歳未満
タイプ C' タイプ D タイプ E' タイプ F	教育標準時間認定 【1号認定】 (認定こども園及び幼稚園)	認定対象外 (一時預かり事業を利用 できる場合がある)
タイプ A タイプ B タイプ C タイプ E	保育認定 【2号認定】 (認定こども園及び保育所)(※)	保育認定 【3号認定】 (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

※保育認定(2号認定)を受けず、幼稚園を利用している家庭もある

(注2)幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

幼稚園、保育所、認定こども園等	
3 歳から 5 歳までのすべての子どもたちの利用料が無料	
0 歳から 2 歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料	
地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無料	
幼稚園の預かり保育	
対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要	
幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料	
認可外保育施設等	
対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要	
3 歳から 5 歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無料	
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象	
就学前の障害児の発達支援	
就学前の障害児の発達支援を利用する 3 歳から 5 歳までの子どもたちの利用料が無料	

3 各事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容

事業ごとの各年度の量の見込みと、提供体制の確保方策を示します。

(1)教育・保育等事業

【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業 (保育所等待機児童対策の取り組み推進) 事業番号 168
-----	--

■量の見込みの考え方

1 号 推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) × 利用意向率(割合)

2・3号 推計児童数(人) × 教育・保育給付認定割合※

※教育・保育給付認定割合:原則として直近3年の平均増減に基づき推計
(潜在家庭類型(割合)× 利用意向率(割合)を上限)

■確保方策の考え方

各年度の量の見込みと同年度の供給量を比較して算出した不足量を当該年度ごとに確保します。なお、区域の実情に即し、年度ごとに柔軟な対応ができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を分けずに確保します。

■量の見込みと確保方策

次ページ以降のとおり

(単位：人)

区 域	区 分	令和 7 年度				令和 8 年度			
		必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量
千種区	1号	979	2,140	0	2,140	950	2,140	0	2,140
	2号	1,599	1,660	0	1,660	1,553	1,660	0	1,660
	3号(1～2歳)	1,125	1,125	22	1,147	1,147	1,147	30	1,177
	3号(0歳)	217	341	0	341	237	341	0	341
東区	1号	1,039	1,633	0	1,633	1,009	1,633	0	1,633
	2号	901	901	0	901	875	901	0	901
	3号(1～2歳)	702	702	14	716	716	716	19	735
	3号(0歳)	169	169	16	185	185	185	16	201
北区	1号	1,027	1,768	0	1,768	997	1,768	0	1,768
	2号	1,291	1,526	0	1,526	1,254	1,526	0	1,526
	3号(1～2歳)	970	970	19	989	989	989	26	1,015
	3号(0歳)	180	218	0	218	197	218	0	218
楠支所	1号	374	695	0	695	363	695	0	695
	2号	530	539	0	539	514	539	0	539
	3号(1～2歳)	334	335	5	340	340	340	9	349
	3号(0歳)	78	101	0	101	86	101	0	101
西区	1号	1,017	1,568	0	1,568	988	1,568	0	1,568
	2号	843	890	0	890	819	890	0	890
	3号(1～2歳)	644	644	13	657	657	657	17	674
	3号(0歳)	124	176	0	176	135	176	0	176
山田支所	1号	328	731	0	731	318	731	0	731
	2号	801	838	0	838	777	838	0	838
	3号(1～2歳)	492	501	0	501	501	501	13	514
	3号(0歳)	54	142	0	142	59	142	0	142
中村区	1号	840	1,624	0	1,624	815	1,624	0	1,624
	2号	1,430	1,837	0	1,837	1,388	1,837	0	1,837
	3号(1～2歳)	1,023	1,104	0	1,104	1,043	1,104	0	1,104
	3号(0歳)	168	270	0	270	184	270	0	270
中区	1号	359	650	0	650	349	650	0	650
	2号	717	870	0	870	697	870	0	870
	3号(1～2歳)	494	567	0	567	503	567	0	567
	3号(0歳)	116	165	0	165	127	165	0	165
昭和区	1号	1,003	1,329	0	1,329	974	1,329	0	1,329
	2号	1,289	1,387	0	1,387	1,252	1,387	0	1,387
	3号(1～2歳)	918	918	18	936	936	936	25	961
	3号(0歳)	174	279	0	279	190	279	0	279
瑞穂区	1号	737	1,318	0	1,318	716	1,318	0	1,318
	2号	1,404	1,427	0	1,427	1,363	1,427	0	1,427
	3号(1～2歳)	865	911	0	911	882	911	0	911
	3号(0歳)	158	224	0	224	173	224	0	224
熱田区	1号	379	742	0	742	368	742	0	742
	2号	810	1,005	0	1,005	787	1,005	0	1,005
	3号(1～2歳)	513	556	0	556	523	556	0	556
	3号(0歳)	78	147	0	147	86	147	0	147
中川区	1号	621	1,169	0	1,169	604	1,169	0	1,169
	2号	1,990	2,373	0	2,373	1,933	2,373	0	2,373
	3号(1～2歳)	1,210	1,242	0	1,242	1,234	1,242	24	1,266
	3号(0歳)	216	258	0	258	236	258	0	258

(単位：人)

令和 9 年度				令和 10 年度				令和 11 年度			
必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量
925	2,140	0	2,140	929	2,140	0	2,140	941	2,140	0	2,140
1,511	1,660	0	1,660	1,518	1,660	0	1,660	1,538	1,660	0	1,660
1,177	1,177	13	1,190	1,190	1,190	13	1,203	1,203	1,203	0	1,203
257	341	0	341	277	341	0	341	299	341	0	341
982	1,633	0	1,633	986	1,633	0	1,633	999	1,633	0	1,633
851	901	0	901	855	901	0	901	867	901	0	901
735	735	8	743	743	743	8	751	751	751	0	751
201	201	15	216	216	216	17	233	233	233	0	233
970	1,768	0	1,768	974	1,768	0	1,768	987	1,768	0	1,768
1,220	1,526	0	1,526	1,226	1,526	0	1,526	1,242	1,526	0	1,526
1,015	1,015	11	1,026	1,026	1,026	11	1,037	1,037	1,037	0	1,037
214	218	12	230	230	230	18	248	248	248	0	248
353	695	0	695	355	695	0	695	360	695	0	695
500	539	0	539	503	539	0	539	509	539	0	539
349	349	4	353	353	353	4	357	357	357	0	357
93	101	0	101	100	101	7	108	108	108	0	108
961	1,568	0	1,568	966	1,568	0	1,568	978	1,568	0	1,568
797	890	0	890	800	890	0	890	811	890	0	890
674	674	7	681	681	681	8	689	689	689	0	689
147	176	0	176	158	176	0	176	170	176	0	176
310	731	0	731	311	731	0	731	315	731	0	731
756	838	0	838	760	838	0	838	770	838	0	838
514	514	6	520	520	520	5	525	525	525	0	525
64	142	0	142	69	142	0	142	74	142	0	142
793	1,624	0	1,624	797	1,624	0	1,624	807	1,624	0	1,624
1,351	1,837	0	1,837	1,357	1,837	0	1,837	1,375	1,837	0	1,837
1,071	1,104	0	1,104	1,082	1,104	0	1,104	1,094	1,104	0	1,104
199	270	0	270	215	270	0	270	231	270	0	270
339	650	0	650	341	650	0	650	345	650	0	650
678	870	0	870	681	870	0	870	690	870	0	870
516	567	0	567	522	567	0	567	528	567	0	567
138	165	0	165	149	165	0	165	160	165	0	165
948	1,329	0	1,329	952	1,329	0	1,329	964	1,329	0	1,329
1,218	1,387	0	1,387	1,224	1,387	0	1,387	1,240	1,387	0	1,387
961	961	10	971	971	971	10	981	981	981	0	981
206	279	0	279	223	279	0	279	240	279	0	279
696	1,318	0	1,318	700	1,318	0	1,318	709	1,318	0	1,318
1,326	1,427	0	1,427	1,332	1,427	0	1,427	1,350	1,427	0	1,427
905	911	4	915	915	915	10	925	925	925	0	925
187	224	0	224	202	224	0	224	218	224	0	224
358	742	0	742	360	742	0	742	364	742	0	742
765	1,005	0	1,005	769	1,005	0	1,005	779	1,005	0	1,005
536	556	0	556	542	556	0	556	548	556	0	556
93	147	0	147	100	147	0	147	108	147	0	147
587	1,169	0	1,169	590	1,169	0	1,169	598	1,169	0	1,169
1,880	2,373	0	2,373	1,889	2,373	0	2,373	1,914	2,373	0	2,373
1,266	1,266	14	1,280	1,280	1,280	13	1,293	1,293	1,293	0	1,293
256	258	18	276	276	276	21	297	297	297	0	297

(単位：人)

区 域	区 分	令和 7 年度				令和 8 年度			
		必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量
富田支所	1 号	287	611	0	611	279	611	0	611
	2 号	905	905	0	905	879	905	0	905
	3号(1～2歳)	645	645	13	658	658	658	17	675
	3号(0歳)	102	145	0	145	111	145	0	145
港区	1 号	587	998	0	998	570	998	0	998
	2 号	1,310	1,985	0	1,985	1,272	1,985	0	1,985
	3号(1～2歳)	728	1,016	0	1,016	743	1,016	0	1,016
	3号(0歳)	108	224	0	224	118	224	0	224
南陽支所	1 号	221	532	0	532	214	532	0	532
	2 号	554	554	0	554	538	554	0	554
	3号(1～2歳)	315	315	6	321	321	321	8	329
	3号(0歳)	56	61	1	62	62	62	5	67
南区	1 号	1,133	1,875	0	1,875	1,100	1,875	0	1,875
	2 号	1,606	2,600	0	2,600	1,560	2,600	0	2,600
	3号(1～2歳)	1,020	1,108	0	1,108	1,040	1,108	0	1,108
	3号(0歳)	168	247	0	247	184	247	0	247
守山区	1 号	1,615	2,884	0	2,884	1,569	2,884	0	2,884
	2 号	1,660	1,874	0	1,874	1,612	1,874	0	1,874
	3号(1～2歳)	1,095	1,095	22	1,117	1,117	1,117	29	1,146
	3号(0歳)	174	268	0	268	190	268	0	268
志段味支所	1 号	260	478	0	478	252	478	0	478
	2 号	865	947	0	947	840	947	0	947
	3号(1～2歳)	548	548	10	558	558	558	15	573
	3号(0歳)	76	130	0	130	83	130	0	130
緑区	1 号	964	1,902	0	1,902	936	1,902	0	1,902
	2 号	2,021	2,407	0	2,407	1,963	2,407	0	2,407
	3号(1～2歳)	1,284	1,318	0	1,318	1,309	1,318	26	1,344
	3号(0歳)	205	345	0	345	224	345	0	345
徳重支所	1 号	1,152	2,067	0	2,067	1,119	2,067	0	2,067
	2 号	1,607	1,607	0	1,607	1,560	1,607	0	1,607
	3号(1～2歳)	1,139	1,139	23	1,162	1,162	1,162	30	1,192
	3号(0歳)	164	275	0	275	180	275	0	275
名東区	1 号	1,921	3,183	0	3,183	1,865	3,183	0	3,183
	2 号	2,040	2,396	0	2,396	1,981	2,396	0	2,396
	3号(1～2歳)	1,279	1,383	0	1,383	1,304	1,383	0	1,383
	3号(0歳)	210	310	0	310	229	310	0	310
天白区	1 号	1,440	2,748	0	2,748	1,398	2,748	0	2,748
	2 号	2,011	2,097	0	2,097	1,952	2,097	0	2,097
	3号(1～2歳)	1,375	1,375	27	1,402	1,402	1,402	37	1,439
	3号(0歳)	217	307	0	307	237	307	0	307

全市	1 号	18,283	32,645	0	32,645	17,753	32,645	0	32,645
	2 号	28,184	32,625	0	32,625	27,369	32,625	0	32,625
	3号(1～2歳)	18,718	19,517	192	19,709	19,085	19,709	325	20,034
	3号(0歳)	3,212	4,802	17	4,819	3,513	4,819	21	4,840
	3号(全部)	21,930	24,319	209	24,528	22,598	24,528	346	24,874
			全年齢	209			全年齢	346	

(単位：人)

令和 9 年度				令和 10 年度				令和 11 年度			
必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量	必要量の 見込み	年度当初 供給量	年度内の 確保量	年度末 供給量
271	611	0	611	272	611	0	611	276	611	0	611
855	905	0	905	859	905	0	905	870	905	0	905
675	675	8	683	683	683	7	690	690	690	0	690
121	145	0	145	130	145	0	145	140	145	0	145
555	998	0	998	557	998	0	998	564	998	0	998
1,237	1,985	0	1,985	1,243	1,985	0	1,985	1,259	1,985	0	1,985
762	1,016	0	1,016	770	1,016	0	1,016	779	1,016	0	1,016
128	224	0	224	138	224	0	224	149	224	0	224
208	532	0	532	209	532	0	532	212	532	0	532
523	554	0	554	526	554	0	554	532	554	0	554
329	329	4	333	333	333	3	336	336	336	0	336
67	67	5	72	72	72	6	78	78	78	0	78
1,070	1,875	0	1,875	1,076	1,875	0	1,875	1,089	1,875	0	1,875
1,517	2,600	0	2,600	1,524	2,600	0	2,600	1,544	2,600	0	2,600
1,067	1,108	0	1,108	1,079	1,108	0	1,108	1,090	1,108	0	1,108
199	247	0	247	215	247	0	247	231	247	0	247
1,526	2,884	0	2,884	1,533	2,884	0	2,884	1,553	2,884	0	2,884
1,568	1,874	0	1,874	1,576	1,874	0	1,874	1,596	1,874	0	1,874
1,146	1,146	12	1,158	1,158	1,158	13	1,171	1,171	1,171	0	1,171
206	268	0	268	223	268	0	268	240	268	0	268
246	478	0	478	247	478	0	478	250	478	0	478
818	947	0	947	821	947	0	947	832	947	0	947
573	573	6	579	579	579	6	585	585	585	0	585
90	130	0	130	97	130	0	130	105	130	0	130
910	1,902	0	1,902	915	1,902	0	1,902	927	1,902	0	1,902
1,909	2,407	0	2,407	1,919	2,407	0	2,407	1,943	2,407	0	2,407
1,344	1,344	14	1,358	1,358	1,358	14	1,372	1,372	1,372	0	1,372
243	345	0	345	262	345	0	345	282	345	0	345
1,089	2,067	0	2,067	1,094	2,067	0	2,067	1,108	2,067	0	2,067
1,518	1,607	0	1,607	1,525	1,607	0	1,607	1,545	1,607	0	1,607
1,192	1,192	13	1,205	1,205	1,205	13	1,218	1,218	1,218	0	1,218
195	275	0	275	210	275	0	275	226	275	0	275
1,814	3,183	0	3,183	1,823	3,183	0	3,183	1,847	3,183	0	3,183
1,927	2,396	0	2,396	1,936	2,396	0	2,396	1,961	2,396	0	2,396
1,338	1,383	0	1,383	1,352	1,383	0	1,383	1,367	1,383	0	1,383
249	310	0	310	268	310	0	310	289	310	0	310
1,360	2,748	0	2,748	1,367	2,748	0	2,748	1,385	2,748	0	2,748
1,899	2,097	0	2,097	1,908	2,097	0	2,097	1,933	2,097	0	2,097
1,439	1,439	15	1,454	1,454	1,454	16	1,470	1,470	1,470	0	1,470
257	307	0	307	277	307	0	307	299	307	0	307

17,271	32,645	0	32,645	17,354	32,645	0	32,645	17,578	32,645	0	32,645
26,624	32,625	0	32,625	26,751	32,625	0	32,625	27,100	32,625	0	32,625
19,584	20,034	149	20,183	19,796	20,183	154	20,337	20,009	20,337	0	20,337
3,810	4,840	50	4,890	4,107	4,890	69	4,959	4,425	4,959	0	4,959
23,394	24,874	199	25,073	23,903	25,073	223	25,296	24,434	25,296	0	25,296
全年齢		199		全年齢		223		全年齢		0	

■事業概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園支援事業を実施します。

■量の見込みの考え方

対象年齢^{※1}の未就園児童数 × 月一定時間^{※2} × 利用意向割合

※1 0歳6か月から満3歳未満

※2 10時間

■確保方策の考え方

令和11年度に向けて段階的に実施か所数を拡充し、事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

次ページ以降のとおり

区域	量の 見込み	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
千種区	0 歳児	1,751 時間	1,742 時間	1,738 時間	1,725 時間	1,712 時間
	1 歳児	1,862 時間	2,003 時間	2,007 時間	2,054 時間	2,088 時間
	2 歳児	1,951 時間	1,819 時間	1,943 時間	1,986 時間	2,033 時間
	小計	5,564 時間	5,564 時間	5,688 時間	5,765 時間	5,833 時間
東 区	0 歳児	1,110 時間	1,106 時間	1,089 時間	1,085 時間	1,072 時間
	1 歳児	1,260 時間	1,379 時間	1,401 時間	1,422 時間	1,452 時間
	2 歳児	1,255 時間	1,213 時間	1,315 時間	1,358 時間	1,379 時間
	小計	3,625 時間	3,698 時間	3,805 時間	3,865 時間	3,903 時間
北 区	0 歳児	1,328 時間	1,302 時間	1,281 時間	1,264 時間	1,238 時間
	1 歳児	1,157 時間	1,255 時間	1,230 時間	1,225 時間	1,243 時間
	2 歳児	1,021 時間	927 時間	999 時間	1,008 時間	1,003 時間
	小計	3,506 時間	3,484 時間	3,510 時間	3,497 時間	3,484 時間
楠支所	0 歳児	427 時間	418 時間	406 時間	397 時間	384 時間
	1 歳児	363 時間	397 時間	389 時間	389 時間	393 時間
	2 歳児	423 時間	393 時間	418 時間	418 時間	418 時間
	小計	1,213 時間	1,208 時間	1,213 時間	1,204 時間	1,195 時間
西 区	0 歳児	1,179 時間	1,170 時間	1,161 時間	1,161 時間	1,153 時間
	1 歳児	1,140 時間	1,230 時間	1,221 時間	1,243 時間	1,264 時間
	2 歳児	1,119 時間	1,059 時間	1,144 時間	1,153 時間	1,170 時間
	小計	3,438 時間	3,459 時間	3,526 時間	3,557 時間	3,587 時間
山田支所	0 歳児	824 時間	824 時間	828 時間	828 時間	828 時間
	1 歳児	816 時間	888 時間	880 時間	888 時間	914 時間
	2 歳児	752 時間	709 時間	764 時間	773 時間	781 時間
	小計	2,392 時間	2,421 時間	2,472 時間	2,489 時間	2,523 時間
中村区	0 歳児	1,986 時間	1,998 時間	2,020 時間	2,020 時間	2,015 時間
	1 歳児	1,926 時間	2,126 時間	2,161 時間	2,237 時間	2,276 時間
	2 歳児	1,682 時間	1,648 時間	1,823 時間	1,887 時間	1,956 時間
	小計	5,594 時間	5,772 時間	6,004 時間	6,144 時間	6,247 時間
中 区	0 歳児	1,277 時間	1,315 時間	1,358 時間	1,392 時間	1,409 時間
	1 歳児	1,490 時間	1,665 時間	1,751 時間	1,845 時間	1,947 時間
	2 歳児	1,196 時間	1,204 時間	1,354 時間	1,443 時間	1,524 時間
	小計	3,963 時間	4,184 時間	4,463 時間	4,680 時間	4,880 時間
昭和区	0 歳児	1,375 時間	1,371 時間	1,358 時間	1,341 時間	1,315 時間
	1 歳児	1,379 時間	1,495 時間	1,503 時間	1,524 時間	1,550 時間
	2 歳児	1,495 時間	1,405 時間	1,507 時間	1,546 時間	1,571 時間
	小計	4,249 時間	4,271 時間	4,368 時間	4,411 時間	4,436 時間
瑞穂区	0 歳児	1,319 時間	1,298 時間	1,277 時間	1,260 時間	1,247 時間
	1 歳児	1,345 時間	1,443 時間	1,422 時間	1,418 時間	1,426 時間
	2 歳児	1,383 時間	1,319 時間	1,405 時間	1,409 時間	1,405 時間
	小計	4,047 時間	4,060 時間	4,104 時間	4,087 時間	4,078 時間
熱田区	0 歳児	734 時間	730 時間	722 時間	717 時間	705 時間
	1 歳児	589 時間	641 時間	636 時間	636 時間	641 時間
	2 歳児	581 時間	534 時間	581 時間	594 時間	594 時間
	小計	1,904 時間	1,905 時間	1,939 時間	1,947 時間	1,940 時間
中川区	0 歳児	1,879 時間	1,840 時間	1,815 時間	1,776 時間	1,734 時間
	1 歳児	1,618 時間	1,717 時間	1,657 時間	1,657 時間	1,640 時間
	2 歳児	1,473 時間	1,354 時間	1,426 時間	1,405 時間	1,405 時間
	小計	4,970 時間	4,911 時間	4,898 時間	4,838 時間	4,779 時間

区域	量の 見込み	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
富田支所	0 歳児	948 時間	927 時間	914 時間	901 時間	880 時間
	1 歳児	892 時間	944 時間	918 時間	914 時間	905 時間
	2 歳児	845 時間	781 時間	820 時間	811 時間	811 時間
	小計	2,685 時間	2,652 時間	2,652 時間	2,626 時間	2,596 時間
港 区	0 歳児	1,003 時間	974 時間	944 時間	922 時間	888 時間
	1 歳児	717 時間	730 時間	670 時間	645 時間	619 時間
	2 歳児	880 時間	773 時間	777 時間	743 時間	709 時間
	小計	2,600 時間	2,477 時間	2,391 時間	2,310 時間	2,216 時間
南陽支所	0 歳児	384 時間	367 時間	354 時間	342 時間	329 時間
	1 歳児	448 時間	457 時間	431 時間	414 時間	406 時間
	2 歳児	363 時間	316 時間	320 時間	303 時間	295 時間
	小計	1,195 時間	1,140 時間	1,105 時間	1,059 時間	1,030 時間
南 区	0 歳児	1,396 時間	1,349 時間	1,302 時間	1,268 時間	1,225 時間
	1 歳児	1,157 時間	1,208 時間	1,123 時間	1,072 時間	1,046 時間
	2 歳児	1,161 時間	1,042 時間	1,072 時間	1,021 時間	974 時間
	小計	3,714 時間	3,599 時間	3,497 時間	3,361 時間	3,245 時間
守山区	0 歳児	1,657 時間	1,623 時間	1,618 時間	1,606 時間	1,588 時間
	1 歳児	1,614 時間	1,717 時間	1,657 時間	1,687 時間	1,712 時間
	2 歳児	1,507 時間	1,379 時間	1,460 時間	1,439 時間	1,460 時間
	小計	4,778 時間	4,719 時間	4,735 時間	4,732 時間	4,760 時間
志段味 支 所	0 歳児	769 時間	756 時間	756 時間	747 時間	743 時間
	1 歳児	713 時間	760 時間	734 時間	747 時間	756 時間
	2 歳児	956 時間	888 時間	931 時間	922 時間	939 時間
	小計	2,438 時間	2,404 時間	2,421 時間	2,416 時間	2,438 時間
緑 区	0 歳児	1,828 時間	1,789 時間	1,755 時間	1,734 時間	1,717 時間
	1 歳児	1,670 時間	1,746 時間	1,670 時間	1,652 時間	1,657 時間
	2 歳児	1,687 時間	1,546 時間	1,601 時間	1,571 時間	1,550 時間
	小計	5,185 時間	5,081 時間	5,026 時間	4,957 時間	4,924 時間
徳重支所	0 歳児	1,584 時間	1,550 時間	1,520 時間	1,507 時間	1,495 時間
	1 歳児	1,469 時間	1,537 時間	1,473 時間	1,452 時間	1,456 時間
	2 歳児	1,670 時間	1,537 時間	1,597 時間	1,567 時間	1,550 時間
	小計	4,723 時間	4,624 時間	4,590 時間	4,526 時間	4,501 時間
名東区	0 歳児	1,926 時間	1,909 時間	1,896 時間	1,892 時間	1,879 時間
	1 歳児	1,968 時間	2,088 時間	2,067 時間	2,097 時間	2,135 時間
	2 歳児	2,135 時間	2,015 時間	2,122 時間	2,144 時間	2,169 時間
	小計	6,029 時間	6,012 時間	6,085 時間	6,133 時間	6,183 時間
天白区	0 歳児	1,943 時間	1,926 時間	1,900 時間	1,883 時間	1,862 時間
	1 歳児	1,652 時間	1,785 時間	1,759 時間	1,755 時間	1,772 時間
	2 歳児	1,648 時間	1,529 時間	1,640 時間	1,661 時間	1,657 時間
	小計	5,243 時間	5,240 時間	5,299 時間	5,299 時間	5,291 時間

全市		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	0 歳児	28,627 時間	28,284 時間	28,012 時間	27,768 時間	27,418 時間
	1 歳児	27,245 時間	29,211 時間	28,760 時間	28,973 時間	29,298 時間
	2 歳児	27,183 時間	25,390 時間	27,019 時間	27,162 時間	27,353 時間
	計	83,055 時間	82,885 時間	83,791 時間	83,903 時間	84,069 時間
確保方策		令和 11 年度に向けて段階的に拡充				

(2)地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに対し、供給量が不足している事業については、その不足する量を示します。
遅くとも、目標年である令和 11 年度において、量の見込みに対応する供給量を確保します。

【3-1】	利用者支援事業 (基本型:エリア支援保育所事業、地域子育て支援拠点事業) 事業番号 158、150
-------	---

■事業概要

すべての妊産婦及び子育て家庭が、教育・保育施設、保健センター及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所において、情報の集約・提供、相談及び利用支援等を行い、必要に応じて、こども家庭センターと連携調整を行います。あわせて、地域子育て相談機関として位置づけます。

■量の見込みの考え方

<エリア支援保育所事業>

概ね1~2中学校区を1つのエリアとし、全市で 78 エリアを設定します。

<地域子育て支援拠点等>

子育て応援拠点、地域子育て支援拠点及び地域子育て支援センターは、中学校区に 1 か所程度、実施します。

<児童館等>

各区 1 か所の児童館及びとだがわこどもランドで実施します。

■確保方策の考え方

エリア支援保育所、地域子育て支援拠点、児童館等において事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	エリア支援 保育所事業	78 エリア	78 エリア	78 エリア	78 エリア	78 エリア
	地域子育て 支援拠点等	112 か所	112 か所	112 か所	112 か所	112 か所
	児童館等	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
確 保 方 策	エリア支援 保育所事業	66 エリア	72 エリア	78 エリア	78 エリア	78 エリア
	地域子育て 支援拠点等	112 か所	112 か所	112 か所	112 か所	112 か所
	児童館等	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所

【3-2】	利用者支援事業(特定型:保育案内人の配置) 事業番号 170
-------	-----------------------------------

■事業概要

保育所等の利用を希望する保護者等に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人」を配置することにより、待機児童ゼロを継続していくとともに、子育て支援の充実をはかります。

■量の見込みの考え方

市内全区・全支所に保育案内人を配置します。

■確保方策の考え方

市内全区・全支所に保育案内人を配置済みであり、対応件数の増加などの状況に応じて、配置人数の追加など体制を検討していきます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千種区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
東 区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
北 区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
西 区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
中村区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
中 区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
昭和区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
瑞穂区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
熱田区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
中川区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
港 区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
南 区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
守山区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
緑 区	量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	確 保 方 策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
名東区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
天白区	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確 保 方 策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
全 市	量の見込み	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
	確 保 方 策	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所

【3-3】	利用者支援事業(こども家庭センター型:区役所・支所における子どもや家庭への支援)	事業番号 221
-------	--	----------

■事業概要

市民に身近な区役所・支所をこども家庭センターとして位置づけ、福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施します。

■量の見込みの考え方

市内全域において支援事業を実施します。

■確保方策の考え方

順次設置を進め、市内全域において支援事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
確 保 方 策	段階的に設置				

【3-4】	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型：子育て総合相談窓口、 新生児乳児等訪問指導)	事業番号 125、014
-------	--	--------------

■事業概要

子育て総合相談窓口において、保健師等が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。

■量の見込みの考え方

0 歳児推計人口 × 1 人当たり面談回数(3 回)※

※①妊娠届出時の面接 ②妊娠 8 か月頃の面接等 ③新生児乳児訪問指導時の面接等

■確保方策の考え方

母子保健事業等においてすべての妊産婦へ本事業の周知をはかるとともに、関係機関との連携をはかり、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	49,956 回	50,472 回	51,012 回	51,573 回	52,041 回
確 保 方 策	実施体制 : 保健センター保健師、妊娠・出産期サポーター、新生児 産婦訪問指導員、子育て支援訪問員による面接等				
	実施機関 : 各区保健センター				

【4】	時間外保育事業(延長保育事業) 事業番号 172
-----	---------------------------------

■事業概要

保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11 時間)を延長して、保育を行います。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型割合(割合) × 利用意向率(割合) × 伸び率※

※随時利用分による人数の伸びを考慮

■確保方策の考え方

利用を希望される方が事業を利用できるよう調整につとめます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
千種区	量の見込み	575 人	572 人	572 人	577 人	584 人
	確 保 方 策	552 人	561 人	570 人	577 人	584 人
東 区	量の見込み	326 人	327 人	331 人	336 人	344 人
	確 保 方 策	313 人	321 人	330 人	336 人	344 人
北 区	量の見込み	499 人	497 人	497 人	503 人	512 人
	確 保 方 策	479 人	487 人	495 人	503 人	512 人
楠支所	量の見込み	179 人	178 人	178 人	180 人	183 人
	確 保 方 策	172 人	175 人	178 人	180 人	183 人
西 区	量の見込み	314 人	313 人	313 人	316 人	320 人
	確 保 方 策	302 人	307 人	312 人	316 人	320 人
山 田 支 所	量の見込み	272 人	269 人	269 人	271 人	274 人
	確 保 方 策	262 人	264 人	268 人	271 人	274 人
中村区	量の見込み	591 人	584 人	578 人	581 人	585 人
	確 保 方 策	567 人	572 人	576 人	581 人	585 人
中 区	量の見込み	295 人	291 人	289 人	290 人	292 人
	確 保 方 策	283 人	285 人	288 人	290 人	292 人
昭和区	量の見込み	475 人	473 人	473 人	477 人	483 人
	確 保 方 策	457 人	464 人	471 人	477 人	483 人

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
瑞穂区	量の見込み	471 人	466 人	461 人	464 人	470 人
	確 保 方 策	453 人	456 人	460 人	464 人	470 人
熱田区	量の見込み	314 人	310 人	308 人	309 人	311 人
	確 保 方 策	302 人	304 人	307 人	309 人	311 人
中川区	量の見込み	712 人	704 人	702 人	711 人	722 人
	確 保 方 策	684 人	690 人	699 人	711 人	723 人
富 田 支 所	量の見込み	312 人	310 人	311 人	314 人	317 人
	確 保 方 策	299 人	304 人	310 人	314 人	317 人
港 区	量の見込み	593 人	586 人	581 人	583 人	588 人
	確 保 方 策	570 人	574 人	579 人	583 人	588 人
南 陽 支 所	量の見込み	171 人	170 人	171 人	174 人	176 人
	確 保 方 策	164 人	167 人	170 人	174 人	177 人
南 区	量の見込み	727 人	719 人	712 人	715 人	721 人
	確 保 方 策	699 人	704 人	710 人	716 人	721 人
守山区	量の見込み	595 人	592 人	592 人	597 人	604 人
	確 保 方 策	572 人	581 人	590 人	597 人	604 人
志段味 支 所	量の見込み	299 人	297 人	297 人	300 人	303 人
	確 保 方 策	287 人	291 人	296 人	300 人	303 人
緑 区	量の見込み	749 人	740 人	738 人	743 人	752 人
	確 保 方 策	719 人	725 人	735 人	744 人	752 人
徳 重 支 所	量の見込み	556 人	553 人	554 人	558 人	565 人
	確 保 方 策	534 人	542 人	552 人	559 人	565 人
名東区	量の見込み	752 人	743 人	736 人	740 人	745 人
	確 保 方 策	722 人	728 人	734 人	740 人	746 人
天白区	量の見込み	695 人	692 人	692 人	698 人	706 人
	確 保 方 策	668 人	678 人	690 人	698 人	706 人
全 市	量の見込み	10,472 人	10,386 人	10,355 人	10,437 人	10,557 人
	確 保 方 策	10,060 人	10,180 人	10,320 人	10,440 人	10,560 人

【5】	実費徴収に係る補足給付事業	事業番号 141
-----	---------------	----------

■事業概要

生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び未移行幼稚園の副食費などについて、その一部を助成します。

■量の見込みの考え方

各年度の教育・保育給付認定見込み子ども数×生活保護世帯に属する子どもの割合(実績)
未移行幼稚園にかかる施設等利用給付認定見込み子ども数×補足給付受給者※の割合(実績)

※年収 360 万円未満相当の世帯のすべての子ども及び全所得階層の第 3 子以降

■確保方策の考え方

対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,606 人	1,486 人	1,370 人	1,261 人	1,157 人
確 保 方 策	助成を実施				

【6-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)	事業番号 184
-------	---------------------------------------	----------

■事業概要

家庭的保育事業等を実施する事業者に対し、巡回指導を実施します。

■量の見込みの考え方

教育・保育施設の供給量の確保方策における新規参入施設を含めた家庭的保育事業等の施設数を見込み量とします。

■確保方策の考え方

新規参入施設を含めた家庭的保育事業等に対し、巡回指導を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	204 か所	204 か所	204 か所	204 か所	204 か所
確 保 方 策	巡回指導を実施				

【6-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育事業)	事業番号 178
-------	---	----------

■事業概要

職員の加配により、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築します。

■量の見込みの考え方

実績 × 伸び率(実績)

■確保方策の考え方

必要とされる方に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	33 人	36 人	39 人	43 人	47 人
確 保 方 策	職員の加配に必要な費用の補助を実施				

【6-3】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援) 事業番号 142
-------	---

■事業概要

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料の一部を助成します。

■量の見込みの考え方

推計利用幼児数(人)

■確保方策の考え方

対象施設及び対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を行います。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	96 人	96 人	96 人	96 人	96 人
確 保 方 策	助成を実施				

【7】	放課後児童健全育成事業 （トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業） 事業番号 076、075
-----	---

■事業概要

国は、放課後児童対策においては、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題であり、継続的かつ計画的な取り組みを進めるとしています。

名古屋市では、国の方針を踏まえ、以下の事業を実施します。なお、放課後子供教室であるトワイライトスクールを含めた放課後事業の推進にあたっては、教育委員会と子ども青少年局とが連携をはかるとともに、外部有識者も含め両局で構成する運営会議を開催し、放課後事業において配慮を要する児童を含めたすべての児童が安全・安心に過ごせるよう、学校や保護者、関係機関と連携して事業を実施します。

【トワイライトルーム】

全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を実施します。

【留守家庭児童育成会(学童保育)への助成】

留守家庭児童の健全育成をはかるために、地域の留守家庭児童育成会(以下、「育成会」という。)に対し、運営費を助成します。

■量の見込みの考え方

小学1年生

推計児童数(人)×潜在家庭類型割合(割合)×利用意向率(割合)×利用児童数の伸び率
放課後児童健全育成事業の18時以降の利用希望について量を見込みます。

小学2年生～6年生

小学1年生の必要量に過去の実績割合を乗じて算出します。

■確保方策の考え方

地域によって利用ニーズが異なり、児童が通える範囲も限られることから、地域の実情に応じて受け入れ可能人数を確保し、すべての学区でトワイライトルームまたは育成会を利用できる環境を整えていきます。

【トワイライトルーム】

通所可能な範囲内に利用できる育成会がない学区においては、トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行につとめます。

育成会のある学区においても、待機児童が生じるなど利用ニーズの高い場合には、育成会とも調整をはかりながら、トワイライトルームへの移行などにつとめます。

【留守家庭児童育成会】

育成会が行う定員増加の取り組みの支援につとめます。

■量の見込みと確保方策

全市		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 年生	量の見込み	1,650 人	1,720 人	1,760 人	1,750 人	1,800 人
	確 保 方 策	1,650 人	1,720 人	1,760 人	1,750 人	1,800 人
2 年生	量の見込み	1,450 人	1,510 人	1,550 人	1,540 人	1,580 人
	確 保 方 策	1,450 人	1,510 人	1,550 人	1,540 人	1,580 人
3 年生	量の見込み	1,140 人	1,190 人	1,220 人	1,210 人	1,250 人
	確 保 方 策	1,140 人	1,190 人	1,220 人	1,210 人	1,250 人
4 年生	量の見込み	880 人	910 人	930 人	930 人	960 人
	確 保 方 策	880 人	910 人	930 人	930 人	960 人
5 年生	量の見込み	760 人	790 人	810 人	800 人	830 人
	確 保 方 策	760 人	790 人	810 人	800 人	830 人
6 年生	量の見込み	540 人	570 人	580 人	580 人	590 人
	確 保 方 策	540 人	570 人	580 人	580 人	590 人

全 市		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全学年	量の見込み	6,420 人	6,690 人	6,850 人	6,810 人	7,010 人
	確 保 方 策	6,420 人	6,690 人	6,850 人	6,810 人	7,010 人

【8】	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	事業番号 134
-----	----------------------	----------

■事業概要

保護者の疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を行います。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) × 利用意向

■確保方策の考え方

必要とされる方に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,124 人日	1,115 人日	1,111 人日	1,120 人日	1,133 人日
確 保 方 策	1,124 人日	1,115 人日	1,111 人日	1,120 人日	1,133 人日

【9】	乳児家庭全戸訪問事業(新生児乳児等訪問指導)	事業番号 014
-----	------------------------	----------

■事業概要

乳児がいるすべての家庭を対象に、保健センター保健師や訪問指導員による家庭訪問を行い、乳児の健全な育成環境の確保をはかります。

■量の見込みの考え方

0 歳児推計人口

■確保方策の考え方

母子保健事業等において、本事業の周知をはかり、理解を促すことにより、乳児のいるすべての家庭を対象に、保健センター保健師や訪問指導員による家庭訪問を行います。

未訪問者については、子育て支援訪問員等が訪問等を実施し、子どもの健康状態や養育環境の把握、早期支援につとめます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
千種区	量の見込み	1,039 人	1,057 人	1,076 人	1,090 人	1,106 人
東 区	量の見込み	691 人	706 人	715 人	726 人	739 人
北 区	量の見込み	1,082 人	1,093 人	1,101 人	1,113 人	1,120 人
西 区	量の見込み	1,117 人	1,132 人	1,147 人	1,164 人	1,177 人
中村区	量の見込み	1,099 人	1,124 人	1,151 人	1,167 人	1,181 人
中 区	量の見込み	716 人	747 人	777 人	806 人	824 人
昭和区	量の見込み	819 人	834 人	845 人	856 人	860 人
瑞穂区	量の見込み	778 人	785 人	790 人	796 人	805 人
熱田区	量の見込み	423 人	430 人	433 人	438 人	440 人
中川区	量の見込み	1,644 人	1,650 人	1,662 人	1,666 人	1,670 人
港 区	量の見込み	815 人	810 人	807 人	805 人	800 人
南 区	量の見込み	824 人	818 人	813 人	813 人	809 人
守山区	量の見込み	1,388 人	1,392 人	1,412 人	1,430 人	1,443 人
緑 区	量の見込み	1,972 人	1,974 人	1,981 人	1,998 人	2,020 人
名東区	量の見込み	1,114 人	1,128 人	1,142 人	1,158 人	1,175 人
天白区	量の見込み	1,131 人	1,144 人	1,152 人	1,165 人	1,178 人
全 市	量の見込み	16,652 人	16,824 人	17,004 人	17,191 人	17,347 人

全区域 共 通	確 保 方 策	実施体制	：保健センター保健師、訪問指導員、子育て支援訪問員による家庭訪問
		実施機関	：各区保健センター

【10-1】	養育支援訪問事業(特定妊婦訪問支援事業)	事業番号 213
--------	----------------------	----------

■事業概要

精神的不安定や養育環境上の問題など、複数の虐待ハイリスク要因を抱え、虐待につながるおそれが高く、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(特定妊婦)に対して、助産師の継続的な家庭訪問による支援を行い、児童虐待の発生を未然に防止します。

■量の見込みの考え方

0 歳児推計人口 × 実施率(実績)

■確保方策の考え方

関係機関・団体の協力を得て、訪問支援者の養成研修を行い、支援が必要な対象者への家庭訪問の実施につとめます。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	97 世帯	98 世帯	99 世帯	100 世帯	101 世帯
確 保 方 策	実施体制 : 助産師(事業受託者)による家庭訪問				
	実施機関 : 各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				

【10-2】	養育支援訪問事業(新生児乳児等訪問指導)	事業番号 014
--------	----------------------	----------

■事業概要

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業や、関係機関との連携等により、継続支援が必要な新生児・乳児及び妊産婦を把握し、訪問を実施します。疾病予防及び疾病の早期発見、療育指導等を行うとともに、家庭環境に応じた適切な保健指導を行います。

■量の見込みの考え方

0歳児推計人口 × 実施率(実績) × 伸び率(実績)

■確保方策の考え方

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健活動や、関係機関との連携等により、対象者を把握し、家庭訪問の実施につとめます。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,387人	2,412人	2,438人	2,464人	2,487人
確 保 方 策	実施体制 : 保健センター保健師、訪問指導員、子育て支援訪問員による家庭訪問				
	実施機関 : 各区保健センター				

【10-3】	子育て世帯訪問支援事業(養育支援ヘルパー事業)	事業番号 214
--------	-------------------------	----------

■事業概要

本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象に、当該家庭に過重な負担がかかる前の段階において家事や育児を行うヘルパーの継続的な訪問による支援を実施することにより、当該家庭における児童の安定した養育をはかります。

■量の見込みの考え方

実績 × 伸び率(実績) × 平均利用日数

※既存の類似事業の実績をもとに量を見込みます。

■確保方策の考え方

他の支援サービスの提供も含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の実務者会議で総合的に判断し、必要とされる方に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,762 人日	4,066 人日	4,400 人日	4,766 人日	5,169 人日
確 保 方 策	実施体制 : 養育支援ヘルパー(事業受託者)による家庭訪問				
	実施機関 : 各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				

【10-4】	親子関係形成支援事業 (児童虐待発生予防等のための保護者支援事業)	事業番号 215
--------	--------------------------------------	----------

■事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施することにより、健全な親子関係の形成をはかります。

■量の見込みの考え方

実績 × 伸び率(実績)

※既存の類似事業の実績をもとに量を見込みます。

■確保方策の考え方

対象となる家庭の保護者からの申請に基づき、社会福祉事務所等において本事業を利用することが望ましいかどうかを判断し、必要とされる方に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

全 市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	176 人	176 人	176 人	176 人	176 人
確 保 方 策	実施体制 : トレーナー(事業受託者)によるペアレントトレーニング				
	実施機関 : 各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				

【11】	地域子育て支援拠点事業 （子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等） 事業番号 149、150
------	---

■事業概要

家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援拠点を各中学校区に設置することにより、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上をはかります。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型割合(割合) × 月当たりの利用意向(割合・日)

■確保方策の考え方

各拠点において、提供する支援の質の向上に取り組みつつ、ニーズに対応します。

■量の見込みと確保方策

(量の見込みは月当たり)

区 域	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千種区	量の見込み	2,481 人日	2,513 人日	2,577 人日	2,616 人日	2,655 人日
	確保方策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
東 区	量の見込み	1,608 人日	1,645 人日	1,691 人日	1,719 人日	1,745 人日
	確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
北 区	量の見込み	2,499 人日	2,529 人日	2,575 人日	2,598 人日	2,619 人日
	確保方策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
西 区	量の見込み	2,555 人日	2,595 人日	2,655 人日	2,688 人日	2,722 人日
	確保方策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
中村区	量の見込み	2,408 人日	2,474 人日	2,558 人日	2,607 人日	2,647 人日
	確保方策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
中 区	量の見込み	1,492 人日	1,558 人日	1,637 人日	1,700 人日	1,755 人日
	確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
昭和区	量の見込み	1,955 人日	1,986 人日	2,036 人日	2,064 人日	2,085 人日
	確保方策	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
瑞穂区	量の見込み	1,851 人日	1,877 人日	1,911 人日	1,924 人日	1,940 人日
	確保方策	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
熱田区	量の見込み	982 人日	996 人日	1,017 人日	1,028 人日	1,035 人日
	確 保 方 策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
中川区	量の見込み	3,756 人日	3,783 人日	3,836 人日	3,851 人日	3,865 人日
	確 保 方 策	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
港 区	量の見込み	1,965 人日	1,952 人日	1,956 人日	1,946 人日	1,937 人日
	確 保 方 策	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
南 区	量の見込み	1,937 人日	1,934 人日	1,941 人日	1,931 人日	1,923 人日
	確 保 方 策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
守山区	量の見込み	3,370 人日	3,389 人日	3,447 人日	3,478 人日	3,519 人日
	確 保 方 策	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
緑 区	量の見込み	4,801 人日	4,815 人日	4,866 人日	4,883 人日	4,918 人日
	確 保 方 策	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
名東区	量の見込み	2,722 人日	2,752 人日	2,806 人日	2,840 人日	2,878 人日
	確 保 方 策	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
天白区	量の見込み	2,660 人日	2,694 人日	2,746 人日	2,772 人日	2,797 人日
	確 保 方 策	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
全 市	量の見込み	39,042 人日	39,492 人日	40,255 人日	40,645 人日	41,040 人日
	確 保 方 策	127 か所	127 か所	127 か所	127 か所	127 か所

【12-1】	幼稚園における預かり保育事業 (幼稚園における預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における預かり保育拡充事業)、私立幼稚園での子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン) 事業番号 177、160、161
--------	--

■事業概要

少子化や都市化による遊び仲間や遊び場の減少、地域の人々との交流の機会の減少等、家庭教育環境の変化に対応するとともに、家庭での子育ての不安を解消するため、幼稚園で預かり保育を実施します。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) × 利用意向(割合・日)

■確保方策の考え方

利用を希望される方が事業を利用できるよう調整につとめます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千種区	量の見込み	30,597 人日	29,412 人日	28,668 人日	28,337 人日	28,760 人日
	確保方策	30,597 人日	29,412 人日	28,668 人日	28,337 人日	28,760 人日
東 区	量の見込み	18,671 人日	18,211 人日	18,138 人日	18,147 人日	18,588 人日
	確保方策	18,671 人日	18,211 人日	18,138 人日	18,147 人日	18,588 人日
北 区	量の見込み	27,731 人日	26,830 人日	26,141 人日	26,260 人日	26,619 人日
	確保方策	27,731 人日	26,830 人日	26,141 人日	26,260 人日	26,619 人日
西 区	量の見込み	26,802 人日	26,417 人日	26,325 人日	26,977 人日	27,436 人日
	確保方策	26,802 人日	26,417 人日	26,325 人日	26,977 人日	27,436 人日
中村区	量の見込み	22,787 人日	22,750 人日	22,750 人日	23,770 人日	24,478 人日
	確保方策	22,787 人日	22,750 人日	22,750 人日	23,770 人日	24,478 人日
中 区	量の見込み	11,109 人日	11,688 人日	11,927 人日	12,505 人日	13,103 人日
	確保方策	11,109 人日	11,688 人日	11,927 人日	12,505 人日	13,103 人日
昭和区	量の見込み	23,853 人日	23,136 人日	22,668 人日	23,054 人日	23,458 人日
	確保方策	23,853 人日	23,136 人日	22,668 人日	23,054 人日	23,458 人日
瑞穂区	量の見込み	23,155 人日	22,052 人日	21,427 人日	21,519 人日	21,850 人日
	確保方策	23,155 人日	22,052 人日	21,427 人日	21,519 人日	21,850 人日

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
熱田区	量の見込み	11,485 人日	10,879 人日	10,521 人日	10,521 人日	10,695 人日
	確 保 方 策	11,485 人日	10,879 人日	10,521 人日	10,521 人日	10,695 人日
中川区	量の見込み	38,922 人日	38,306 人日	37,268 人日	38,077 人日	38,407 人日
	確 保 方 策	38,922 人日	38,306 人日	37,268 人日	38,077 人日	38,407 人日
港 区	量の見込み	24,018 人日	23,054 人日	21,878 人日	21,593 人日	21,482 人日
	確 保 方 策	24,018 人日	23,054 人日	21,878 人日	21,593 人日	21,482 人日
南 区	量の見込み	22,548 人日	21,436 人日	20,885 人日	20,812 人日	20,821 人日
	確 保 方 策	22,548 人日	21,436 人日	20,885 人日	20,812 人日	20,821 人日
守山区	量の見込み	41,293 人日	40,199 人日	39,179 人日	38,729 人日	39,014 人日
	確 保 方 策	41,293 人日	40,199 人日	39,179 人日	38,729 人日	39,014 人日
緑 区	量の見込み	59,936 人日	58,080 人日	55,645 人日	55,617 人日	55,902 人日
	確 保 方 策	59,936 人日	58,080 人日	55,645 人日	55,617 人日	55,902 人日
名東区	量の見込み	35,283 人日	34,126 人日	32,683 人日	32,490 人日	32,894 人日
	確 保 方 策	35,283 人日	34,126 人日	32,683 人日	32,490 人日	32,894 人日
天白区	量の見込み	32,196 人日	30,781 人日	29,375 人日	29,090 人日	29,531 人日
	確 保 方 策	32,196 人日	30,781 人日	29,375 人日	29,090 人日	29,531 人日
全 市	量の見込み	450,386 人日	437,357 人日	425,478 人日	427,498 人日	433,038 人日
	確 保 方 策	450,386 人日	437,357 人日	425,478 人日	427,498 人日	433,038 人日

【12-2】	一時預かり事業 (一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業)	事業番号 156、153、149
--------	--	------------------

■事業概要

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所その他の場所において児童を一時的に預かる事業を実施します。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型割合(割合) × 利用意向(割合・日) × 利用率※

※やむを得ないキャンセル等を考慮

■確保方策の考え方

子育て応援拠点で実施している「一時預かり」及び保育所で実施している「一時保育事業」の地域バランスを考慮した推進や、「のびのび子育てサポート事業」の提供会員が活動できる機会を増やすなど、預かり活動件数の維持・拡充につとめます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千種区	量の見込み	6,953 人日	7,054 人日	7,241 人日	7,358 人日	7,471 人日
	確保方策	計画期間内に 7,471 人日を確保				
東 区	量の見込み	4,506 人日	4,618 人日	4,754 人日	4,836 人日	4,912 人日
	確保方策	計画期間内に 4,912 人日を確保				
北 区	量の見込み	7,005 人日	7,097 人日	7,237 人日	7,308 人日	7,371 人日
	確保方策	計画期間内に 7,371 人日を確保				
西 区	量の見込み	7,162 人日	7,284 人日	7,460 人日	7,561 人日	7,661 人日
	確保方策	計画期間内に 7,661 人日を確保				
中村区	量の見込み	6,748 人日	6,945 人日	7,189 人日	7,333 人日	7,451 人日
	確保方策	計画期間内に 7,451 人日を確保				
中 区	量の見込み	4,181 人日	4,374 人日	4,601 人日	4,784 人日	4,939 人日
	確保方策	計画期間内に 4,939 人日を確保				
昭和区	量の見込み	5,480 人日	5,575 人日	5,721 人日	5,807 人日	5,869 人日
	確保方策	計画期間内に 5,869 人日を確保				
瑞穂区	量の見込み	5,189 人日	5,267 人日	5,370 人日	5,412 人日	5,460 人日
	確保方策	計画期間内に 5,460 人日を確保				
熱田区	量の見込み	2,752 人日	2,794 人日	2,857 人日	2,892 人日	2,914 人日
	確保方策	計画期間内に 2,914 人日を確保				

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
中川区	量の見込み	10,528 人日	10,619 人日	10,781 人日	10,833 人日	10,879 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 10,879 人日を確保				
港 区	量の見込み	5,508 人日	5,479 人日	5,498 人日	5,476 人日	5,453 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 5,453 人日を確保				
南 区	量の見込み	5,428 人日	5,429 人日	5,454 人日	5,432 人日	5,412 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 5,412 人日を確保				
守山区	量の見込み	9,445 人日	9,511 人日	9,688 人日	9,784 人日	9,903 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 9,903 人日を確保				
緑 区	量の見込み	13,455 人日	13,516 人日	13,677 人日	13,736 人日	13,841 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 13,841 人日を確保				
名東区	量の見込み	7,629 人日	7,724 人日	7,887 人日	7,991 人日	8,100 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 8,100 人日を確保				
天白区	量の見込み	7,456 人日	7,562 人日	7,718 人日	7,799 人日	7,874 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 7,874 人日を確保				
全 市	量の見込み	109,425 人日	110,848 人日	113,133 人日	114,342 人日	115,510 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 115,510 人日を確保				

【13】	病児保育事業(病児・病後児デイケア事業)	事業番号 174
------	----------------------	----------

■事業概要

病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども(生後6か月から小学生まで)を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かります。

■量の見込みの考え方

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) × 利用意向(割合・日) × 1.1※

※就学後児童のいる家庭の利用意向を把握していないため、就学前児童の量の見込みに、10%(小学生の利用実績割合)を上乗せ

■確保方策の考え方

利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、開設等の調整につとめます。

■量の見込みと確保方策

区 域	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
千種区	量の見込み	6,101人日	6,067人日	6,086人日	6,056人日	6,081人日
	確保方策	計画期間内に6,081人日を確保				
東 区	量の見込み	3,834人日	3,862人日	3,924人日	3,931人日	3,965人日
	確保方策	計画期間内に3,965人日を確保				
北 区	量の見込み	5,825人日	5,815人日	5,818人日	5,818人日	5,818人日
	確保方策	計画期間内に5,818人日を確保				
西 区	量の見込み	5,794人日	5,850人日	5,933人日	5,999人日	6,024人日
	確保方策	計画期間内に6,024人日を確保				
中村区	量の見込み	5,203人日	5,323人日	5,442人日	5,569人日	5,631人日
	確保方策	計画期間内に5,631人日を確保				
中 区	量の見込み	2,910人日	3,075人日	3,205人日	3,320人日	3,411人日
	確保方策	計画期間内に3,411人日を確保				
昭和区	量の見込み	4,782人日	4,784人日	4,810人日	4,851人日	4,867人日
	確保方策	計画期間内に4,867人日を確保				
瑞穂区	量の見込み	4,587人日	4,540人日	4,531人日	4,524人日	4,530人日
	確保方策	計画期間内に4,530人日を確保				
熱田区	量の見込み	2,349人日	2,323人日	2,318人日	2,316人日	2,318人日
	確保方策	計画期間内に2,318人日を確保				

区 域	区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
中川区	量の見込み	8,468 人日	8,507 人日	8,491 人日	8,536 人日	8,497 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 8,497 人日を確保				
港 区	量の見込み	4,810 人日	4,735 人日	4,632 人日	4,559 人日	4,489 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 4,489 人日を確保				
南 区	量の見込み	4,624 人日	4,544 人日	4,509 人日	4,459 人日	4,403 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 4,403 人日を確保				
守山区	量の見込み	8,259 人日	8,237 人日	8,229 人日	8,161 人日	8,153 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 8,153 人日を確保				
緑 区	量の見込み	11,882 人日	11,806 人日	11,652 人日	11,588 人日	11,536 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 11,536 人日を確保				
名東区	量の見込み	6,872 人日	6,845 人日	6,782 人日	6,755 人日	6,770 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 6,770 人日を確保				
天白区	量の見込み	6,479 人日	6,426 人日	6,363 人日	6,320 人日	6,328 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 6,328 人日を確保				
全 市	量の見込み	92,779 人日	92,739 人日	92,725 人日	92,762 人日	92,821 人日
	確 保 方 策	計画期間内に 92,821 人日を確保				

【14】	妊婦健康診査	事業番号 121
------	--------	----------

■事業概要

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、妊婦健康診査を本市が委託した医療機関等で受ける場合に、その費用を公費負担します。

■量の見込みの考え方

0 歳児推計人口 × 1 人当たり健診実施回数の平均(12.9 回)

■確保方策の考え方

市内に住所を有する全妊婦について、医療機関等で健康診査を受診できるよう周知・広報につとめます。産婦人科など関係機関とのネットワークをいかし、制度の周知をはかるとともに、母子健康手帳の交付時などに、妊婦健康診査の必要性について啓発を行います。

■量の見込みと確保方策

全市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	214,810 回	217,030 回	219,350 回	221,760 回	223,780 回
確 保 方 策	実施体制 ：①妊娠初期～妊娠 23 週 4 週間に 1 回 ②妊娠 24 週～35 週 2 週間に 1 回 ③妊娠 36 週～分娩 1 週間に 1 回 ④多胎妊婦のみ、14 回受診後に 5 回分追加				
	実施機関 ：本市が指定する医療機関等				

【15】	産後ケア事業	事業番号 129
------	--------	----------

■事業概要

退院直後の母子に対して、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるように支援します。

■量の見込みの考え方

0 歳児推計人口 × 利用意向割合 × 平均利用日数

■確保方策の考え方

産後ケア事業の利用を希望する方が利用できるよう、母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて周知・広報につとめます。

■量の見込みと確保方策

全市	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4,263 人日	4,307 人日	4,354 人日	4,401 人日	4,441 人日
確 保 方 策	実施体制 : 医療機関等への宿泊・通所または助産師による家庭訪問				
	実施機関 : 本市が指定する医療機関等				

(3) 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所が判断することになりますが、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要になることから、本市では、移行を行うかどうかの判断ができるよう、地域の実情や基準等の情報提供を行い、移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう個別に支援します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。

あわせて、保育交流や合同研修等の継続的な実施を通じて、幼稚園教諭と保育士が互いの知識や技術を深め、一人ひとりの専門性を発揮することにより、質の高い幼児教育や保育の提供につとめます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月より開始された幼児教育・保育の無償化では、市町村は、3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもが、市町村の確認を受けた未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する際に要した費用について、保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を支給することとされています。

本市では、未移行幼稚園の利用料については、保護者の利便性及び未移行幼稚園の運営面に配慮しつつ、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき、未移行幼稚園に対して施設等利用費を支給します。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、償還払いとして、四半期ごとに保護者に対して施設等利用費を支給します。

なお、幼稚園や認定こども園の利用者については、保護者の利便性を考慮し、利用施設において、給付申請をとりまとめることとします。

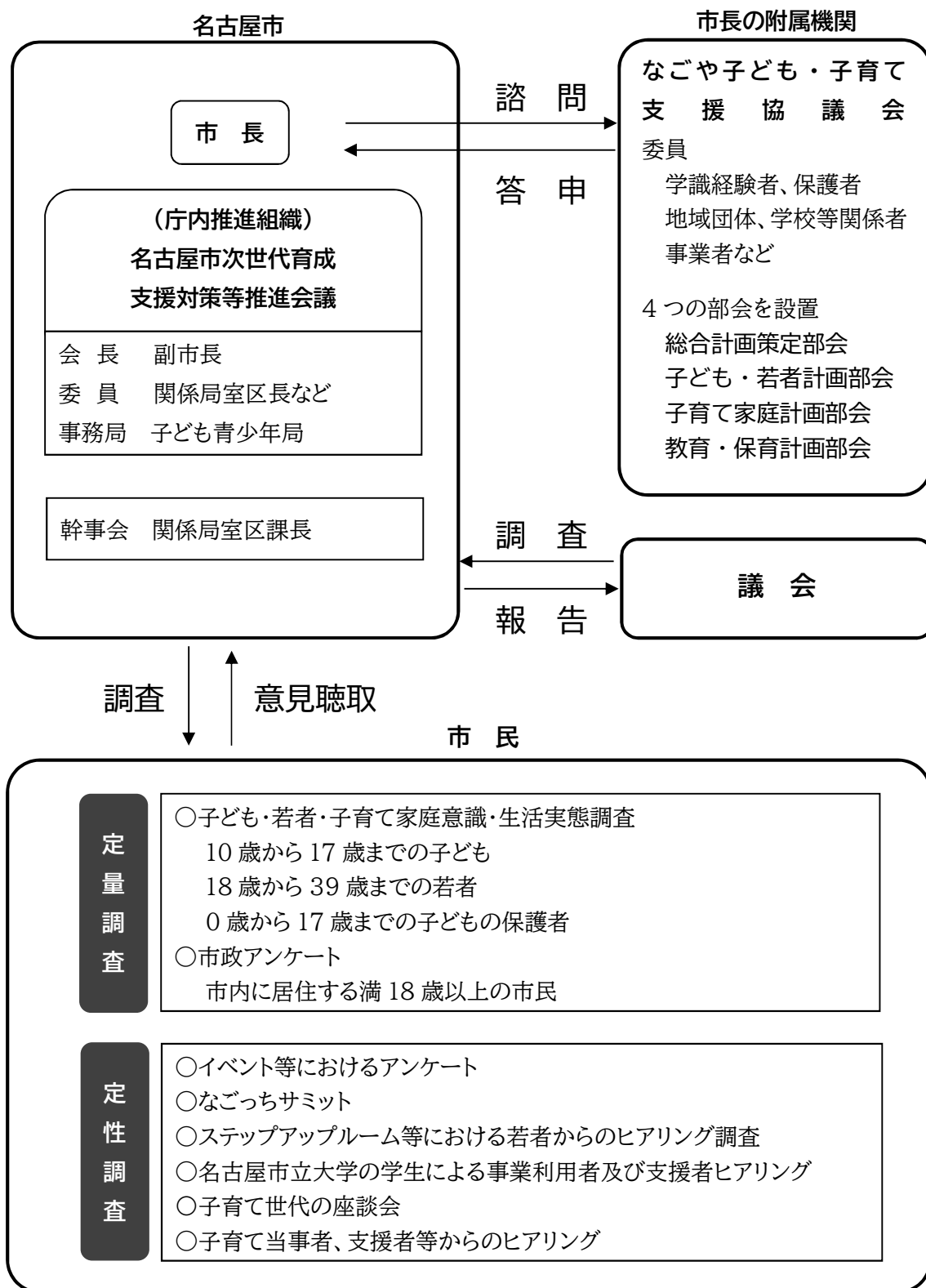
VI 資料編

1 策定経過

年度	年月日	事 項
令和 4 年度	令和 4 年 6 月 13 日	令和 4 年度第 1 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 4 年 10 月 31 日	令和 4 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 5 年 2 月 3 日	令和 4 年度第 3 回なごや子ども・子育て支援協議会
令和 5 年度	令和 5 年 5 月 12 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 5 年 6 月 7 日	令和 5 年度第 1 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 5 年 7 月 3 日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査開始 (～7 月 24 日まで)
	令和 5 年 8 月 16 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 5 年 10 月 31 日	令和 5 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 6 年 2 月 13 日	令和 6 年度第 3 回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会へ諮問
	令和 6 年 3 月 26 日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査結果公表
令和 6 年度	令和 6 年 5 月 9 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 6 年 6 月 10 日	令和 6 年度第 1 回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会から答申
	令和 6 年 8 月 30 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 6 年 9 月 9 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	令和 6 年 10 月 23 日	令和 6 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 6 年 11 月 1 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 6 年 12 月 16 日	教育子ども委員会所管事務調査
	令和 6 年 12 月 18 日	次期子どもに関する総合計画案パブリックコメント開始 (～1 月 17 日まで)
	令和 7 年 2 月 3 日	令和 6 年度第 3 回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和 7 年 2 月 4 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和 7 年 2 月 10 日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

2 策定体制

(1) 全体像



(2)なごや子ども・子育て支援協議会

なごや子ども・子育て支援協議会 委員（令和４年６月１３日～）

会 長 平石 賢二 副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会 (浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
浅野 香代子					
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ～令和4年8月31日) (木下委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (岩城委員 令和6年9月1日～ 委員交代)			○	
小久保 裕美					
岩城 正光					
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 (令和6年9月1日～)				
蛭沢 光	公募委員 (令和4年9月1日～令和6年8月31日)		○		
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (内山委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				
内山 和美					
大澤 祐斗	一般社団法人愛知PFS協会 (令和6年9月1日～)				
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会 (小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
小笠原 孝三					
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会 (渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (甲斐田委員 令和6年6月1日～ 委員交代)		○		
渡辺 優子					
甲斐田 奈津					
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会 (加藤和政委員 令和6年5月24日～ 委員交代)				
加藤 和政					
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授 (～令和6年8月31日)	○			◎

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
杉江 不二子	公募委員 (～令和4年8月31日)				
杉山 萌依	青少年交流プラザ企画委員会 (令和6年9月1日～)				
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会 (瀧川委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
瀧川 紀子					
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会 (立松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
立松 康					
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
竹内 秀明	名古屋商工会議所 (加藤委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (田中委員 令和5年5月22日～ 委員交代) (名畑委員 令和6年4月12日～ 委員交代 ～令和6年8月31日)		○		
加藤 学					
田中 利直					
名畑 里奈					
橋口 愛	公募委員 (令和6年9月1日～)				
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (谷口委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (広瀬委員 令和6年9月1日～ 委員交代)				
谷口 ますみ					
広瀬 多恵子					
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 (水越委員 令和6年5月27日～ 委員交代)			○	
水越 昭雄					
西淵 茂男	名古屋市教育委員会 (中谷委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (水野委員 令和6年9月1日～ 委員交代)				○
中谷 素之					
水野 孝一					

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
水野 真理子	公募委員 (～令和6年8月31日)			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟 (村松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
村松 千里					
森野 道富	公募委員 (令和6年9月1日～)				
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課 (弓場委員 令和6年 5 月 27 日～ 委員交代)				
弓場 光寿					

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員（令和 4 年 6 月 13 日～）

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 (～令和6年8月31日)				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会 (笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
笹口 真					
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会 (白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
白井 元規					
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会 (水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代) (内木委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
水野 基行					
内木 泰志					
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課 (澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代) (中島委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
澤田 圭紀					
中島 正尊					
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課 (古江委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
古江 俊博					

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官 (橋本委員 令和5年5月15日～) (堀端委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
堀端 静夫					
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

※部会略号(所属する委員のみ)

「総」総合計画策定部会及び次期計画準備・調査部会

「子」子ども・若者計画部会

「家」子育て家庭計画部会

「教」教育・保育計画部会

◎:部会長 ○:部会員

協議会開催状況

年度	回	年月日	内容(関係分)
令和 4 年度	第 1 回	令和 4 年 6 月 13 日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
	第 2 回	令和 4 年 10 月 31 日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
	第 3 回	令和 5 年 2 月 3 日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
令和 5 年度	第 1 回	令和 5 年 6 月 7 日	・計画部会の検討状況について
	第 2 回	令和 5 年 10 月 31 日	・計画部会の開催状況について
	第 3 回	令和 6 年 2 月 13 日	・諮問 ・計画部会の開催状況について
令和 6 年度	第 1 回	令和 6 年 6 月 10 日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について
	第 2 回	令和 6 年 10 月 23 日	・次期「子どもに関する総合計画」(案)について
	第 3 回	令和 7 年 2 月 3 日	・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋子どもに関する総合計画」の策定について

部会開催状況

①次期計画準備・調査部会

- 主な検討事項
- ▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた基本的な事項の確認
 - ▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた各種調査に係る検討

回	年月日	内 容
第 1 回	令和 4 年 8 月 30 日	・部会について ・わくわくプラン 2024 策定時からの新たな課題について
第 2 回	令和 4 年 10 月 19 日	・次期計画における基本的な考え方について ・実態調査の手法や調査項目について ・次期計画に係る部会構成について
第 3 回	令和 5 年 1 月 20 日	・次期計画策定に係る調査について ・次期計画に係る部会構成について

②総合計画策定部会

主な検討事項 ▶各部会において検討された事項の取りまとめ

▶「めざす姿」、「基本的な視点」等、計画の全体にかかる事柄

回	年月日	内 容
第 1 回	令和 5 年 4 月 28 日	・総合計画策定部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第 2 回	令和 5 年 10 月 24 日	・計画 3 部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第 3 回	令和 5 年 12 月 26 日	・計画 3 部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第 4 回	令和 6 年 5 月 14 日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について

③子ども・若者計画部会

主な検討事項 ▶子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第 1 回	令和 5 年 5 月 22 日	・子ども・若者計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第 2 回	令和 5 年 10 月 20 日	・子ども・若者支援団体からのヒアリング ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第 3 回	令和 5 年 12 月 15 日	・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第 4 回	令和 6 年 4 月 22 日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

④子育て家庭計画部会

主な検討事項 ▶子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第1回	令和5年5月25日	・子育て家庭計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年10月13日	・子育て支援団体からのヒアリング ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第3回	令和5年12月19日	・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	令和6年4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について

⑤教育・保育計画部会

主な検討事項 ▶教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第1回	令和5年5月22日	・教育・保育計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回	令和5年9月7日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第4回	令和5年12月11日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第5回	令和6年1月29日	・子育て世帯からのヒアリング ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第6回	令和6年4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について

(3)名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を総合的に推進するとともに、子どもの権利を保障することを目的として設置。

①推進会議構成員

(令和6年5月10日現在)

会 長	副市長	委 員	住宅都市局長
副会長	子ども青少年局長	委 員	緑政土木局長
委 員	会計室長	委 員	上下水道局長
委 員	防災危機管理局长	委 員	交通局長
委 員	市長室長	委 員	消防長
委 員	総務局長	委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	財政局長	委 員	監査事務局長
委 員	スポーツ市民局長	委 員	人事委員会事務局長
委 員	経済局長	委 員	教育長
委 員	観光文化交流局長	委 員	市会事務局長
委 員	環境局長	委 員	中村区長
委 員	健康福祉局長	委 員	中区長

②幹事会構成員

(令和6年5月10日現在)

幹事長	子ども青少年局企画経理課長	幹 事	子ども青少年局総務課長
幹 事	会計室会計課長	幹 事	住宅都市局担当課長(企画調整)
幹 事	防災危機管理局総務課長	幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	市長室秘書課長	幹 事	上下水道局経営企画課長
幹 事	総務局総務課長	幹 事	交通局営業本部企画財務部担当課長(企画調整・外郭団体)
幹 事	総務局企画課長		
幹 事	総務局職員部担当課長(人材確保・育成)	幹 事	消防局総務課長
		幹 事	選挙管理委員会事務局選挙課長
幹 事	財政局総務課長	幹 事	監査事務局監査管理課長
幹 事	スポーツ市民局総務課長	幹 事	人事委員会事務局審査課長
幹 事	スポーツ市民局男女平等参画推進課長	幹 事	教育委員会事務局企画経理課長
		幹 事	教育委員会事務局義務教育課長
幹 事	経済局産業企画課長	幹 事	市会事務局総務課長
幹 事	観光文化交流局総務課長	幹 事	中村区企画経理課長
幹 事	環境局総務課長	幹 事	中区企画経理課長
幹 事	健康福祉局総務課長		

3 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申概要)

市は、「なごや子どもの権利条例」に基づき「子どもに関する総合計画」に従い、子ども・若者・子育て支援施策を推進してきた。個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

1 計画策定の考え方

(1)策定の趣旨、計画の位置づけ

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する
- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討されたい

(2)計画の期間

計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とすることは適当と考える。

(3)計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

(4)計画の基本的な視点

- ア 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- イ 当事者参画の視点
- ウ 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点
- エ 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点
- オ 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

2 めざす姿

(1)めざすまちの姿
なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。
(2)めざす姿
現行計画において、計画の対象それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。
(3)成果指標
めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、対象それぞれの指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

3 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

4 施策・事業

施策一覧

(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)	子どもの健康・いのちの支援	(12)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(3)	安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	(13)	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
(4)	多様な居場所と交流・体験の支援	(14)	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
(5)	子ども中心の学びの支援	(15)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(6)	子ども・若者の未来の応援	(16)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(8)	経済的負担の軽減	(18)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
(10)	ワーク・ライフ・バランスの推進	(20)	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

5 子ども・子育て支援事業計画

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

4 なごや子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条―第7条)

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務(第8条―第13条)

第4章 子どもに関する基本的な施策等(第14条―第19条の2)

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進(第20条―第28条)

第6章 雑則(第29条)

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことのできるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。

(3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。

(4) プライバシー及び名誉が守られること。

(5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 休息すること。

(4) 様々な人とふれあうこと。

(5) 自然とふれあうこと。

(6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第 11 条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第 12 条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

- 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第 14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
(子育て家庭の支援)

第 16 条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第 17 条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策(以下「基本的施策」という。)を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第 18 条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第 19 条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第 19 条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第 20 条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第 21 条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第 22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第 23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第 26 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員(その調査審議事項に係る臨時委員を含む。)の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。ただし、第 23 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、第 20 条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和 33 年名古屋市条例第 20 号)は、廃止する。
(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第 25 条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第1項の規定にかかわらず、平成 24 年8月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
 - (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 60 号)第2条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号)第2条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年名古屋市条例第 100 号)第 2条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 30 年名古屋市条例第8号)第3条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号)第2条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 59 号)第2条

5 名古屋市子どもの権利擁護委員条例

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。
- 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

- 2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

- 2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。
- 5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

- 2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

- 2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。
- 3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

- (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。
- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するものを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

6 名古屋市児童を虐待から守る条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第 6 条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第 7 条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

（虐待の予防）

第 8 条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第 9 条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（地域の相談支援拠点）

第 10 条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

（情報の共有）

第 11 条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第 13 条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。

3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報の提供)

第 12 条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第 13 条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条第 1 項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)の必要性を最大限考慮しなければならない。

3 第 1 項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。

6 前 2 項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、搜索等の必要性の判断)

第 14 条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第 8 条の 2 の規定による出頭要求等、法第 9 条の規定による立入調査等及び法第 9 条の 3 の規定による臨検、搜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第 15 条 福祉事務所が法第 6 条第 1 項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法第 8 条第 1 項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（虐待を受けた児童への教育支援）

第 17 条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

（里親等への援助）

第 18 条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）

第 19 条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第 16 条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

（児童虐待防止推進月間）

第 20 条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年 5 月及び 11 月を児童虐待防止推進月間とする。

（財政上の措置）

第 21 条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市会への報告及び公表）

第 22 条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

7 市民意見聴取の結果

(1) 定量調査

■ 定量調査一覧

区 分	対 象	内 容
①子ども・若者・子育て 家庭意識・生活実態 調査	子ども 8,000 人 若者 10,000 人 保護者 24,000 世帯	生活状況、普段感じていること、本市事業の認知度や利用状況、利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000 人	子どもと子育てについて

■ 定量調査の概要

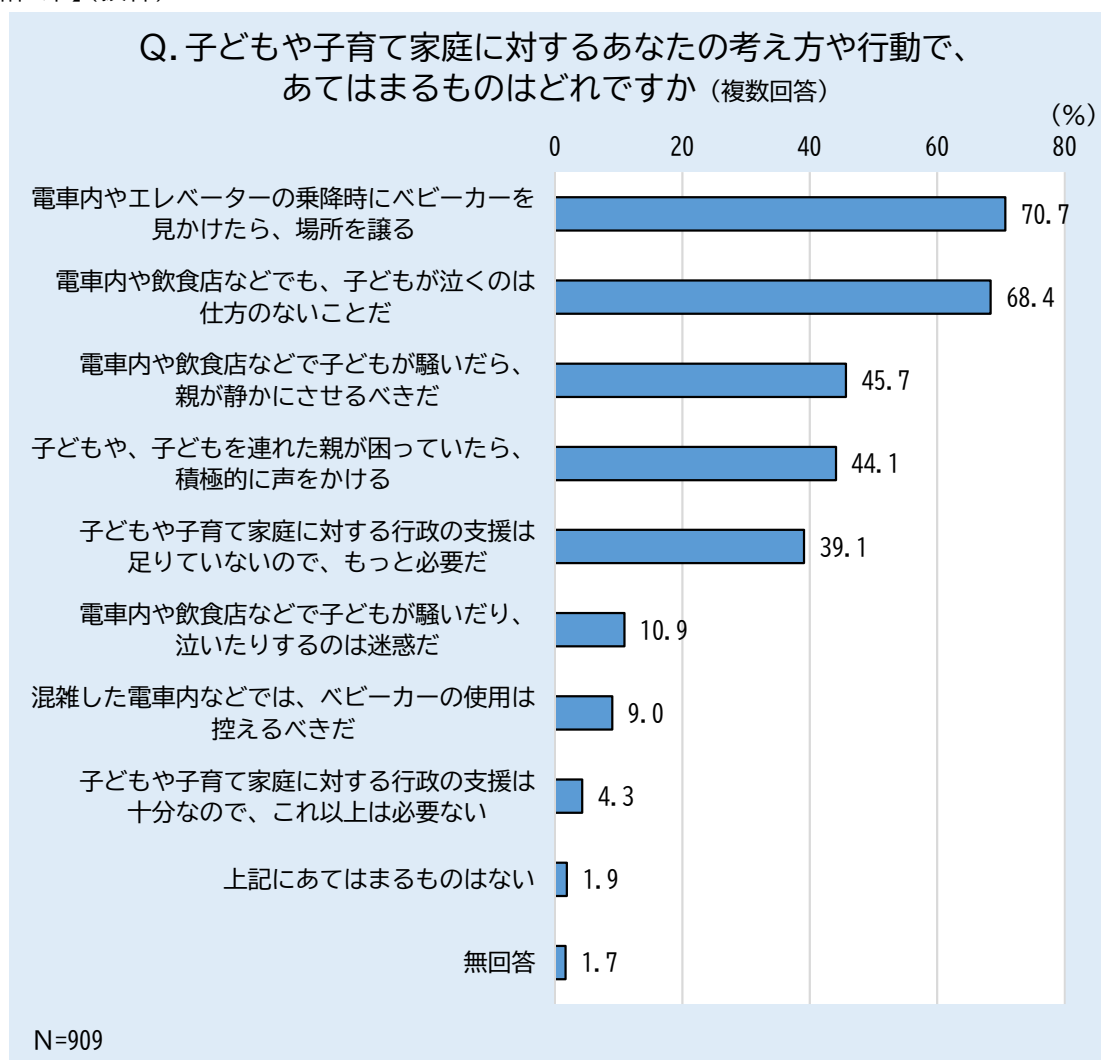
① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	令和 5 年 7 月 3 日～7 月 24 日		
調査方法	調査票を郵送で配布し、郵送またはオンラインによる回答を対象者が選択		
調査対象 及び標本 数	10 歳から 17 歳まで の子ども 8,000 人	就学前の子どもの保護者 12,000 人 就学後の子どもの保護者 12,000 人	18 歳から 39 歳まで の方 10,000 人
抽 出 法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回 収 数 (回収率)	1,516(19.0%)	就学前の子どもの保護者 3,596(30.0%) 就学後の子どもの保護者 3,017(25.1%)	1,951(19.5%)
質 問 数	・設問 46 問 ・フェイス項目 5 問 ・自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・設問 87 問 ・フェイス項目 11 問 ・自由記述1問 就学後の子どもの保護者 ・設問 60 問 ・フェイス項目 11 問 ・自由記述1問	・設問 54 問 ・フェイス項目 11 問 ・自由記述1問

【結 果】

「Ⅲ 現状と課題」に主なデータを記載。

② 市政アンケート	
項 目	内 容
実 施 時 期	令和 5 年 10 月 3 日～10 月 17 日
調 査 方 法	調査票を郵送、回答は郵送またはインターネットを通じて回収
調 査 対 象	市内に居住する満 18 歳以上の市民(外国人を含む)
標 本 数	2,000 人
抽 出 法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数(回収率)	909 人(45.5%)
質 問 数	「子どもと子育てについて」9 問

【結 果】(抜粋)



(2) 定性調査

■ 定性調査一覧

区 分		対 象	内 容
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者 (主に小中学生)	子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」について
	②ファミリーデーなごや	来場者 (主に小学生)	
	③ひとり親家庭の子ども向けイベント	参加者(小学1年生～中学3年生)	
	④なごっちワークショップ	参加者(小学5年生～中学3年生)	困っていること、相談方法について
	⑤高校生まちづくりプロジェクト	参加者(高校生)	子ども・若者の意見表明に関する考えについて
	⑥愛知学院大学「法実務概論Ⅱ」	受講生(大学3年生～大学4年生)	若者の意見表明に関する考えについて
	⑦すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)	名古屋での子育てについて
⑧なごっちサミット		参加者(小学1年生～中学3年生)	子どもの権利が守られるまちについて考え、意見表明 ※子どもの権利相談室「なごもっか」との合同開催
⑨ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査		北部ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や必要な支援などについて意見聴取
⑩名古屋市立大学の学生による事業利用者及び支援者ヒアリング		中学生の学習支援事業の利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業利用者や支援者を対象にヒアリング
⑪子育て世代の座談会			
座談会		0～18 歳の子どもを育てる保護者	「自分のことが好きと答える子どもを育てるには」をテーマに意見交換
子育て家庭アンケート		子ども・子育て支援センター利用者	座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケート
⑫子育て当事者、支援団体からのヒアリング		未就学児の保護者、子ども・若者や子育て支援を行っている団体	子育ての当事者や子ども・若者、子育ての支援団体などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施

■定性調査の概要

① なごや子ども・若者わくわくフェスタにおけるアンケート					
概 要	「なごや子ども・若者わくわくフェスタ」に来場した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和 5 年 7 月 25 日(火)	場 所	イオンモール名古屋ドーム前	人 数	131 人

【結 果】

▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）		※上位 10 位を記載
いじめや暴力を受けないこと		42.0%
病気やケガの時に治療を受けること		38.9%
のびのび遊ぶこと		30.5%
自分の意見が言えること		26.0%
自分の考えを持つこと		24.4%
自分らしさが大切にされること		23.7%
ほっとできる場所があること		19.1%
ゆっくり休むこと		19.1%
興味にあわせて学ぶこと		13.7%
プライバシーが守られること		9.9%

② ファミリーデーなごやにおけるアンケート					
概 要	「ファミリーデーなごや」に来場した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和 6 年 1 月 27 日(土)	場 所	旧御園小学校	人 数	72 人

【結 果】

▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）		※上位 10 位を記載
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること		36.1%
たたかれたり、いじめられないこと		31.9%
ゆっくり休むこと		27.8%
のびのび遊ぶこと		23.6%
自分らしさが大切にされること		22.2%
自分の気持ちや考えをきいてもらうこと		22.2%
ほっとできる場所があること		18.1%
興味にあわせて学ぶこと		16.7%
みんなから認められ、頼りにされること		15.3%
自分の考えを持つこと		13.9%

③ ひとり親家庭の子ども向けイベントにおけるアンケート			
概 要	ひとり親家庭の子ども向けイベント(計 5 回)に参加した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。		
実施日	①令和 5 年 8 月 23 日(水) ②令和 5 年 8 月 27 日(日) ③令和 5 年 8 月 30 日(水) ④令和 5 年 10 月 14 日(土) ⑤令和 5 年 11 月 18 日(土)	場 所	①東生涯学習センター ②東生涯学習センター ③たきこ幼稚園 ④福祉スポーツセンター ⑤東スポーツセンター
人 数	①11 人 ②8 人 ③10 人 ④25 人 ⑤25 人 計 79 人		

【結 果】

▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）		※上位 10 位を記載
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること		31.6%
ほっとできる場所があること		29.1%
自分の考えを持つこと		29.1%
たたかれたり、いじめられないこと		25.3%
興味にあわせて学ぶこと		25.3%
ゆっくり休むこと		21.5%
自分らしさが大切にされること		20.3%
のびのび遊ぶこと		20.3%
自分の考えが大切にされること		19.0%
みんなから認められ、頼りにされること		10.1%

④ なごっちフレンズワークショップにおけるアンケート					
概 要	「なごっちフレンズワークショップ」に参加した子どもたちに、悩みや困っていること、相談方法などについてアンケートを実施しました。				
実施日	令和 5 年 8 月 25 日(金)	場 所	青少年交流プラザ	人 数	12 人

【結 果】

▶現在困っていること		
悩みや困っていることはない		33.3%
将来の進路のこと		25.0%
自分の外見や体型のこと		8.3%
友達や先輩など交友関係のこと		8.3%
▶どのような方法が相談しやすいか		
直接会って話す		41.7%
相談したくない		25.0%
手紙、はがき		16.7%
	周りの人にしてほしいこと こうなってほしいと思うこと	どのようなところなら相談してみよう と思うか
主 な 意 見	わからないことを教えてほしい	秘密を守ってくれるところ
	同じことを考えている人と集まりたい	親や友だちに知られないところ
	ない	何も言わずに聞いてくれるところ

⑤ 高校生まちづくりプロジェクトにおけるアンケート					
概 要	「高校生まちづくりプロジェクト」に参加した高校生に、意見表明の方法についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和 5 年 9 月 2 日(土)	場 所	青少年交流プラザ	人 数	11 人

【結 果】

▶市に意見を伝えやすい方法		
インターネットなどのフォーム		72.7%
メール		45.5%
SNS		45.5%
Webアンケートに答える		36.4%
▶若者が市に意見を伝えやすくなる工夫、ルール		
主 な 意 見	・学校等でアンケートに協力してもらう	・高校などよく行く場所に意見箱がある
	・自分の名前や顔を公にしなくてもいい	・身元を明かさなくてもいい
	・まず市施策を SNS で情報発信する	・YouTube に広告などを流す

⑧ なごっちサミット					
概 要	子どもたちが、子どもの権利が守られていない事例をもとに、子どもの権利が守られるには大人や社会がどうあるべきかを考え、グループごとに意見を発表しました。				
実施日	令和 6 年 3 月 16 日(土)	場 所	NHK 名古屋放送センタービル	人 数	24 人

【結 果】

▶権利が守られていない場面	
「公園の掃除で、子どもは邪魔だからと手伝わせてもらえなかった」 「学校の女性用制服がスカートかズボンか選べるようになったからズボンにしたいけど、親にみんなと違うといじめられるんじゃないかと言われた」 「校則が厳しすぎる」	
▶どのような気持ちになるか	
・子どもにもチャレンジさせて ・決めつけないで ・なんでここまで厳しくないといけないのか。もっと自由がほしい	
▶子どもの権利を守るにはどうしたらいいか	
・言い方をかえてほしい ・大人も子どもも自分の思いで参加できる ・性別で決めつけない ・生徒にも校則の変更に関わる権限がほしい	



⑨ ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査			
概 要	自立に困難感を有する若者から、現状や必要な支援などについて意見聴取しました。		
実施日	①令和 5 年 7 月 28 日(金) ②令和 5 年 8 月 10 日(木)	場 所	①北部ステップアップルーム ②なごや若者サポートステーション
人 数	①利用者 7 人、支援者 3 人 ②利用者 4 人、支援者 1 人		

【結 果】

▶利用している支援事業については、概ね満足している傾向
・自分のもう 1 個の居場所。家以外に居場所がないから、そういう時に頼れる場所。 ・積極的に発言できるようになった。元々前向きなタイプではないが、ここに来るようになって発言や行動が少しできるようになった。 ・前向きな思考ができるようになった。いろいろな体験をして、自分にもできることがわかるようになって、自信がついた。 ・家に長い間いると、どこかやはり後ろめたい気持ちがある。外に出るきっかけ、口実があるだけで、外に出ても堂々としていられる。一緒に取り組むうちに仲良くなった人もいて、その人たちに会いに行く感覚で来ているところもある。
▶支援につながるため、より効果的な広報が必要
・インターネット検索で上の方に出てほしい。 ・もっと SNS にも力を入れてほしい。ブログをやっている、そのサイトを知らないと思えない。X(旧 Twitter)などであれば流れてくる。 ・まず何をしたらいいかわからなかったの、ハローワークに行き、案内してもらった。働くというとハローワークが頭に浮かんだ。それくらいしか知らなかった。 ・駅のポスターとかなら目につくかもしれない。自分で思い立たないと検索もしない。何かふとしたきっかけで目に入るものもいい。
▶困難に配慮した利用のしやすさ
・最初の連絡手段が電話しかないのは、しんどい。人と交流を持っていない状態だったので、電話をかけること自体が億劫。LINE やチャットのような形式であれば、だいぶ連絡しやすいと思う。 ・学校に居場所がないと感じる人たちが行く場所にも、学校の人がいたら嫌だとも思えるかもしれない。 ・同じような仲間がいること。自分のことを話せて、わかってもらえる仲間がいることは通い続けられる一つの大きな要因だと思う。 ・学校を卒業して就職して、というルートから少し外れてしまったときにどうしたらいいか。傷ついている人もいると思うので、就職支援もいいが、傷つきをどうサポートするか。

⑩ 名古屋市立大学の学生による事業利用者及び支援者ヒアリング					
概 要	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が、中学生の学習支援事業利用者や支援者にヒアリングを実施し、事業の課題や解決に向けた考えをまとめました。				
実施日	令和 5 年 9 月 25 日(月) ～令和 6 年 1 月 29 日(月)	場 所	中学生の学習支援事業 実施会場 8 か所	人 数	47 人
実施者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生(11 人)				

【結 果】

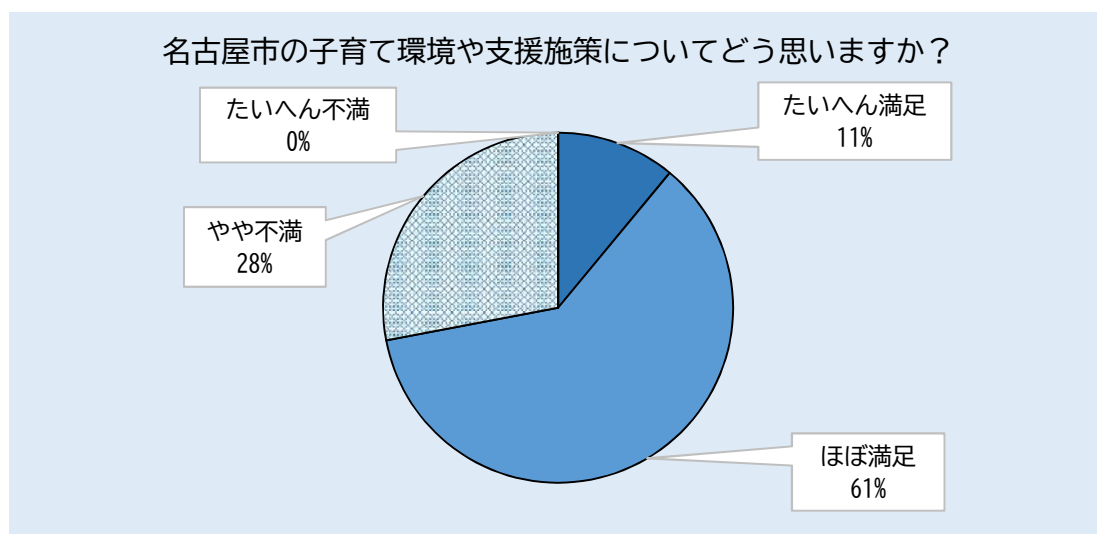
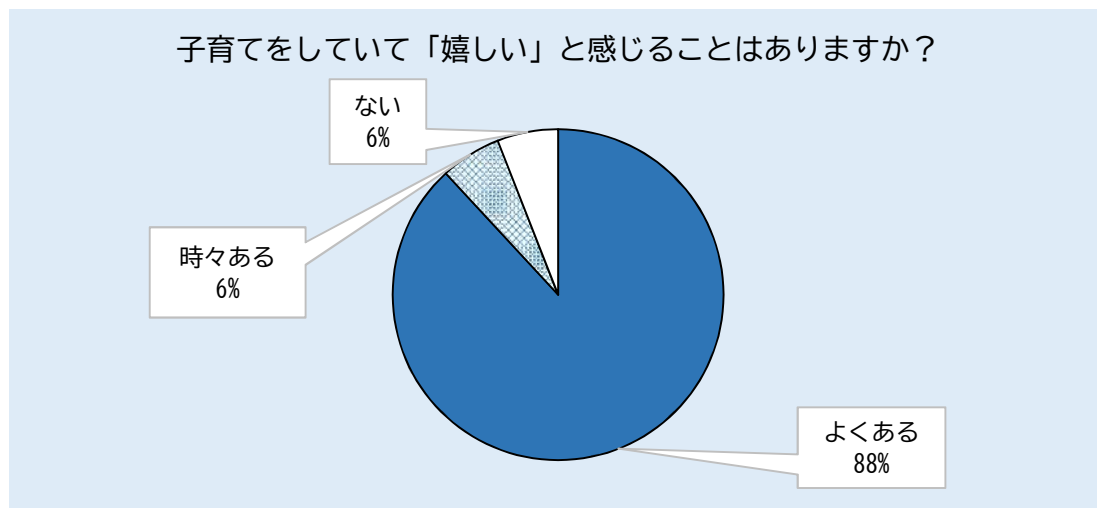
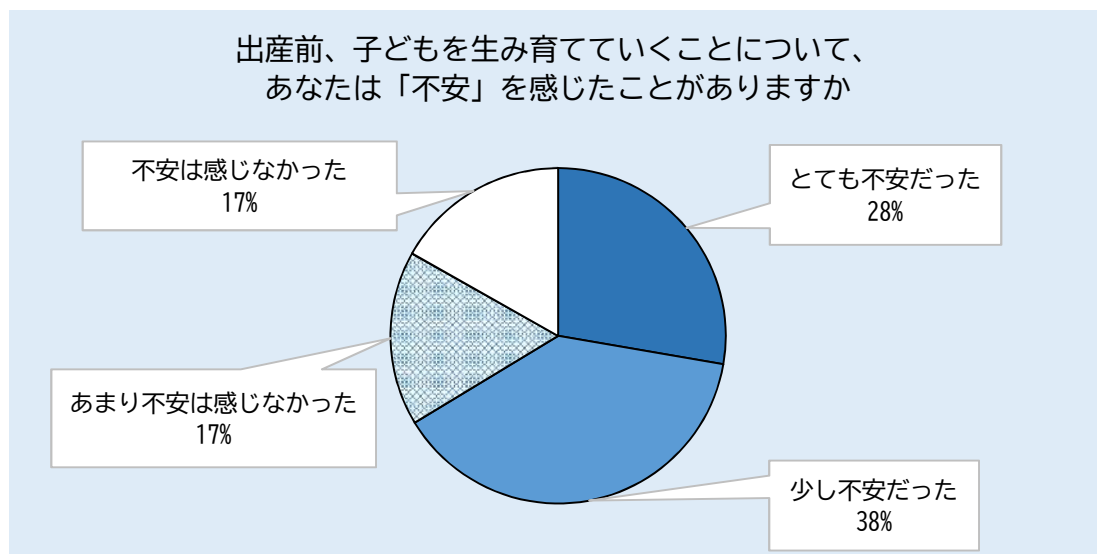
▶課題① 他の学習支援会場との連携が取れていない	
提案等	・会場ごとの特徴や雰囲気に記載したパンフレットを作成し、会場責任者に配布するなど、会場間で情報を共有する (期待される効果) ＊他会場との違いを知ることで、いい部分を取り入れることや、課題の発見や改善につながる
▶課題② 参加申請の手続きが複雑で、親の協力が必要不可欠である	
提案等	・学校と連携して申し込めるようにする (期待される効果) ＊支援が必要な子どもに情報が届きやすくなる ＊学習支援を利用したい子どもの意思をより反映しやすくなる
▶課題③ 居場所づくりを重視する会場ではお菓子を提供することもあるが、フードバンク等への寄付は年々減少している	
提案等	・居場所づくりを重視する会場の委託費用に、お菓子購入費も含められるようにする (期待される効果) ＊家では落ち着けない子どもたちがさらに安心できる居場所となる
▶課題④ 学習支援会場では、学校の教材またはプリントを使って学習している	
提案等	・名古屋市中で参考書の古本回収をし、学習支援会場の子どもの提供に (期待される効果) ＊受験に向けた自宅学習をスムーズにする

⑪ 子育て世代の座談会			
概 要	子育て中の方が集まり、「子育て」をテーマに不安や喜び、苦労などを話し合ってもらい、子育てに関する現状と課題について意見聴取しました。 座談会に先駆けて、758 キッズステーションで 7 月から 8 月にかけて実施する事前アンケートの結果をとりまとめ、座談会での意見交換に活用しました。		
実施日	令和 5 年 9 月 12 日(火)	場 所	758 キッズステーションマルチルーム
人 数	子育て中の方 6 人		

【結 果】

▶子育てで心がけていること	
・子どもといっぱい遊ぶ時間をつくる ・集中を邪魔しない ・家の中にとじこもらない ・人と比べない ・子どもがどこをがんばったのか、本人に聞く ・具体的にほめる	
▶子育ての課題	
自分自身の 困りごと	・気持ち、時間の余裕を持ちたい ・家に帰ったら子どもと過ごせる時間がほしい ・子育てで心がけたいことをできるだけやりたい ・児童館などで会う他の保護者には、毎回会うので、逆に悩み相談ができない
家庭や職場での 困りごと	・配偶者の協力がでない ・育児休業を夏休みと思っている夫に困っている ・いろいろなことを経験させられるお金や機会が必要 ・産休・育休に対する職場の理解がない ・残業が多い
▶どのような環境や支援が必要？	
行政	・1 歳以降の支援を増やしてほしい ・気軽に話せる子育てサロン ・男性に対する育児意識の啓発 ・多様な預かり支援の充実 ・子育て講座などのセミナー、オンライン講座
社会	・テレワークの普及 ・制度は整っているので、人の意識改革 ・働き方・育て方改革 ・積極的な子育ての手伝い ・子どものがんばりを見てくれる場(親だけで子育てしなくていい環境)

【事前アンケート】(抜粋)



⑫ 子育て当事者、支援団体からのヒアリング					
概 要	子ども・若者計画部会、子育て家庭計画部会、教育・保育計画部会の中で、子育ての当事者や支援団体から、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを行いました。				
実施日	①令和 5 年 10 月 20 日(金) ②令和 5 年 10 月 13 日(金) ③令和 6 年 1 月 29 日(月)	部会	①子ども・若者計画部会 ②子育て家庭計画部会 ③教育・保育計画部会	対象	①3 団体 ②3 団体 ③5 人

【結 果】

▶子ども・若者計画部会	
対象団体	・NPO 法人 ICDS(なごや若者サポートステーション受託) ・一般社団法人 愛知 PFS 協会(名古屋市家庭訪問型相談支援事業受託) ・一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト(名古屋市子ども・若者総合相談センター受託)
主な意見等	・若者は子どもの頃のいい失敗体験の機会が減っている。親も余裕がないので、失敗しない、調整させない傾向が見られる。 ・子ども・若者の経験の機会が減っている。ロールモデルがいない。自己肯定感が低い。 ・支援者をどう守るか。傷ついた子どもに支援者は毎日丁寧に接するが、限界がある。支援者以外にも、地域の大人が若者に関わる機会、コミュニティをどう作るか。
▶子育て家庭計画部会	
対象団体	・公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会(トワイライトルーム・スクール受託) ・特定非営利活動法人 子育て支援の NPO まめっこ ・特定非営利活動法人 こども NPO (特定非営利活動法人 起業支援ネットとの三者によるコンソーシアムで子ども・子育て支援センター受託)
主な意見等	・新型コロナウイルス禍で子育て支援にアクセスできなかった人が孤独・孤立感を持った。予約制や定員制などで出会いの機会が限られてしまった。 ・誰も自分が支援の対象にはなりたくない。まずは楽しい場所であるべき。日常会話の中で信頼関係を築き、その関係を途切れさせずにつなげていくことが大切。 ・相手の言葉だけでなく雰囲気などを観察して、必要なら個別サポートする。サポート段階では他機関につなぐこともあるので、つなぎ先を広げておくことが重要。

▶教育・保育計画部会	
対象者	・市立幼稚園利用世帯 ・私立幼稚園利用世帯 ・公立保育所利用世帯 ・民間保育所等利用世帯 ・在宅子育て世帯
主な意見等	・公立・私立や園の形態、家庭の所得に関わらず、名古屋のすべての子どもたちが好きなことや勉強を続けられるよう、支援を検討してほしい。 ・親が求めるのは、第一に子どものいのちと健康の安全確保。そのためには、保育士等の十分な配置が必要。保育の質の向上には、保育士等を増やす施策が必要不可欠。 ・周りの方と話していても、希望する保育所に入れないという状況がまだまだあると感じる。 ・リフレッシュ保育の実施園が限られている。自宅近くや通勤ルート上などが利用しやすいと思うが、施設数が少ない。もっと多くの場所で実施するといい。

(3)なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画
(案)パブリックコメント

■パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金)		
市民意見提出状況	区 分		件 数
	郵 送	大 人	2 人
		子ども	3 件
	ファックス	大 人	87 人
		子ども	0 人
	電子メール	大 人	9 人
		子ども	0 人
	ウ ェ ブ	大 人	27 人
		子ども	16 人
	直接持参等	大 人	0 人
		子ども	0 人
	計	大 人	125 人
		子ども	32 人

■市民意見の内訳

大人

項 目	件 数
計画策定の考え方	2 件
めざす姿	2 件
現状と課題	0 件
計画の基本的な視点	4 件
施策・事業	166 件
子ども・子育て支援事業計画	1 件
その他	1 件

子ども

項 目	件 数
子どもの権利	1 件
健康・いのち	2 件
安全で快適な環境	3 件
居場所と交流・体験	6 件
学び(学校生活)	3 件
その他	17 件